

平成23年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成23年9月12日開会
平成23年10月3日閉会

宿毛市議会事務局

平成23年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成23年9月12日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第30号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
(議案第15号)	
質疑	8
委員会付託省略	8
討論・表決	8
散 会 (午前11時18分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (平成23年9月13日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成23年9月14日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成23年9月15日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成23年9月16日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成23年9月17日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成23年9月18日 日曜日)	休会
----- . . . -----	

第 8 日（平成 23 年 9 月 19 日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 9 日（平成 23 年 9 月 20 日 火曜日）

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議（午前 10 時 01 分）	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 野々下昌文議員	1 3
市 長	1 6
野々下昌文議員	2 0
市 長	2 2
野々下昌文議員	2 2
市 長	2 2
2 山戸 寛議員	2 3
市 長	2 7
山戸 寛議員	2 9
3 今城誠司議員	3 0
市 長	3 2
今城誠司議員	4 0
市 長	4 0
今城誠司議員	4 1
4 高倉真弓議員	4 2
市 長	4 2
高倉真弓議員	4 4
市 長	4 5
高倉真弓議員	4 6
市 長	4 6
8 浅木 敏議員	4 6
市 長	5 1
浅木 敏議員	5 7
市 長	5 9
浅木 敏議員	6 1
延 会（午後 3 時 54 分）	

----- . . -----
第10日（平成23年9月21日 水曜日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
事務局職員出席者	63
出席要求による出席者	63
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 一般質問	65
1 松浦英夫議員	65
市 長	67
松浦英夫議員	68
市 長	69
松浦英夫議員	69
市 長	69
松浦英夫議員	69
教 育 長	69
松浦英夫議員	70
市 長	71
松浦英夫議員	71
選挙管理委員会委員長	71
松浦英夫議員	72
市 長	72
松浦英夫議員	73
市 長	73
松浦英夫議員	74
市 長	75
松浦英夫議員	75
市 長	75
松浦英夫議員	75
市 長	76
松浦英夫議員	76
2 岡崎利久議員	76
市 長	78
岡崎利久議員	80
市 長	80

	岡崎利久議員	8 1
	市 長	8 1
	岡崎利久議員	8 1
	市 長	8 2
	岡崎利久議員	8 2
	市 長	8 2
	岡崎利久議員	8 3
	松浦英夫議員	8 3
3	山上庄一議員	8 3
	市 長	8 4
	山上庄一議員	8 6
	市 長	8 6
	山上庄一議員	8 7
	市 長	8 7
	山上庄一議員	8 7
4	寺田公一議員	8 9
	市 長	9 2
	教 育 長	9 5
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 8
	寺田公一議員	9 9
	市 長	9 9
	寺田公一議員	9 9
	市 長	1 0 0
	寺田公一議員	1 0 0
	市 長	1 0 0
	寺田公一議員	1 0 0
	市 長	1 0 1
	寺田公一議員	1 0 1
	教 育 長	1 0 1
	寺田公一議員	1 0 1
	教 育 長	1 0 2
	寺田公一議員	1 0 3
	市 長	1 0 3
	寺田公一議員	1 0 3

市 長	1 0 4
教 育 長	1 0 4
寺田公一議員	1 0 5
5 濱田陸紀議員	1 0 5
市 長	1 0 6
教 育 長	1 0 7
濱田陸紀議員	1 0 8
教 育 長	1 0 9
濱田陸紀議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
濱田陸紀議員	1 1 1
教 育 長	1 1 1
濱田陸紀議員	1 1 1
教 育 長	1 1 2
濱田陸紀議員	1 1 2
市 長	1 1 3
濱田陸紀議員	1 1 3
市 長	1 1 4
濱田陸紀議員	1 1 4
市 長	1 1 4
濱田陸紀議員	1 1 4
散 会 (午後 4時34分)	

----- . . ----- . . -----

第11日 (平成23年9月22日 木曜日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 5
出席要求による出席者	1 1 5
開 議 (午前10時05分)	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで	1 1 7
質疑	1 1 7
1 寺田公一議員	1 1 7
企画課長	1 1 8
福祉事務所長	1 1 9

産業振興課長	1 1 9
建設課長	1 2 0
総務課長	1 2 0
水道課長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 2
企画課長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
2 山上庄一議員	1 2 2
教育次長兼学校教育課長	1 2 3
山上庄一議員	1 2 3
教育次長兼学校教育課長	1 2 3
山上庄一議員	1 2 4
委員会付託（議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで）	1 2 4
散 会（午前10時54分）	
議案付託表	1 2 5

第12日（平成23年9月23日 金曜日）	休会
第13日（平成23年9月24日 土曜日）	休会
第14日（平成23年9月25日 日曜日）	休会
第15日（平成23年9月26日 月曜日）	休会
第16日（平成23年9月27日 火曜日）	休会
第17日（平成23年9月28日 水曜日）	休会
第18日（平成23年9月29日 木曜日）	休会
第19日（平成23年9月30日 金曜日）	休会
第20日（平成23年10月1日 土曜日）	休会
第21日（平成23年10月2日 日曜日）	休会

第22日（平成23年10月3日 月曜日）

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
事務局職員出席者	128
出席要求による出席者	128
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで	129
(議案第16号から議案第30号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	129
総務文教常任委員長	130
産業厚生常任委員長	130
質疑	131
(議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで)	
討論・表決	131
(議案第24号)	
討論	
浅木 敏議員（反対）	131
表決	132
(議案第1号から議案第14号まで)	
継続審査	132
○日程第2 請願第1号及び陳情第1号外1件	132
(請願第1号及び陳情第3号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	132
質疑	133
(請願第1号)	
討論・表決	133
(陳情第3号)	
討論	
浅木 敏議員（反対）	133
表決	134
(陳情第1号)	
継続審査	135

○日程第3 委員会調査について……………	135
継続調査……………	135
○日程第4 意見書案第1号……………	135
(提案理由の説明)	
松浦英夫議員……………	135
質疑……………	136
委員会付託省略……………	136
討論・表決……………	136
○日程第5 議案第31号及び議案第32号……………	136
(提案理由の説明)	
市長……………	136
質疑……………	137
1 寺田公一議員……………	137
選挙管理委員会事務局長……………	137
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長……………	137
寺田公一議員……………	138
委員会付託省略……………	138
討論・表決……………	138
(閉会あいさつ)	
市長……………	138
閉会(午前11時18分)	
委員会審査報告書……………	141
請願審査報告書……………	144
陳情審査報告書……………	145
閉会中の継続審査申出書……………	146
閉会中の継続調査申出書……………	148
意見書案第1号……………	151

----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表……………	付-1
議決結果一覧表……………	付-3
議案……………	付-3
請願……………	付-5
陳情……………	付-6

平成23年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成23年9月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第30号まで

議案第 1号 平成22年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 3号 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 4号 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第 5号 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 6号 平成22年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 8号 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第 9号 平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第10号 平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第11号 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第12号 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第13号 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第14号 平成22年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第15号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第16号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第17号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第18号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
議案第19号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第21号 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第22号 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第23号 平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について
議案第24号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について
議案第25号 宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議案第26号 宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第29号 市道路線の変更について
議案第30号 市道路線の廃止について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第30号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
副 市 長 岡 本 公 文 君
企 画 課 長 山 下 哲 郎 君
総 務 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長 野 口 節 子 君
税 務 課 長 沢 田 清 隆 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長 村 中 純 君
環 境 課 長 松 岡 博 之 君
人 権 推 進 課 長 岩 田 明 仁 君
産 業 振 興 課 長 三 本 義 男 君
商 工 観 光 課 長 河 原 敏 郎 君
建 設 課 長 岡 崎 匡 介 君
福 祉 事 務 所 長 滝 本 節 君
水 道 課 長 岩 本 克 記 君
教 育 委 員 長 松 田 典 夫 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 金 増 信 幸 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 乾 均 君
千 寿 園 長 杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会
事 務 局 長 児 島 厚 臣 君
選 挙 管 理 委 員
会 事 務 局 長 島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成23年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において岡崎利久君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る9月8日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査をした結果、本日から10月3日までの22日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から10月3日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から10月3日までの22日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を9月13日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、皆さん、おはようございます。

残暑がまだまだ厳しい折でございますが、本日、平成23年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

国のほうも、新しい野田内閣になって早々に、また大臣が入れかわるような、よく内閣がかわるたびに、大臣がすぐに入れかわるというふうなことがなされております。非常に残念なことではございます。そういった騒動もございません。

また、3月11日の東日本大震災に続きまして、9月3日に高知県に上陸いたしました台風12号でございますが、御存じのとおり、近畿地方を中心にして、記録的な降雨量がなされました。このことで、土砂崩れ等で多くの方々が被害に遭われましたことにつきまして、お見舞いの言葉を申し上げたいと思えます。

幸いにも、当市では、台風12号では大きな被害はございませんでしたが、7月の台風6号でございますが、人的被害はございませんでしたが、土砂の崩落等で1億3,000万円余りの被害が出ております。

たび重なる災害によりまして、学校の耐震化を初めとする市民の皆様が、安心して暮らせるまちづくりを目指す事業の必要性和、その推進

について、今、強く感じているところがございます。

それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法でございますが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率、及び公営企業の資金不足比率を明らかにしまして、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられております。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっていませんので、数値は出ていません。

また、実質公債費比率。この実質公債費比率というのは、標準財政規模に対する実質的な公債費、いわゆる借金のほうでございますが、が占める過去3年度間の平均の割合、25%以上は財政健全化団体になりますし、35%以上になりますと、財政再生団体に指定されるという数字でございます。実質公債費比率は19.5%でございます。昨年度は20.2%ございましたが、今年度は19.5%ということで、早期健全化基準の25%は下回っているところでございます。

さらに、将来負担比率でございますが、これは標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債でございます。この将来負担比率についても、166.3%ということで、昨年度は169.6%ございました。早期健全化基準は350%ということでございますので、これを下回っているという報告でございます。

次に、資金の不足比率でございますが、この資金不足比率というのは、公営企業の歳入に対する資金不足額の割合でございます。これが20%を超えると、経営健全化団体に指定されるものでございまして、この資金不足比率については、いずれの特別会計も資金不足はありませんので、数値は出ていません。

このように、おおむね堅調な状況ではございますが、今後、各種施設の耐震化等の大規模事業が控えておりまして、依然として厳しい財政状況であることに変わりはないという認識のもとで、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第30号まで」の30議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第14号までの14議案は、平成22年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第15号及び議案第16号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

議案第15号は、SWANテレビへの経営支援のため、日本政策投資銀行からSWANテレ

ビが借り入れをしています借入金の償還額の一部に対して、貸し付けを行うため、CATV事業経営安定化支援貸付金として、2,082万円を増額しようとするものでございます。

なお、その財源としては、財政調整基金からの繰入金を計上しています。

議案第16号は、総額で2億5,216万7,000円を増額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、地方交付税が3億422万円、国庫支出金が4,729万1,000円、県支出金が2,288万8,000円、繰越金が5,348万4,000円。市債が4,827万円でございます。

減額する主なものとしましては、地方特例交付金が157万2,000円、繰入金が2億3,308万2,000円でございます。

また、歳出の補正の主な理由でございますが、人事異動に伴う人件費の調整のほか、増額する主なものとしては、総務費で四季の丘地区屋外放送施設整備事業補助金として180万円、鵜来島待合所建設工事費に440万円、施設等整備基金積立金として5,000万円を計上しています。

民生費では、認知症高齢者グループホームの防災対策のため、避難用ブリッジ、これは渡り廊下でございますが、この設置を行うことに対しまして、宿毛市認知症高齢者グループホーム防災改修費等事業費補助金として、650万円を計上しています。

労働費では、宿毛湾水産物付加価値向上事業として302万3,000円、光ケーブル自営柱設置用地使用契約業務として123万2,000円を計上しています。

農林水産業費では、森林を集約化し、施行の効率化を図ることを目的に、境界の確認であるとか、作業道の改良を行う事業、宿毛市森林整備地域活動支援交付金を323万7,000円、

台風による漁港の瓦れき等撤去費として、市単独工事費500万円を計上しています。

土木費では、台風災害等による土砂撤去にかかるものとして、市道維持補修工事費に400万円、河川等環境整備工事費に880万円、県道宿毛宗呂下川口線ほか2路線の県営道路事業負担金として938万4,000円を計上しています。

消防費では、東日本大震災により、消防団員の公務災害補償に伴う財源として、消防団員等公務災害補償等責任共済掛金が、団員一人当たりにつき、1,900円から2万4,700円に増額されることによりまして、高知県市町村総合事務組合分担金として1,135万5,000円、女性防火クラブの視察研修への補助として、女性防火クラブ活動支援事業費補助金30万円を計上しています。

教育費では、平田小学校、山奈小学校、橋上小学校、東中学校の2次耐震診断業務委託料として1,226万4,000円、市民体育館のシャワー室給湯器取りかえ工事費として192万9,000円を計上しています。

災害復旧費では、台風被害に伴う土木施設災害工事費として、7,047万円を計上しています。

諸支出金では、宿毛市土地開発公社保有土地購入費として、4,429万5,000円を計上しています。

議案第17号は、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で3,287万8,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、平成22年度実績に伴い、療養給付費等負担金等を返還しようとするものです。

議案第18号は、平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算です。

総額で、108万9,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人件費の調整及び施設の修繕費でございます。

議案第19号は、平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算です。

総額で、273万2,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整及び燃料費の高騰、定期船のミッションのオーバーホールに伴うものでございます。

議案第20号は、平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。

総額で、1,061万4,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び入所者の重度化により、リクライニング式車いす等の備品購入に伴うものでございます。

議案第21号は、平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算です。

総額で、383万円を減額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び沖の島学校給食センター休止により、その関係する予算について、減額しようとするものでございます。

議案第22号は、平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算です。

総額で、226万2,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

議案第23号は、平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

主な内容といたしましては、事業活動に伴い発生するすべての収益及び費用が計上される3

条予算、これは収益的収入及び支出ということでございますが、これにつきましては、人事異動に伴う人件費の変更と、中筋川ダムの耐震診断が実施されることになりましたので、県補助金を55万7,000円受け入れまして、111万3,000円を負担しようとするものでございます。

また、建設改良や企業債償還金等の支出、及びその財源となる収入が計上される4条予算につきましては、老朽化しています宿毛上水道施設のポンプ取りかえ工事、2,506万4,000円、及び小筑紫簡易水道施設の減圧弁取りかえ及び配水管布設がえ工事を行う必要が生じたので、企業債を借り入れし、989万3,000円の事業を実施しようとするものでございます。

議案第24号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、並びに地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を、5,000円から2,000円へ引き下げることや、租税罰則に係る過料を、3万円から10万円に引き上げること等につきまして、改正しようとするものでございます。

議案第25号は、宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、本年8月24日から、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴いまして、法令に基づき、宿毛市スポーツ振興審議会を宿毛市スポーツ推進審議会へ、名称変更等の改正をしようとするものでございます。

議案第26号は、宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、平成23年第1回宿毛市定例議会において議決をいただきました「貝礎児童遊園」の地番につきまして、錯誤がありましたので、地番の改正をしようとするものでございます。

議案第27号及び第28号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

沖の島辺地につきましては、消防施設として軽積載車の購入事業を、それから栄喜辺地につきましては、簡易水道施設の整備事業につきまして、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号は、市道路線の変更についてでございます。

市道田ノ浦団地1号線は、田ノ浦漁港沿いの部分は、臨港道路として高知県が整備を進めておりまして、管理が重複する部分を、市道から除外する必要があるため、本路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号は、市道路線の廃止についてです。

市道池島樺線は、宿毛湾港の工業団地を土地造成する計画の際、同道路の南北の土地を一体的に利用する目的で、工業団地の一部とすることを決定しておりまして、高知県による造成工事が、本年度完了することで、道路として利用できなくなるため、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申しあげました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提

案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

-----・-----・-----

午前11時15分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第15号を先議いたします。

これより、議案第15号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第15号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第15号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月13日から9月16日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月16日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月13日から9月19日までの7日間休会し、9月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時18分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 3 年 第 3 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 3 号	平成 23. 8. 26	大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について	高知県国家公務員労働組合共闘会議 議長 小松 貴徳	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成 2 3 年 9 月 1 2 日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成23年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第9日（平成23年9月20日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 野口節子君
税務課長 沢田清隆君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕二郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。6番、野々下昌文でございます。

一般質問に先立ちまして、先の紀伊半島豪雨で亡くなられました方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

それでは、通告に従いまして、一括方式で質問を行います。

先日、私たちの地域で高齢者のひとり暮らしの方が家で倒れ、救急車で搬送されるということがございました。地域の方たちは、救急車が来るまで、その方の体調が悪化していたことをだれも知らなかったということであります。私たちの地域でも、核家族化に伴い、地域コミュニティが希薄になっていることを強く感じたことでした。

そこで、1点目は、高齢者のひとり暮らし対策。2点目は、さきの台風12号の紀伊半島豪雨災害を受け、地域防災対策について、市民目線に立った質問を行いたいと思います。市長には、的確な答弁をよろしくお願いいたします。

この6月末に総務省が発表した2010年国勢調査の抽出速報で、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となることが明らかになったと、新聞に掲載をされておりました。

それによれば、一般世帯の家族形態割合において、ひとり暮らし世帯は31.2%となり、今まで最も多かった夫婦と子供世帯の28.7%を上回った形となりました。

このことは、1960年の世帯に関する調査

開始以来、初めてのことで、将来、この単身世帯はさらにふえ続ける見通しであるそうであります。

日本の社会保障システムは、従来、夫婦と子供世帯を標準としてきました。これまでの国の施策は、人口減少や高齢化がキーワードでしたが、これに単身化が加わることになり、ひとり暮らし世帯の増加がもたらす影響は、決して小さくありません。新たなセーフティネットの構築が必要となってまいります。

特に、高齢者のひとり暮らし対策は、早急に具体化しなければなりませんし、全国では高齢者の15.6%、457万7,000人が単身で生活を送っていて、男性の10人に1人、女性の5人に1人にまで達しているといわれております。

ひとり暮らしの高齢者は、引き続き増加が見込まれ、団塊の世代が65歳を超える2015年以降は急増し、2020年には人口の4割が単身世帯となることが示されておりました。

昨年夏に見られたような高齢者の所在不明問題のような事態を、二度と引き起こさないためにも、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みが必要ではないかと考えています。

そこで、現状の認識と、具体的な見守り強化策を提案をしたいと思います。

初めに、本市の実態であります。高齢化率が28.72%、実数として6,531人、そのうちの947人がひとり暮らし高齢者であります。

介護認定者は210人、うち約43人が認知症患者となっております。

単身世帯の増加、特にひとり暮らし高齢者の実態や、認知症患者の実態について、どのような認識を持っておられるのか、お伺いをいたします。

続いて、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者の

みの世帯、また常時、注意が必要な高齢者がいる世帯が年々増加している中で、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活できるようにするためには、介護サービスを初め、さまざまなサービスが高齢者のニーズに応じて、継続して提供される必要があります。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たすための総合的な機関として、地域包括センターが設置をされておりますが、ひとり暮らし高齢者の見守りは、地域においては既に老人会であるとか、社協、民生児童委員などが行っておりますが、日ごろからの安否確認を、今後は地域の社会資源としての薬局や新聞販売店、郵便事業会社や消防署、地域医療機関などの連携や協力、情報提供などが考えられると思います。

そこで、地域包括支援センターを中心にした見守るということに関して、民間事業者と連携して、強化する施策は考えられないのか、お伺いいたします。

また、高齢者の方、急病や、災害などで動けなくなったとき、駆けつけた救急隊員が迅速かつ適切に救援活動ができるよう、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を、あらかじめ自宅に保管しておく緊急医療情報キットというものがございます。

緊急医療情報キットは、円筒状のプラスチック容器、A4サイズの書類を丸めて入れられるようになっておりますが、この中に病歴や服薬内容、かかりつけの病院などの医療情報を入れ、自宅の冷蔵庫に保管をしておきます。

このキットが家の中にあることを示すための、玄関ドアの内側に張るステッカーや、冷蔵庫の扉に張るマグネット式ステッカーもセットになっております。

これは、緊急時、災害時において、駆けつけた救急隊員の迅速な措置が可能になるということであり、本人が用意するものは、健康保

険証のコピーや、本人確認できる写真などです。本市においても、この災害緊急時などに、高齢者、障害者、介護認定者、65歳以上の要支援者の安全、安心のために、緊急医療情報キットを作成し、対象者に配付できないか、お伺いをいたします。

最後に、介護予防のために、市町村が行う地域支援事業の一環として、介護支援ボランティアを行った高齢者に対し、換金できるポイントを与える介護支援ボランティア制度が平成19年にスタートをしております。

65歳以上の人が、特別養護老人ホームなどの高齢者施設で配ぜんの手伝いや高齢者の話し相手などのボランティア活動を行うとポイントがもらえ、ためたポイントを現金に交換できるということです。

結果的に、介護保険料の負担が軽減されるという仕組みであります。対象になる活動やポイントの換算方法などは、自治体によって異なりますが、多くは、1時間当たり100円程度の換算で、年間5,000円を上限としています。

中には、ポイントを特産品や地元の商店で使える地域通貨や、商品券にかえられるほか、福祉団体に寄附できる自治体もあるようです。元気な高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげるとともに、地域を活性化させるのが制度のねらいであります。

換金などの経費は介護保険から支出するため、財政負担を懸念する声もありますが、東京都稲城市では、市内の高齢者の2.2%に当たる約300人が参加した平成20年の実績をもとに試算したところ、介護予防効果がポイント換金の負担を上回り、高齢者一人当たり月額で約11円、費用削減効果があったと報告をされております。

稲城市の高齢者福祉課では、参加者がさらにふえれば、効果も高まるのではと期待をされて

いるようであります。

高齢化の進行で介護保険の給付額がふえ、今後も介護保険料の上昇は避けられない見通しであり、24年度からは、65歳以上の保険料が、全国平均で月額5,000円を超える可能性がある」と指摘もされております。

保険料抑制策として、介護支援ボランティア制度の導入を提案し、市長の所見を伺いたいと思います。

また、私たち公明党は、一昨年(2011年)の11月、12月、全国で取り組んだ介護総点検で、約10万人の介護現場の声を集め、これをもとに、新介護公明ビジョンを作成しております。

このビジョンにおいて、介護保険料の軽減策の一つとして、介護保険を3年間利用しなかった65歳以上の元気な高齢者に対し、介護予防に取り組んでいることを評価し、お元気ポイントのような介護保険料や、サービス利用料の負担を軽減するポイントシステムの導入を、このビジョンの中で提言しております。

この点についても、市長の御所見を伺いたいと思います。

次、地域防災についてであります。

去る9月3日、本県に上陸した台風12号の集中豪雨により、紀伊半島地方に死者、不明者104人、奈良県、和歌山県においては、川のはらんや土砂崩れにより、道路が寸断され、9月6日時点で26地区、2,500人が孤立をするという、大変な災害を引き起こしました。

今回、住民への避難勧告、指示が出された地域で実際に避難した住民が少なかったこと。あわせて、避難勧告の指示が出されていない地域で、被害が拡大したという状況があったことを、新聞報道されておりました。

このような実態を踏まえ、本市においても、住民への情報伝達のあり方や、自治体の防災対策を再検証する必要があるのではないか。そこ

で伺います。

本市においても、台風12号の集中豪雨のように、孤立集落が出ることは十分考えられることとあります。山間部や沿岸地域にある集落の自主防災組織と、災害に備えてのシミュレーションを行い、防災訓練、避難訓練をしておく必要があるのではないか、お伺いをいたします。

続いて、私の住んでおります野地、小川、草木藪、また高石といった地域には、緊急放送屋外施設がございません。このように、緊急放送が入らない地域は、市内にどのくらいあるのか、お聞きをいたします。

また、防災行政無線が未設置の地域や、設置されていても聞こえづらい地域も多くあり、災害時の緊急情報は一人一人に確実に伝えることができるかできないかで、生死を分けることになります。

周知市町村では、告知情報端末が全戸に取り付けられているところもあり、先日は、須崎市がラジオ電波を使った防災情報端末を全戸に配布することを決めております。

本市はどのような対策を行うのか、お伺いをいたします。

次に、このような自然災害で、高齢者や障害者の皆さんが逃げおくれないように、市町村が情報伝達の方法など、事前に定めることになっている避難支援全体計画はでき上がっているのか、お伺いをいたします。

最後に、6月議会で質問しました、被災後、家を失った住民が、生活再建に向けて、なくてはならない罹災証明の発行から、支援金や義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できる被災者支援システムについてであります。市長は、答弁の中で、今後、当市でも使用するに当たっての問題や、課題について、再検証を行い、いいシステムであれば、取り入れていくとおっしゃられて

おりましたが、どのような検証を行われてきたのかお伺いをいたしまして、最初の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

ただいま、るる、いろいろなお話がございました。いろいろな、いつも大変よい提案をいただいている状況でございまして、今回も非常に、我々にとって参考になる提案をいただいたというふうに、私は思っております。

宿毛市の高齢者の関係、それからひとり暮らし、そして認知症患者等の実態ということもございまして、いろんな御説明を受けたわけでございます。

昨日、敬老の日で、各地にも出かけていきまして、老人が、保育園の生徒さんであるとか、地域の人たちのいろいろなもてなしを受けたというふうな形で、お年寄りたちが大変喜んでいたという事実もございます。

そういった形で、地域の皆さんが、やっぱりこういった高齢の方々と一緒になって、いろんなことをするというふうなことが、非常にすばらしいことだというふうに、私自身感じたところでございます。

宿毛市の高齢者。高齢者、65歳を高齢者と、一応、定義づけているわけでございますけれども、ただいま、いろんな政府からの発表のこともございましたけれども、100歳以上の方が、宿毛市には16名ほどおられます。それから、65歳以上の方が、今、人口が2万2,758人おりますが、6,544人という数字で、高齢者、いわゆる65歳以上の方が、全体の人口に、比率でいいますと28.75%というふうな宿毛市の人口構成になっておるわけでございます。

野々下さんから、さまざまお話がございましたが、基本的には、やはり私自身も親子、それからじいちゃん、ばあちゃんと一緒に、やっぱり暮らせるという家族構成というものが、日本の非常にいい社会だというふうなことは思っているわけですが、何さま高校を卒業したら都会に出ていくとか、そのまま就職していくというふうなところで、親御さんが残されたり、または高齢者になっても、ひとり暮らしをせざるを得ないとかいうふうな、いろんな事情があるというのも、我々の社会情勢かなというふうなことを思っているところでございます。

るる御質問がありました件につきまして、一つずつ答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申しました宿毛市の高齢者の実態では、他の、この幡多地域と同様でございまして、増加傾向にあります。特にひとり暮らしの高齢者世帯に対する日常的な見守りであるとか、緊急時の支援策につきましては、きめ細かな対策が、今後ますます求められていくというふうなことを、認識をしているところでございます。

高齢者支援の一つとしまして、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、それから障害のある方などが、災害のときとか、日常時における支援を、地域の中で受けられるようにするための施策といたしましては、宿毛市災害時要援護者登録制度というのをセットしております。

この制度は、平成21年度に制定をしまして、地域での支援を希望する方からの届け出によりまして、要援護者台帳を整備しておりまして、登録者には見守りカードを配布しまして、関係機関に台帳の副本を保管することで、関係者間での要援護者の把握と、共有を行っています。

この「届け出により」というところがございまして、どうしても個人情報との関係等がございまして、こういった「届け出により」というふうなことで、させていただいているわけでござ

います。

あとは、地域の社会資源、先ほどございました電力の検針者だとか、新聞配達の人だとか、こういった方々を社会資源というふうな呼び方を、今、されているようでございますが、こういった方々の協力を得た高齢者の見守りにつきましては、現在、高知県の取り組みの中で、県と、高知県民生委員児童委員協議会連合会と民間業者との間で、高知県における地域の見守り活動に関する協定の締結がございまして、新聞販売所とか、電力会社等、日ごろから地域住民と接する機会の多い事業者が、商品の配達であるとか、メーター検針のための各戸訪問時においての声かけであるとか、異変に気づいた場合には、関係機関へ連絡するなどの体制が整備されています。

現在、協定は7つの事業者でございますが、市内でも見守り活動が行われているところでございます。

ただ、7つの事業者と申しましても、宿毛市に全員が、事業者があるとは限っておりませんので、宿毛市といたしましても、この事業者環境をこれからふやしていく施策が必要ではなかろうかというふうなことを思っております。

宿毛市における高齢者の見守りにつきましては、宿毛市食の自立支援事業、それから宿毛市緊急通報装置給付貸与事業、それからSOSネットワークシステムなどがございまして、日常から緊急時におきまして、さまざまな機関と連携した支援のネットワークが構築されております。

ある一定の役割を果たしていると、これが認識をしています。

しかしながら、今後、予想される高齢者の単身世帯の増加、それから高齢者のニーズとか状況、状態の変化に応じた対応が、いろいろな対応が求められるというふうに考えますので、こ

れまで以上に、地域の実態によって、把握している宿毛市民生児童委員会協議会とか、地域包括支援センターとの連携を密にしまして、高齢者の暮らしを守る活動を推進していかなければならないというふうに認識をしております。

次に、緊急医療情報キットの導入でございますが、これは緊急医療情報キット、野々下議員からも御説明ございました、個人の体に関すること。医療関係書類ということになるかと思いますが、宿毛市では、これにかわるものとしたしまして、宿毛市災害時要援護者登録制度の登録者に、宿毛市見守りカードというものを配布しております。この見守りカードには、本人の基本的な情報のほかに、家族とか親族などの緊急連絡先、それから災害時などに支援いただく地域支援者、それからかかりつけの病院、車いすやつえ、服用薬など、日常に必要な生活用具など、申請時に提供していただいた情報が記載をされておまして、冷蔵庫に保管する緊急医療情報キットとは、ちょっと形状が異なりますが、内容につきましては、同じような形ではなかろうかというふうに思っております。

ファスナー付きのクリアケースでございますので、見守りカード以外の書類を収納することは可能でございます。機能として、十分、果たせるのではなかろうか。

これは、今、ここに持ってきておりますが、こういったクリアケースでございます。この中に見守りカードの、いろんなことを書くところがございます。

それから、支援組織の連絡先、電話番号等も書いておまして、御本人に関して、余り、別にプライバシー的なことの、立ち入ったことではなくて、ここを救護支援するときには必要なことを書かせていただくというふうな状況のものを導入しておるところでございます。

次に、介護支援のボランティア制度の導入で

ございます。非常によい御提案だというふうに思います。

一応、介護支援ボランティア活動は、介護保険制度におきます地域支援事業を活用することで、地域の高齢者が他の高齢者のために介護支援ボランティア活動を行うことによりまして、みずからの介護予防に役立つ取り組みを行うことを目的としているところでございますが、具体的には、高齢者が介護支援ボランティア活動をすることで、社会参加をしていく。また、活動を通じまして、お互いに助け合うことで、地域貢献を行うとともに、ボランティアを通じまして、自身の健康増進とか、介護予防を図っていくことを支援する内容となっております。

多数のボランティア参加によりまして、介護予防が推進されまして、介護保険料の抑制となっていくのは、野々下議員御指摘のとおりでございます。

御提案いただいた制度の導入につきましては、市内のボランティア活動参加状況などの現状把握をするということ。それから、高齢者の介護予防に役立つ取り組みの一つの方法としまして、費用対効果も考慮しながら、検討もしていきたいというふうに考えております。

それから、公明党の10万人の声を聞くというふうなことの御提案ございました。そういった形での、介護保険を利用しない人に対するポイント制ということも、これは非常によいことかなというふうなことを、今、思っております。どういった形でできるか、ちょっとまた検討もさせていただければ幸いです。

次に、地域防災対策でございますが、まず、集中豪雨による孤立集落対策でございます。この孤立集落対策につきましては、各市町村でも大きな課題となっております。

県内の市町村と、高知県の防災担当職員で構成をいたします市町村課題検討会の中でも、大

きなテーマの一つとしてあがっているところでございまして、その中で孤立の定義について、議論を行ったということでございまして、高知県内では、がけ崩れなどの危険箇所が、県内で1万8,122カ所あるそうでございます。

それから、宿毛市内では、594カ所が指定されておりまして、この指定箇所のどこが崩れるかによりまして、これは孤立する集落の位置とか、範囲が大きく違ってくるというふうになって、定義を定める。そういったことで定義を定めるのではなく、それぞれのケースによって判断していくということが必要ではなかろうかというふうな、この会議での結論となっているところでございます。

その中で、大きく分けまして、各国道、県道、主要市道、その他の市道の寸断というふうな、各ケースにより考えていく必要があるとの見解が、結果として出されて、この市町村課題検討会の結果として、出されているところでございます。

これを踏まえまして、一自主防災組織の枠を超えまして、近隣の自主防災組織との連携であるとか、通信手段の確保、地域内での備蓄等を含めまして、救助が来るまでの、地域内でどのような対策を検討していく必要があるかを、協議しなきゃいけないというふうに考えておりまして、現在、沿岸部の津波避難対策を中心に進めていますが、今後は山間部の孤立対策も、同時に進めていかなきゃいけないというふうなことを考えておるわけでございます。

次に、緊急放送の屋外施設でございます。

まず、現在、当市で防災行政無線の放送施設を設置している地域でございますが、津波からの避難を目的にしまして、56基の屋外子局を津波浸水予測地域に設置しております。

津波浸水予測地域以外の地域には、今のところ設置をしていない状況でございます。

また、この消防無線は、宿毛市内に23基を配置しています。この二つの緊急放送屋外施設で対応できない地域でございますが、野々下議員からのお話もございました、草木藪から高石にかけての地域、それから中角、押ノ川、都賀川、小三原、山奈、平田の一部などの地域が、緊急放送施設がない地域となっております。

次に、告知情報端末やラジオ電波を使った防災情報端末の配備でございますが、現在、防災行政無線が設置されていない地域とか、聞き取りにくい地域がございまして、いろいろな情報伝達手段を検討しているところでございます。

私も9月4日の防災訓練に、実は宿毛土木事務所へ行きまして、市役所からそっちへ向かったわけでございますけど、サイレンの音が非常に小さく、聞こえない状況でございました。これはもう、非常に認識を強くしたところでございます。

屋外緊急放送、これはやはり野々下議員おっしゃるように、一人一人に確実に、津波が来るぞといっても、これは山の人には関係ないということではなくて、宿毛市全域の人たちに、山に住んでいる人も海岸端にいるかもしれません。そういったことも、いろんな、含めた形で、伝達をきちんとしていかなきゃいけないというふうな認識を持っているところでございます。

いろんな情報伝達手段が、非常に機器の関係で伝わりにくい状況というのは一応認識しておりますが、その中で、ことしの7月19日に導入をいたしましたのがエリアメールでございます。

宿毛市内にいますNTTドコモの携帯でございます。これは、1社に、今のところ限られておりますが、ほかでもまた、働きかけもしていきたいというふうに思っておりますが、ドコモの携帯に対しまして、一斉に情報発信できるというものでございます。

この機種によっては、ドコモの関係も受信対応ができていないものもございまして、この導入によりまして、多くの方への伝達が可能となっております。

そのほか、今現在、検討しているものでございますが、ラジオ電波を使った防災情報端末の整備も検討しておりまして、今後の防災行政無線のデジタル化を含めて、検討を行っております。

また現在、各地域に設置してありますコミュニティの放送施設と、防災行政無線を連動させることができないか、そういったことも考えておりまして、多くの方に、複数の手段を用いて、情報を伝達できるような検討を進めています。

次に、高齢者や障害者への避難支援全体計画でございます。この内容につきましては、6月議会での高倉議員への、一般質問と同じ回答になろうかと思いますが、宿毛市では、ひとり暮らしの高齢者とか、障害のある方などが、災害時や日常時における支援が必要な方に対しまして、行政、自主防災組織、民生委員、児童委員、近隣の方など、地域が連携して、地域の中で支援が受けられるようにするための、先ほども申しました宿毛市災害時要援護者登録制度を21年度に制定をいたしまして、災害時における地域での支援を希望する方からの届けによりまして、平成22年度に要援護者台帳を整備したところでございます。

この要援護者の支援につきましては、地域の方々に、地域支援者として御協力をいただくことになっておりますが、平成23年度事業で要援護者台帳の更新とあわせまして、具体的な避難誘導の方法とか、避難経路等の宿毛市避難支援プラン全体計画を策定することにしておりますが、ことし3月に発生しました東日本大震災によりまして、全国的に避難場所とか、避難方法

等、防災計画の見直しがなされるような状況にございまして、本市におきましても、市民の方々の意見とか、東日本の被災地の状況などを踏まえまして、防災計画の見直しと並行しながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、被災者支援システムの検証でございます。6月議会で質問がございました。被災者支援システムでございますが、6月議会以降の対応といたしましては、このシステムを使うためのインストールキーの発行申請を行いまして、利用許可をいただいております。

このインストールキーを使い、被災者支援システムのデモサイトに入りまして、システムのデモを行っておるところです。

担当者がデモを体験した感想を申し上げますと、数日間の研修を受ければ、システム自体は使用可能ということでございます。

使用についての課題も何点かございまして、まずその1点目としまして、被災時には、だれがそのシステムの操作をするかということがわからないために、全職員が操作可能にしておく必要があろうかというふうなところなんです。

また、地震だけではなくて、各種の災害でも使用できるように、各担当課で操作できるように、被災者支援システム用の単独のパソコンを各課に配備しまして、専用のサーバー等を設備する必要がございます。

2点目としまして、このシステムは、被災後に使用するために、現庁舎に設置しておけば、使用できないことも予測されます。

そのために、災害発生後のことを考え、同じシステムを入れたパソコンを、本庁舎以外へ配備していく必要がございます。

それから、3点目としましては、被災後に住基情報をCSV形式でシステム内に取り込む必要がございまして、住基情報をいつ、どこで、

だれもが取り出せる体制づくりが必要でございます。個人情報との関係が、そこで出てくるんじゃないかろうかというふうなことが、課題としてございます。

この3つの課題について、現在、検討しているところでございます。今後、導入に当たりまして、被災者支援システム全国サポートセンターとかの情報担当と協議、連携をとりながら、導入に向けて検討したいというふうなことを、今、考えているところでございます。

今、るる申し上げたことにつきまして、御提案していただきましたこと、そしてまた答えたことに対しましては、いずれにせよ災害がいつ来るかわからないという状況でございますから、我々としては、早急な対応をしていく必要があるかというふうなことを認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。若干ではありますが、再質問をさせていただきます。

高齢者でひとり暮らしをされている方は、ふだん、たとえ体が元気であっても、いろいろな不安を抱えて過ごされていることだと思います。

その中で、日常、だれかが声をかけてくれるというのは、少しでも不安が解消されるのではないかと思います。前向きに7つの、業者等との計画もされているということでもありますので、前向きに取り組んでいただいているということですので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、医療情報キットについてですが、本市では、宿毛市見守りカードという形で、ほぼ同じ内容での取り組みをされておられるということで、先進的な取り組みだと思います。

そこで、本市の見守りカードの配布人数、利

用状況はどうなっているのか。また、本市では、早くから、先ほどありましたけれども、緊急通報システムを取り入れられておられます。わかれば利用状況を教えていただきたいと思います。

続いて、介護ボランティア制度についてであります。東京の稲城市というのは、自治体規模がちょっと違いますよというような答弁であったように思いましたが、稲城市は、全国でも最も先進的な市として、よく比較されているところですが、今、全国で53の市町村で、この取り組みをされていまして、その中の3市町が、この四国の中にございます。

一つは、愛媛県久万高原町と、香川県小豆島町、徳島県鳴門市ですが、少し久万高原町の取り組みを紹介しておきたいと思います。

久万高原町は、平成21年7月からの取り組みをされておまして、3年目を迎えております。

1年目の登録者数は176名、昨年は71名で、ボランティアの内容は稲城市とほとんど一緒の内容となっております。ほとんどの方が、何らかの形で、ボランティア活動に参加をされているそうであります。

その中に、初年度に換金された方が22名で、7万4,000ポイント。ほとんどの方は、本人の介護予防や健康維持のため、またボランティア手帳に判を押してもらえるのが喜びでというようなことで、換金をされなかったそうありますが、介護保険の中の地域支援事業としての介護保険料の2分の1、また、国、県、市それぞれ2分の1、4分の1の予算を財源にしていることから、計算すると、市の支出というのは9,250円となります。

この9,250円で174人余の方が、介護支援ボランティア活動に参加されたということに、この久万高原町ではなったようであります。

昨年度も、少し換金につながったけれども、

ほぼ同じ内容だったといわれております。

小豆島町、鳴門市については、ボランティア養成講座を受講しなくては登録できないというシステムになっておまして、それぞれ73人、60人という登録者数で、換金率は約30%未満ということでありました。

当然、皆さんの換金率が低いからといって、導入できるという問題ではありませんし、本市の市民のニーズもあろうかと思えます。

私も、高齢化の進行によって、ふえ続ける介護給付費の抑制の一翼を担えればとの思いで提案をしております。執行部の皆さんにおかれましては、先進地の情報をいただくなり、視察に行くなりして、勉強をしていただくことを、再度、提案をしておきたいと思えます。

次に、地域防災についてですが、情報伝達制度については、検討中ということで、財政的なこと、また電波のデジタル化等々、乗り越えなくてはいけない課題もたくさんあろうかと思えますが、しかし、市民を守るためには、全員に判断基準となる情報が、正確に伝わるのが基本であろうかと思えます。

デジタルでもアナログでも、正確に、早く、市民に届く方法でお願いをしたいと思います。

また、避難支援全体計画についてですが、本市においては、既に22年度から取り入れて、運用されているということですが、そこでお聞きをいたします。災害時要援護者の台帳登録は、対象者に対してどのくらいの登録をされているのか。また、要援護者に対する支援者の人員確保については、どの自治体も御苦勞をされているようではありますが、本市の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

最後に、被災者支援システムについては、前向きに取り組みをしていただいているということで、担当者が数日間の研修を受ければ可能ではないかというような話でございましたので、

どうか前向きに、今後、取り組んでいただきたいと思いますので、そういうことで再質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま、介護ボランティアのことも出ましたので、介護予防といいますか、いわゆる保険料が安くなるのは、財政的にも非常に助かるということで、よく認識はしているわけでございます。

御提案として、小豆島、鳴門市、久万高原町ですか、四国の中でもこういったことを実施されているということでございますから、機会を見つけまして、勉強に行かせるとか、そういったこともちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

それから、緊急情報のことは、本当に市民一人一人が、実際の警報であるとか、情報をきちんと把握できるような形を、ぜひ取っていかなくちゃいけないということは、重々わかっております。

まだその機器の設置が、全体で追いついていないというのが現状でございます。この現状を早く打開をしなくちゃいけないというふうな認識も持っておりまして、災害時には、皆さんがやはり早く、その現場、命を守るということの情報を、きちんと把握していただくということが、我々も大切になってくるというふうに思っております。

先ほどの御質問ございました、要援護者登録台帳へ登録していただいた方に対して、見守りカードの交付でございますが、見守りカードの交付につきましては、現在、1,240名というふうになっております。

緊急通報装置の交付件数につきましては、直近の数字では113名というふうなことでござ

いまして、これ、ぜひ皆さん、登録された方が、全員が見守りカードというふうなことの登録を、ぜひしていただければありがたいかなというふうなことを思っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 見守りカードについてであります。現在、1年ほどの取り組みだということを伺っております。また、緊急通報システムにしても、関係者以外の皆様への、本市が行っているような、このような福祉サービスの内容の周知徹底が、まだ少ないように思います。さらなる周知徹底をお願いをしたいと思います。

要援護者に対する支援者の人員確保というのは、どこの自治体でも大変だと思います。ひいては、この防災の担い手の育成や、災害時の防災力の向上につながっていくことですので、人員確保は大変でありますけれども、努力を惜しまず、取り組んでいただきますことをお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員、まことに申しわけございません。事務方の、ちょっと手続ミスでございまして、訂正をさせていただきます。

宿毛市の緊急通報装置を使つての数を、先ほど113名と申し上げました、これ40名の誤りでございましたので、御訂正をよろしく願います。恐れ入ります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番山戸 寛君。

○3番(山戸 寛君) 3番、山戸です。質問の機会をいただきましたので、私は、地域防災計画と、業務継続計画、BCPですね、並びに情報セキュリティの問題に関して、市長にお尋ねいたします。

去る3月11日発生した東日本大震災は、私たちに大地震と津波に対する認識の甘さを突きつけるとともに、既存の地域防災計画は、新たな想定指数を基盤としたものへと見直し、改編が不可欠な状態となりました。

そして、同時に、これまで地域防災計画の視点に関して、ほとんどの地域防災計画には、行政の被害についての記述がない。大災害が発生しても、行政が所有する資源の減少はないという前提のもとで、防災業務を遂行する計画になっているとし、地域防災計画を発動しなければならないような大災害が発生したならば、当然、行政自身も大きな影響を受けるはずである。

例えば、職員の動員可能人数の著しい減少や、庁舎への物理的被害、長期の停電や、通信手段の途絶などが発生すれば、地域防災計画は、現実には機能しなくなる恐れがあると、その問題を指摘する声も聞かれるようになってきました。

岩手県大槌町や、宮城県南三陸町等における庁舎の損壊状況や、職員の皆様方の遭遇されたあの痛ましいありさまは、本市においても、決して無視できる状況でないことは、皆様御承知のとおりです。

行政はあてにならない。自分たちの命は自分たちで守るしかない。自主防災組織を通じての地域単位での活動や、個人レベルでの活動は、緊急時の行政の対応できない部分を、市民みずからの手で埋めていく重要な活動であることは、言うまでもありません。

しかしながら、そのような組織や個人がどん

なに逆立ちしても、どうにもならない問題として、行政によって日常的に管理、保管されている市民の各種情報へのアプローチと、その開示という問題が存在します。

災害発生による混乱の時期を乗り切った自主防災組織の事後の活動と、市民の生活再建を保障していくためには、災害対応のための計画としての地域防災計画とは別途に、地域住民の生命、身体、財産や、生活を保護していくために、行政が日ごろ行っている通常業務という形で、継続的かつ優先的に回復させ、維持しなくてはならない、多様な業務が不可欠な要素として要求されることとなります。

その作業は、平常時とは異なって、被災し、弱体化した行政機関の、いわば残された機能、組織をどのように活用するのか。どのように代替機能を確保し、運用するかにかかってきます。

そのような観点から、大災害等の発生時には、災害対応緊急業務、いわゆる地域防災計画にプラスして、行政の人的・物的機能の低下した状況下にあっても、遂行されなくてはならない通常業務の重要業務、業務継続計画、BCPといえます、のこの2方面の計画があつてこそ、地方公共団体の使命をより確実に発揮できるようになると指摘する声があるのは、理の当然であるといえましょう。

BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)企業においては事業継続計画、行政機関に関しては業務継続計画と訳されるこの言葉は、企業がその内外で発生する各種の災害、例えば大規模自然災害から火災、テロリストによる攻撃、サイバー攻撃や、さらには新型インフルエンザの大流行等々、さまざまな災害や事故によって、活動機能が大大的に損なわれる。

そのような事態に備えて、被災後も速やかに事業の回復、継続ができるよう、事前に優先事項や欠損部分を補うための補完体制、代替機能

の確保などの対策を講じておくという観点から、出発したとされています。

平常時にも、常にその体制を点検し、業務の停滞を防止するという意味では、単に有事の際のみならず、平常時の安全性の確保という点でも有効な計画であるとされています。

現に、あの東日本大震災直後、宮城県名取市、あの仙台空港や、たびたびテレビでも取り上げられる閑上地区のあるところですが、死者911人、行方不明者73人という痛ましい被害に遭われたその名取市の、あるリサイクル業者は、海岸近くにある廃油や廃プラスチックの再処理工場が、タンク15基の3分の2を流出し、プラント建屋も破壊されるという大被害に見舞われながらも、廃油改修業務は、震災後、約1週間で再開。

3月22日には、残ったタンク車と設備で、工場排水の中和処理も再開するなど、とてもあの惨状からは想像もできない、早期の立ち上がりを、私たちに見せてくれました。

このことは、NHKのテレビで報道されたとおりです。

とし1月に策定したBCPが奏功したと、武田洋一社長は語っています。

会社は、震災直後、従業員40人を避難させ、登記上の本社がある内陸側の民家に本社機能を移した。廃油回収の再開に当たっては、県内の同業者と連携した。

BCP業務継続計画には、運送業者など、支援を頼める協力会社を盛り込んでいた。排水処理などを柱に、売上高を5割減にとどめる想定もしていた。

武田社長は、どの設備を復旧させるかなどの手順を決めていたのが大きかったとも語っています。

さて、前置きが長くなってしまいました。ここで市長に御質問いたします。

現在の宿毛市地域防災計画の中に、災害対応緊急業務とは別に、行政の日常業務の延長として、継続的かつ優先的に行わなくてはならない事項が、どの程度勘案されているか。また、今後の計画策定に、先述いたしました災害対応緊急業務、つまり地域防災計画プラス通常業務の重要業務、つまりBCP業務継続計画の2方面の計画を反映していくおつもりか、お尋ねいたします。

行政全般としての業務継続計画BCPとなると、地域住民の生命、生活、財産の保護だけでなく、行政サービスの維持、その中には保健や福祉への対応、緊急時被災時における道路、水道、港湾等の復旧整備等々、膨大な因子を勘案することとなります。

それは、企業などの特定分野に限定した活動とは違う、行政の持つ広範な管掌分野を考えれば当然のことであり、ちょっと手軽にできることではないというのが、私自身の印象でもあります。

そこで、総務省は地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画BCPに関するガイドラインを策定し、公表しました。

もともと企業の業務継続性という観点から発したものであったとはいえ、活動を速やかに回復し、事業の継続性を確保するための計画という点においては、中央の各省庁、県レベルの行政機関、市町村においても共通するものであり、あらゆる規模の地方公共団体を対象に、大地震を主たる対象事象として想定し、被害を最小限度にとどめ、被災後の早急な対応を可能にする措置として、先ほど、私が申しました通常業務の重要業務の中でも、特に情報通信技術、ICT部門に絞った形で、業務継続計画BCP策定のガイドラインとして、平成20年8月に公表されたものがそれであります。

情報通信業務と聞くと、ややもすれば各種の

防災警報や被害状況、あるいは避難者の状況の把握など、災害時の迅速な対応を行うための連絡業務と、イコールの印象で語られる傾向があるように思われます。

もちろん、迅速な避難を促し、状況の正確な把握や広報、さらには被災者の支援のための情報通信機能が重要であることは言うまでもないことであり、整備、充実が図られなくてはならないことは、言を待たないことであります。

しかし、もう1点、それとは違った角度での情報通信業務が存在しています。

市民一人一人の存在を立証し、権利を保障し、義務を確定することを通じて、市民一人一人の社会的基盤を構成するとともに、市民それぞれの正確な安定性を確保している数々の情報管理は言うまでもなく、行政としての業務そのものの多くが電算化され、集中的に電子信号によってやりとりされ、補完される現在は、そのような情報通信社会であります。

情報通信技術 I C T に依存した私たちの社会は、一瞬にしてその情報のすべてを失う可能性を持った、そして、そのような事態を予防し、対処するために、多大な努力を必要とする社会であります。

もしも行政の日常的な業務の基盤となっている市民個人個人に関する情報が破壊され、失われる事態が発生したとすれば、その回復には膨大な労力と時間と、そして経費が必要となることは明らかであります。

もしも大規模災害時に、不幸にもそのような事態が発生し、市民生活の再生に不可欠となる情報の開示など、早急な対応が望めないようなことになれば、行政の管理する情報の混乱や欠如によって、市民のこうむる被害発生後に生じる二次的被害は、いやが上にも拡大せざるを得ない状況となりましょう。

先般、6月議会において、野々下議員から、

西宮市の開発した被災者支援システムの紹介と、導入の可能性に関する質問がなされました。市長はその際、今後、当市でも使用するに当たっての問題や課題について、再検討を行いたいと答弁され、先ほどの答弁において、その導入、活用については3点の課題を挙げられながら、導入に向けて検討したい旨の御説明がございました。

住民基本台帳、家屋台帳、被災状況の調査結果を統合して、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、支援物資の管理、仮住宅の入退居など、一元的に管理できるとされるその被災者支援システムは、ぜひとも導入活用に向けて、前向きな対処をお願いしたいシステムであります。

しかしながら、今回、私が懸念する問題は、南海大地震の震度6弱から強、さらには7、加えて大津波の襲来が予想される中であって、現在、機能している本市の I C T 情報通信技術のシステム本体が、果たして正常に機能するか否かという点にあります。

そこで、第2の質問です。

当市の情報セキュリティ計画では、この I C T に関して、特にその機能そのものの中核となるサーバーやバックアップの物理的安全性、つまり壊れない、壊されない、その安全性や、壊れた際の補完性、補う、穴を埋める体制が、どのように保たれているのか、お尋ねいたします。

耐震性の危ぶまれる庁舎にあって、サーバーやバックアップがもしも破壊されるなり、使用不可能な状態になったとしたら、庁舎以外に、あるいは民間や県、国などの関連機関との連携を通じて、どの程度の情報復元性が担保されているのか、その点についてもお答え願いたいと思います。

総務省のガイドラインが発表される直前の平

成20年7月1日現在で、市区町村レベルでBCPを策定している自治体は41、全体の2.3%。都道府県レベルでも3、6.4%。来年度以降も策定の予定はない、つまり平成20年の時点で予定はないと答えた自治体は、県レベルで22、50%。市区町村レベルでは、1、413、79.9%となっていました。

2年後、平成22年4月現在の総務省の統計では、策定している都道府県が15、31.9%。22年度策定予定が6、18.6%。23年度以降策定予定が19、59.4%、策定予定はないが7、21.9%となっています。

高知県に関しては、そのホームページ等で見ると限りは、県内事業者の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、速やかに事業を再開、継続させることを目的として、民間の事業者とのBCP策定推進協議会を平成22年6月2日に発足したとは出ていますが、行政機構としての県独自の計画そのものは、一切見当たらないのが実情であります。

総務省の22年4月1日現在の集計では、別集計となっている町村、特別区と、指定都市を除いた767の市に関して、策定していると答えた市が70、9.1%、22年度以降策定予定が41、5.9%。23年度以降策定予定が254、36.4%。策定予定はないが402、57.7%となっています。

この2年間で、かなりの増加を示しているといえるのですが、ガイドラインはあくまでもガイドラインであって、義務化されたものではないと考えるかどうか。自治体首長の認識に大きく左右されることを指摘する声もあります。

私など、アナログ世代の人間には、何ともわけのわからんデジタル世界のこと、ちんぷんかんぷん。金のある自治体ならいざ知らず、課題山積、資金払底の宿毛市に、そんなことまでできるものかと。幸いにも、地域の特性とも言

うべき地縁、血縁、友人関係、職場関係、つまりは社会的な人間関係が、まだ密にある田舎のこと、行政の情報が途絶えても、人と人のネットワークでどうにかなるんじゃないかと。

それに、今ある情報セキュリティ計画や、住民基本台帳のネットワークで、何とかするのはあるまいか、考えたくなくなるのも事実ですが、第3の質問として、この総務省によるガイドラインを、どのように位置づけておられるのか、お尋ねしたいと思います。

自治体独自で、自己完結的に、サーバーを初めとする情報機器中枢の補完バックアップ体制を保持することは、その経費、労力の面でも、かなりの負担が伴うし、仮に近隣地域の自治体や、民間の関連企業との連携を築いておいても、大規模地震と津波のことを考慮すれば、ともに被災し、ダウンする可能性が生まれます。

そのことから、同時に被災する可能性の低い遠隔地の自治体などと連携して、お互いの情報を持ち合ってはどうかという考え方は、現在では自治体クラウド、それも遠隔地の都道府県によるティアップという考え方に発展してきています。

総務省は、平成22年4月に、地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインを発表し、2003年に既に形成されているLWAN総合行政ネットワークを活用した自治体クラウド開発の実証に取り組み、それまでに、既に独自の取り組みを進めていた道府県を含めて、北海道29市町村、京都府25市町村、徳島県8市町、佐賀県6市町、大分県5市町、宮崎県5市町の6道府県78市町村が、その実証テストに参加したとされています。

この計画には、市長が先ほど御紹介いたしました、6月議会の野々下議員への答弁で述べられました、自治体ごとのシステムの相違による汎用性の問題は言うまでもなく、まだまだ端緒

を開いたばかりで、解決しなくてはならない問題が少なくないとはいえ、将来的には、全国的なシステムとして、拡大していく可能性の大きい、それだけに市としても、視野を広く持ちながら、市のICTシステムの再構築を考えていくことが必要になる取り組みであるといえましょう。

そこで、最後、第4番目の質問でございますが、地域防災計画、業務継続計画、BCPですね、さらには自治体クラウド。情報通信技術とそのシステムに大きく依存し、しかも大きな変革が迫られている現在、市としての、広い意味での情報通信技術関連分野への取り組み、特に将来を見越したICT情報通信技術関連の情報収集と対応という分野での要員の確保、並びに職員の能力の向上、拡充という面で、どのような配慮がなされ、実施されているのかお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、山戸議員の質問にお答えをいたします。

質問、それぞれ4点ほどございました。

その前に、非常に行政被害はないという前提はおかしいというふうな御発言ございました。私自身は、やはり行政といえども被災を受けるんだということは、十分認識をしておりますし、なかなかやはり、行政の部分については、表に計画出てこないというのが、今までの計画だったんじゃないだろうかというふうに思います。

東日本大震災の3.11の映像を見たり、それから職員を派遣をして話を聞いたり、そしてまた、被災地の市長の話も、東京のほうで市長会のときに、多分に聞かせていただいたりしました。

私自身、3.11が起こった後、自治体として、どういうふうに復興に向けていくんだらうというふうなことが、非常に、私の頭の中で非

常に気になっておりました。

行政の、いわゆる市役所の中、町役場とか、流されてしまって、何もなくなったというふうなところもございましたときに、本当にそのデータそのものはどうなったんだらうというふうなことが、一番まず頭に浮かびまして、お亡くなりになったことには、まことに、人についてはお悔やみ申し上げなきゃいけないんですが、やはり次のステップに行くためには、そういったデータ、情報といったものが、先に復興、復元されないと、行政としての次にいく機能が、なかなかないんじゃないかなろうかと思って、そのところをすごく心配しました。

行方不明になった人がだれであるか、お亡くなりになった人がだれであるかというのは、大体のお話ではわかるかと思いますが、その人がどこに、どうやっていたかというふうなところ、そういったものが非常に、自分自身で、心の中で心配になったところございました。

それで、きょう山戸議員から、このような業務継続計画、BCPでございますか、そういったお話がございましたので、今後、やはりこういったものをきちんとした位置づけをしていかなきゃいけないだろうというのが、総括的な思いでございます。

それぞれ4点ほど質問がございましたので、それぞれに対して、答えをさせていただきます。

まず、第1点目の質問でございますが、こういうふうな受けとめております。

地域防災計画の中へ、業務継続計画をどう位置づけるんだというふうなことではなかろうかと思いますが、現在の地域防災計画、これ地震災害対策編というふうにやっておりますが、この事業所の役割として、地震発生時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画の策定を記載しているわけでございます。

市役所は、まだ策定には至っていないのが現状でございます。

業務継続計画は、先ほどの御質問の中というより、かなり山戸議員が説明をしていただきましたが、私のほうの認識としても、申し上げたいと思いますが、何らかの事件とか事故が発生した場合に、その事業所の特定された重要な業務が中断しないこと。また、万一、事業活動が中断しても、目標復旧時間内に重要な業務を再開させるために、日常的にさまざまな備えを行うということ、いうと思います。

従来行われてきました防災対策と、幾つかの点で大きな相違点があるということでございます。人命の安全確保、それから安否確認、備蓄物資、耐震補強、防火対策などは、業務継続計画でも、当然、前提として実施しなければならないが、それに加えて、業務継続計画には、次の要点があるといわれています。

繰り返しになって申しわけないんですが、皆様にぜひ認識していただきたいと思って申し上げます。

一つには、対象組織及び非常時の業務継続体制、それから、被害状況の想定、非常時優先業務の選定、それから必要資源に関する分析と対策の検討、それから、五つ目に非常時の対応の検討などが必要とされておりまして、業務継続計画の必要性は、十分認識しているところございまして、今後、全庁体制での協議検討を進めていかなきゃいけないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、2点目の質問でございます。

ICTシステムのお話がありました。略語で言うよりも、情報通信技術というふうな言葉で置きかえて言わさせていただきたいと思ます。

現在の宿毛市におけます情報通信技術システムの物理的な安全性及び情報の復元性について

という御質問だったと思いますが、まず、住民データを基本とします業務システムのデータは、内部において、記憶装置、つまりハードディスクの二重化を行いまして、機械的な原因でデータ部分が故障した場合でも、復元可能にしています。

さらに、システムとは、物理的に切り離しまして、磁気テープに記録をしまして、耐火金庫へ保管する、一応、二重、三重のバックアップを行っております。

磁気テープからの復元につきましては、業務システムが稼働できるサーバーを用意すれば、すぐ復元可能となっております。

ただし、これらの保管方法につきましては、総務省の業務継続計画、いわゆるBCP対策に関するガイドラインにおきましては、バックアップ媒体を耐火金庫等で保管している場合には、災害に対する危険度は比較的低いものの、庁舎に入れないレベルの被害を考慮すれば、まだまだ不十分であるというふうな、ガイドラインの中の表現として指摘がなされておるところございまして、大規模地震発生時には、耐震性が低い本庁舎でございますが、ここにおきましては、サーバーなどが損壊することが予想されまして、また早期の機器の調達も難しいと思われることから、現在のシステム構成におきましては、早期の復旧は難しい状況にあると、このように認識をしています。

また、現在のシステム構成では、関係機関との連携による情報の復元性については、担保されておられません。そういったことから、現在、業務システムの見直し時期に来ておりまして、今後におきましては、重要なデータを、市の庁舎内だけに保管するのではなく、いわゆる自治体クラウドシステムとか、複数市町村における共同利用を視野に入れまして、災害時などに速やかに復旧できるシステムの構築を検討してい

かなげりやならないというふうなことを思っているところでございます。

3点目でございますが、総務省が出されたBCP業務継続計画策定のガイドラインについて、宿毛市がどのような位置づけを行っているかということでございます。

運用面での復旧対策は、先ほどお答えしたとおりでございますが、総務省がガイドラインで示したとおりの、具体的な計画策定には至っておりません。

3月に発生しました東日本大震災を目の当たりにしまして、ガイドラインに示されたような業務継続計画の必要性は、十分認識しておりますし、必要であるというふうに感じております。

しかしながら、計画策定に当たっては、業務にかかわる機器の脆弱性対策だけではなくて、庁舎における災害対策であるとか、業務復旧を行うための人的確保というものも要ります。策定すべき事項が、非常に多岐にわたるものがございます。またそれらは宿毛市全体の業務継続計画と関連するものがございます。

そういったことから、計画を実効性あるものとするためにも、ICT、これは情報の関係でございますが、ICT部門の業務継続計画策定に当たっても、十分な、これから協議検討を行ってまいらなきゃいけないというふうなことを思っております。

最後に、4点目の自治体情報システムの発展に対応するための人材確保についての御質問でございます。

昨今の自治体業務における情報システムの重要性は当然認識しております。関連する情報の収集及び対応を可能とする人材の育成、こういうものは当然のところでございます。

対応できる人材部分が一極化してしまうことによりまして、例えば、災害時に担当職員が対応できない事態に陥ってしまった場合に、復旧

は困難となってしまいますので、そのためにも、担当の育成のみでなくて、情報システム業務に対応できる幅広い人材育成が必要になってくると。御指摘のとおりの人材育成が必要となってきますし、また、今の、現在の能力の向上についても、これは当然必要なことだというふうな認識を持っております。

そういった形で、危機管理に対する対応を十分していかなきゃいけないと、そういうふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 先ほどは長々と、それこそ舌をかみそうな用語を使って、質問とも説明ともつかないような発言をいたしました。

要するに、大規模災害発生時の市民の生命、財産の安全性の確保と、災害発生後の対応という面で、宿毛市として、どの程度まで踏み込んだ対策が練られているのか、お尋ねしたかった、それだけのことなんです。

先ほどの答弁、前向きに検討していただけるということで了解いたします。

この業務継続計画BCPというのは、大規模災害発生時の行政の活動の継続性を、100かゼロかの二者択一で考えるのではなく、行政機関とその設備、そのものが受けるであろうさまざまな被害規模を想定し、現状の持つ弱さや欠点の考慮を通じて、行政として、何をおいてもやらなくてはならないことは何であるのか。最低限確保できることは何であるのか、検討し、考察することから始まります。

今回、私はコンピューターによる情報通信技術の技術的な側面のみをお尋ねしました。人的側面、つまり職員の皆様の安全性と継続性の確保というBCPの持つもう一方の最重要とも思われる課題については、あえて言及を避けました。

その面に関しては、また別途、先輩議員からの御質問がなされるように承っております。

総務省のICT情報通信技術に関するガイドラインは、市長の答弁にもございましたが、その策定過程を第一部、第二部、第三部の3段階、20のステップに分けています。

その第三部に該当する、庁舎などの施設を含めた多額の投資判断を要するインフラの安全性が、もし確保されれば、あるいは情報システムの破壊される心配がない、それによって心配がないのなら、あるいは自治体クラウドによる情報分散と保護の体制が確立され、災害時にも使えるようになりさえすれば、第一部、第二部の作業は不必要になる。

あるいは、第三部にあげられたような、逆に、第三部にあげられたような、掲げられたような課題までは、資金的にも無理があり、このガイドラインで示されている最終第三部の段階までは、到底、できそうもないから、第一部、第二部も最初から考えるだけ無駄というような、100かゼロかの考え方が、資金不足を理由にして、地方自治体内部に広がる、そんな事態を私は憂慮し、危惧しないではられません。

総務省のガイドラインは、第一部、第二部、それぞれに重要な意味と意義を持つものであります。

例えば、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市でも、今回の策定は資金投入をほとんど必要としない、第一部、第二部まで。第三部の実現は、今後の課題であるとされています。

恐らく、既に策定済み、あるいは策定を予定していると答えている多くの自治体が、その段階。しかし、そこまでは進めているというのが実情だろうと思われまます。

さまざまな計画や制度について、金もないのに、買えるはずもない品物のカタログなんか調べて、あれこれ考えるだけ無駄。資金事情を考

えたら、どうせ却下されるに違いない計画なんか、鉛筆ねぶってみるだけ無駄。そんな機運が、当宿毛市の職員に広がっているとも思いません。隣の家にはあるのに、うちには何でないのかと、だだっ子みたいなことを言うな。金があるなら、うちだって建っている。台所を考えると、横目でにらむような管理職が、当市にいるとも思いませんが、治にいて乱を忘れず、乱にありても次の要諦を失わずという、幅広い情報収集の目、活用に向けた目を持って、今後も取り組んでいただくことを御期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、通告に従い、一般質問を行います。

1点目といたしまして、市長の2期目の総括についてであります。

市政運営について、市民に今後の市の方向性を問う市長選が近づいております。さきの6月定例会において、松浦議員の一般質問において、3期目を目指し立候補すると決意表明され、7年半を振り返り、時系列での取り組みを説明されておりましたが、前回、無投票であったためか、平成19年9月議会において、今期の市長の公約について、2名の議員が質問をいたしました。残念ながら、今期の公約については、表明しておらず、ローカルマニフェストについても、勉強していきたいという答弁にとどまっております。

今期の明確な公約は設定されていなく、市政

運営の三つの基本姿勢として、就任当初から継続して、一つ、市民優先の市政の実現。２番目として、民間経営感覚を導入した効率的な行財政運営。３番目として、情報公開、説明責任に努め、透明で無駄のない市政。また、特に市職員の意識改革が重要であると、市長は常々発言されておりますが、この基本姿勢について、二期目、この４年間にどのように実践して、実現、達成できているのか。また、どんな反省点があるのかをお聞かせ願いたい。

次期市政について、本市の現在の重要課題は、どのように考えておられるのか。必要な政策は何と考えておられるのか、重点事項、基本政策を挙げて、具体的に、できれば公約としてお聞かせ願いたい。

通告の２点目として、災害時緊急事態における業務継続計画についてであります。

先ほどの山戸議員のすばらしい質問の後で、しっかりと自分もできるか心配ではございますが、重複もあろうかと思いますが、重複部分は詳しい答弁は結構でございますので、よろしく願いいたします。

さきの６月定例会においても、地域防災計画の見直しについて、いろいろな議論がありました。

東日本大震災の被害は、これまで想定したものをはるかに超えており、防災対策の抜本的な見直しが求められております。

国において、海溝型の想定地震、津波レベルの見直しが２０１２年をめどに行おうとされており、地域防災計画、津波ハザードマップの見直しは、その後の対応となっております。

現在、計画で想定されている被害の根拠は、高知県が作成した第２次高知県地震対策基礎調査をもとに、国の中央防災会議を上回る規模の想定で取り組んでおりますが、現在、この想定での市役所の地震、津波被災後の業務継続計画

について、質問したいと思います。

この被害想定によりますと、市内の揺れは震度５強から６強が発生し、揺れによる建物被害は全建物数１万７、５５１棟中、全壊９５２棟、半壊１、６８８棟。地震の揺れが原因で亡くなる方が１０７名を想定しております。

津波被害は、到達時間が約１７分、最大津波高さ８．０６メートルを想定し、浸水予想区域には、約１万人が直接的な被害を受け、津波が原因で亡くなる方を３９４名と想定しております。

また、この浸水エリアには、国道５６号、３２１号、宿毛湾港などの重要な災害復旧資材運送ルートや、市役所、警察署、消防署、海上保安庁、宿毛土木事務所など、復旧に最も重要な役割を果たす公共施設が立地し、その拠点施設がすべて被災し、その被害により、復旧機能の著しい低下が予想されております。

東北３県での今回の地震による役所、役場の庁舎の損壊は１４市町村で発生し、震災後の災害応急対策及び災害からの復旧復興の主体として機能することができず、大変混乱した状態となっております。

我々のこの市役所庁舎についても、地震で壊れ、執務不可能になるのではないかと。今、地震が起これば、この議場でも議員の犠牲者が出るのではないかと、そのように行政機関が庁舎に重大な損傷を受けた場合の想定、被災後の職員の参集できる人数、貝塚の宿毛変電所も水没が予想されており、その電力の復旧見通し、情報システム、通信、必要な資源が被災を想定して、その対応策を検討しているかをお聞かせ願いたい。

また、この庁舎での業務は継続可能であるのか、その代替策を計画しているかをお聞かせ願いたい。

最後に、災害時の非常時に、優先的に開始、

再開すべき非常時優先業務について整理し、必要な資源の確保について、検討がなされているかをお聞かせ願いたい。

最後に、通告の3点目といたしまして、企業誘致についてであります。

先日、平田の工業団地の自動車のシートを製造する工場が閉鎖、撤退することが公表されました。

ほかにも売却地と、大きな看板があがった工場もあります。

急激な円高と株価の下落は、景気回復に大きな懸念材料となっており、西南団地、宿毛湾団地とも、企業誘致は苦戦が続いております。

今回の大地震における教訓の一つとして、企業の事業継続計画として、リスク分散を目標とする事業所の配置等の見直しの動きがあります。本市も、こうした動きにしっかりと対応する必要があるのではないのでしょうか。

自動車産業に対する震災の影響については、リスク分散に関して思い出されるのは、平成19年に起こった中越沖地震のときであります。

新潟県の柏崎市にあるエンジン部品メーカーの工場が被災し、ピストンリングの供給がストップしたことがありました。こう言っては失礼かもしれませんが、地方の一部品メーカーの被災が及ぼした影響は、思いのほか大きく、トヨタを初めとする自動車メーカーは、軒並み何日間も操業停止を余儀なくされたことであります。

このときの教訓から、製造業協会では、部品調達先や生産拠点の分散化を進めていたはずですが、このたびの大地震と津波で、極めて広い地域で、大規模な災害が起こったことで、改めて企業はリスク分散の重要性が再認識されております。

宿毛市といたしましても、企業のこのリスク分散の受け皿として、積極的に誘致活動が必要と考えます。

現在までにそのような問い合わせの事例はないのか、この厳しい経済状況の中で、企業の誘致活動について、どのような努力をなされているのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、市長2期目の総括ということでございますが、本年6月議会で松浦議員の質問に対しまして、るるこの2期目というより、8年間やってきたことの総括はさせていただきましたが。

中学生までの医療費の無料化を、皆さんの御協力も得ていただいたと。それから、乳幼児のヒブワクチンとか、妊婦の健診の無料化など、るる述べさせていただきましたので、詳しくは申し上げませんが、この8年、プラス2期目というのは4年間でございますが、自分なりに原点に立ち返り、市民のため、宿毛市と宿毛市の市民のためにという思いを、まずもって努力をして、職責を果たしてきたというふうに、私自身は思っております。

また、この4年間ですて、なし上げたいというふうな思いを、目標を持ったこともありますが、まだできてない部分もございます。

その中で、特に職員の意識改革というふうなことでございます。

職員の意識改革は、できるだけ、何をできないんじゃないかと、いろいろな市民の要望等ございますが、まず先に、できないんじゃないかと、どうしたらできるかということをやっているんじゃないかというふうな呼びかけをいたしまして、市の財産、お金も、これは有効に使わなきゃいけない。ただただ、単に節約は無駄なことに使うことじゃなくて、有効なことにはお金も使っていかなきゃいけないというふうなことを言ってきましたし、それから私、一応、宿毛市

長というトップにおりますので、トップダウンではなくて、やはりボトムアップ、いわゆる課長会、庁議というんですか、この課長会でもいろんなことを、自分の考えとか、仕事の方法とかについても、ずっと皆さんの提案を待ってるよというふうなことも言ってきました。

また、日々の仕事の中では、職員が起案する決裁文書については、これはもう黙って判こを押すんじゃなくて、一応、全部、ほとんど目ができるだけ通して、気づいたことについては、職員に返して、ここでの対話というふうなこともやってきました。

トップがその決裁書類に口出すいうたら、うるさいかも、職員にとっては思ったかもしれませんが、やはり疑問点のあるところは、私自身が一応、お話もさせていただいて、話をしながら疑問点をただしていくというふうなこともしてまいりましたし、特に庁議というのは、課長以上の、ここのメンバーがおります。それから、補佐会、課長補佐を集めた会も、月に1回をやっております。

それから、係長さんは、一番、多分に忙しいんでしょうけど、月に1回集まって、お話し合いしないかというふうなことでの呼びかけをして、係長会も実際にやってきました。

その中で、特に皆さんにお願いしたのが、まずあいさつをしましょうよと。あいさつの励行。朝来たら「おはようございます」というのは、これはふだん、当然の話ですから、子供でもやっていることだから、職員間でもいきましよう。それから、市民がお見えになったら、やっぱり「こんにちは」「おはようございます」というのは、やっぱり当然じゃないかと。

それから、「ほうれんそう」、報告・連絡・相談を皆さんで口に出してやりながらいこうじゃないか。

何事も、やはりそういった形で、前向きに、

言葉で申し上げますと、職員で、やる気で、みんなに知恵があるんだから、やる気で知恵出して、一工夫したらどうですかというふうな呼びかけを、ずっとしてきました。

そういった形を、職員のほうも酌んでいただきまして、わかりやすい形として、行政改革があったんではなかろうかと思えます。

行革については、職員も徹底して取り組んできてくれました。無駄を省いて、これは無駄という話ではないんですが、職員の数についても、就任以来、これはもう8年たつんですが、2分の1を不補充ということで、60名の減員になっております。

この60名を減したのがいいのか悪いのか、業務に支障があるんじゃないかというふうなことの声も聞いております。余り減らし過ぎても、これは市民サービスを低下することになりますので、そういうことのないような対応をしていかなきゃいけない。

また、今後、必要な場所には、いわゆる防災関係のところだとか、必要な、人手の足りないところには補充もしていかなきゃいけないんじゃないかと。今後の反省ということも含めまして、そういったところがございます。

これらを職員が真剣になって取り組んでくれたことが、意識改革をしていただいた効果ではないかというふうなことを考えております。

いろいろな意味での、財政的な意味では、非常に厳しい状況でございましたが、これはやはり民間にできることは民間に委託して、指定管理者制度を利用して、経営的な感覚で物事を、市の行政でもやっていけば、経費の節減等にもなるんじゃないか。そして、もうけと言ったら言葉が悪いかもしれませんが、民間経営感覚で行政を進めていく、これは指定管理者制度を導入したことによって、そんなものが、結果的には経費の削減等にもつながっているというこ

とでございます。

懸案はすごくございまして、いろんな懸案がございましたが、その中でも大きなものが、土地開発公社、いわゆる塩漬けの土地とかいうのもございまして、就任以来、約24億円ございました。この借金たるものが。現在、あと7億ほど残っておるという状況でございます。

そういったことも含めまして、できるだけ将来に借金を少なくしようというふうな気持ちで取り組んできたところでございます。

また、その中でもやはり、自分でも反省しなきゃいけない点多々あったというふうには考えております。事業の進め方であるとか、周知の皆さんに、仕方が少しぬるいのではないとか、そういうふうなこともいわれております。こういったことにつきましては、反省をしまして、きちんとした、皆さん方に御了解をいただいたり、きちんと広報を周知をして、取り組まなきゃいけなかったというふうなことも、自分としてはあるんじゃないかというふうには、反省点として思っております。これまあ、次には生かしていかなきゃいけないというふうには考えております。

そんな中で、今、次の4年間で、選挙、3選に向けて表明をいたしました関係で、4年間で取り組みたいと考えていることを、少し述べさせていただきますと、特に目新しいのではなくて、今まで計画をされたもの、これから計画をしなければいけないもの、これを実現していきたいというふうなものを、少し分野別にお話をさせていただきますと、よろしいございましょうか。

ちょっと時間をいただければ幸いです。

まず、一つは、教育関係でございます。

これ、教育環境の充実ということで、今、特に話題になっております学校の統廃合の問題、そして耐震化の問題、保育園から小中学校まで

ございますが、そういった、いわゆる教育環境と、私は保育園から小中学校までのことを思っておりますが、耐震化であるとか、改築、これはやっぱり進めていかなきゃいけない。少しでも早く、保護者の方々に安心を与えられるようなことを、やっていかなきゃいけない、こういったものを思っている。

その中身についてでございますが、これはぜひ、推進していきたいと思っておりますのが、エコスクールといった考えを持っております。

これは、学校、保育園も含めてでございますが、太陽光発電装置を取りつける。それから、LED照明であるとか、もしエレベーターがいるような学校でございましたら、これ障害者のためには必要だと思いますが、省エネエレベーターというものも開発されておりますし、壁面の緑化だとか、芝のグラウンドだとか、そういったものをエコスクールと言っておりますが、そういったものを進めていく。

それから、教育内容の充実は、教育委員会に全くお任せではなくて、やはりこちらからも、ものも言っていきたいというふうなことを思っております。

人権教育、人権啓発だとか、そういったものも力をもっともって入れていかないと、まだまだこういった事案が、まだ市内では勃発しているというふうな状況でございます。

それから、次には、防災関係でございます。

3. 11以来、6月議会でも非常に皆さん方から関心を高めた質問がございます。まだまだ避難場所だとか、経路だとか、そういった避難所だとか、そういった、非常にまだ整備されてないものがたくさんございます。これについて、早急な計画を早急に立てまして、実施、実現にもっていくということが必要だというふうに思っています。

それから、これ、災害の関係におきましては、

他の自治体との災害協定といったものを、この地域は同じような被害を受けるのではないか。他の自治体との災害協定を、今、結ぼうとしているところでございますので、ぜひこれは海のない市であるとかと、こんな災害協定を結んでいきたいというふうなことを思っております。

それから、次の産業振興でございますが、これは県知事が声高々に、今、進めているところで、いろんなアクションプランがなされておまして、我々も、まずこれに、もう一つ進んだ形をしていかなきゃいけないだろう。

一つを例にとって言わせていただきますと、ナオシチの製造をきちんとやっていきたい、最後まで。これは、以前は、ナオシチをここで摘果したものを、搾汁工場を越知町のほうに持っていったり、そしてその搾汁された汁を南国市のほうへ持って行って、製品化しておりました。

これを、搾汁工場が宿毛市にでき上がりました。次はやはり搾汁じゃなくて、これをやはり製品にしていく。この地で製品にしていくということが大切なことではなかろうかと。そうすることによって、経費が非常に少なくなるだろう。こういった形のを、農林業、農水産物の加工製造販売というふうなことの、もう完結したものをもっていきたいと。

それから、魚介の放流であるとか、こういった資源の培養についても取り組まなきゃいけない。そうすることによって、製品がきちんとできることによって、後継ぎと申しますか、農水産物の業者と申しますか、それに携わる人がふえてくるのではなかろうかというふうなことも思っております。

農産物につきましては、鳥獣被害が非常にたくさんございますので、これをどうやったら、本当に根本的に駆除できるだろうかというふうなことが、頭の悩ましいところだというふうに思っております。

それから、林産材につきましては、地元産材の、これから公共の建物をつくる場合には林産材、地元の木材を使っていく。また、流通支援をしていくということ。製材業者さんの皆さんには、ぜひ共同体をつくっていただいて、一つ宿毛市が一体となった木材の供給をしていくというふうな形のものがつくれれば、お願いしたいなというふうな、この努力をしていかなきゃいけないというふうに思います。

それから、福祉保健の分野でございますが、先ほど、義務教育の終了まで医療費が無料化ということで、宿毛市は進めておりますが、これは各自自治体がこうではございません。やはり日本国じゅう、義務教育終了までは、親の負担がゼロになる制度をしていただくよう、やっぱり国に申し上げていかなきゃいけないのが、我々の務めではなかろうかということで、以前には、私は母子福祉とかいうふうな話がありましたのを、これをやはり母子も父子も、やはり父親だけと子供、それから母と子だけじゃなくて、父子も母子も、やはり同じ扱いをしてくれるべきではないというふうなことを申し上げて、国のほうはそれの実現を図っていただきました。

これからはやはり、義務教育終了まで、できるだけ親の負担がなくなるというふうな制度を、日本国じゅうでつくってもらおうという方法というものを提案していかなきゃいけない。これが自分の役目でもあろうかというふうに思います。

また、障害者、要介護者、高齢者への支援対策については、まだまだ途上でございます。これの完結版は、なかなかなかろうかと思いますが、これの支援については、増進していかなきゃいけない。

そしてまた、次は観光、文化、スポーツの分野でございますが、子供に等しく、やはり運動していただきたい。大人も運動することによって、健康を保持していただきたい。そういうこ

とによって、保険料が安くなるというふうなことも思っております、やはりスポーツ大会の開催誘致というものは、一つの観光に資するんじゃないかならうかと思えます。

子供たちのスポーツ大会、国体でつくったこの環境、施設がございますから、これをますます使っていかなきゃいけない。使っていくことによって、また施設の充実も図れますし、いろんなプラス効果が出てくるというふうに思っております。

また、市全域でやっております花へんろマラソン、ことしは残念ながら中止になりましたけど、これをひとつ市の全体のイベントとして、宿毛まつりと一緒に、この宿毛市の二大イベントという形で完成をさせていきたいというふうなこと。

それから、遊ぶところにつきましては、皆さんが、市民でゆったり遊べるというような形での咸陽島公園、まだ途上でございますから、この完成を図らなきゃいけないというふうなこと。

そして、次に交通インフラでございますが、これは我々、先ほど今城議員からも企業誘致のこともございました。非常に、一番、交通の不便なところにあります。この不便さを、やはりしのいでいかなきゃいけない。そして、この不便さを早く、少しでもほかの都市と一緒に、便利なようにしていかなきゃいけない、そういう思いで、まず四国横断自動車道、8の字ルートは、まだ宿毛から内海までの計画決定すらされておられません。

この計画決定にもっていくのが私の仕事ではなからうかというふうに思います。

そしてまた、中村宿毛道路は、今現在工事中でございますが、これにつきましても、東日本の大震災へのつぎ込み予算は多くあるかと思いますが、それがあってもかかわらず、やはり我々の予算取りについては、きちんとしてもら

いたいという要望を出さなきゃいけないというふうに思います。

それから、昨日はちょっと小筑紫のほうを歩きましたら、やはり非常に危ない道路と、今、なっております。小筑紫の町の中につきましても、あの狭い道を本当に50キロ、60キロでばんばんスピードを出していきます。非常に緩いカーブでございますから、この交通安全に対しては、あそこでよく交通事故が起こらないものだというふうなことを思っている状況でございます、地区の人からのこの要望、小筑紫、ルート321の小筑紫バイパスの早期着工については、めどをつけなきゃいけない。これは要望するばかりで、市議会の皆様とも、一緒になって要望しているわけでございますけれども、この要望がまだ実っておりませんし、着手の、まだ年度も決っておりません。そういったものについては、早期な着工をお願いしなきゃいけないというふうに思いますし、また、時々、話題にもなります県道4号線、楠山から出井のルートでございます。今、工事が少しずつなされておりますが、これもやはり自然環境を破壊しない形での、早期な整備をお願いしなきゃいけない。長々長々しててはいけないというふうなことでございます。

それから、災害対策にもなるわけでございますが、これは松田川の堤防整備がゆっくりなされております。これもやはり、これは洪水対策であるとか、災害の予防ということにもなります。松田川の堤防整備と中筋川の河川整備というものは、近々、早くやっていただかなきゃいけない。

そしてまた、次には、防災対策上、極めて重要と言われております、これは横瀬川ダムの本体工が、ただいま政府の事業仕分けでとまっております。これは、四万十市、宿毛市、高知県という形の三者で、事業仕分けに対して、ぜ

ひ建設をということを政府に対して具申をしな
きやいけない状況になっております。

ただいま、原発の事故もございまして、水力
発電ということも出されておりますから、ぜひ
この横瀬川ダムはつくっていただいて、山田、
平田地域の皆さんの洪水をもう起こしてくれる
な。床上浸水など、結構だと。要らないという
ふうなものの要望にこたえなきやいけない。

だから、横瀬川ダムの本体工事の着工につい
ては、県と連携をとりまして、ぜひ早期の着工
をお願いしなきやいけない、こういうことも思
っているわけでございます。

それから、先日は宿毛湾港の第二防波堤に、
国のほうで着工していただきまして、起工式が
行われました。議長以下、議員の各委員長の皆
様にも御出席を賜ったところでございますが、
この第二防波堤の早期完成というものをお願い
しなきやいけない。

そういうことで、岸壁の有効利用が図られま
す。このクルーズ船も、東日本大震災以来、こ
ちらには計画がまだございません。この計画を
早期に宿毛湾港へ寄港していただくように、船
会社にポートセールスをかけなきやいけません。

このポートセールスをかけるためには、湾港
の第二防波堤が着工されて、こういった形にな
りますというふうなものをもって、ポートセー
ルスに参りたいというふうに思っておりますし、
また、この東日本の大震災を受けまして、各漁
港における津波対策というものを、これからま
た、再度見直して、きちんとしたものにしてい
かなきやいけないというふうに思っております。

それから、田ノ浦市場でございます。これは、
非常に日本でも珍しい環境管理型ということで、
今、操業がなされておりますが、まだまだここ
には製氷設備であるとか、冷蔵設備が不足をし
ております。大量にとれたときの魚を生かしな
がら、やはり漁協の充実というものをしてい

なきやいけないというふうなことを思っており
ます。

それから、次に、交通でございますが、土佐
くろしお鉄道の経営安定化をしていかなきやい
けない。宿毛佐伯フェリーは、高知県で唯一の
フェリーになってきております。そういった佐
伯フェリーの経営安定化対策をしていかなきや
いけない。

今までは、補助金のような形でやっておりま
すが、これをどうやったら抜本的に経営が安定
化していだろうかというふうなことも、県民
レベルで考えた形にしていかなきやいけない。

くろしお鉄道の経営安定化策につきましては、
先日、高知のほうで会議ありましたときに、私
はもう公設民営化、今、3セクでございますが、
公設民営化といったものを、土電であるとか、
バス会社であるとか、そういったものを含めた
形で、公共交通の確保をしていかなきやいけな
いんじゃないかというふうなことも、発言をさ
せていただきました。

そういったことを実現をするということは、
大切であろうと思います。

また、建築関係におきましては、市営住宅、
改良住宅の改築計画が、今年度中にはしなきや
いけない。これを実施に向けた形をつくってい
かなきやいけない。そういうことで、国交省へ
の提出し、また予算も確保しなきやいけないと
いうふうな、重大な問題というふうに認識をし
ております。

そして、これは官民で一緒になった中心市街
地の活性化、こういったものも今、途上でござ
います。そういったものについて、まちづくり
会社と一緒に、最終取りまとめをしなき
やいけない状況でございます。

これを、最終取りまとめをして、実施に向か
って、皆さんの住みやすいまちづくりというも
のをしていかなきやいけない。

それから、途中でございますが、バイオマスタウン構想につきまして、議員のほうからも、数年前に提案がありました。これについては、まだおくれておりますが、今、ようやく実証実験という形にもっていっております。

そういった形で、生ごみの堆肥化の早期実現を図ってまいらなさいけないと。

それから、工業団地には企業がたくさん来ていただいております。この方々に対する、ほおっておくという形ではなくて、手厚い支援というものを、やっぱりしていかなさいけないのと。まだ土地がございますから、企業誘致については、今後ますます力を入れていかなさいけない。そういったふうなことが、自分の使命としてあるんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほどありました職員の能力の培養というものもしていかなさいけないというふうに思っております。庁舎の改築計画の策定というものも、そろそろ手をつけなさいけない。

それから、福祉センターも、改築をせざるを得ない状況であろうかと思えます。そして、さらに給食センターのこともございます。子供たちの食を預かる、大切な給食センターでございます。この給食センターにつきましても、非常に老朽化もしておるところで、今は機械器具の入れかえだけになっておりますが、この改築についても、やっていかなさいけないだろうというふうなことでございます。

あと、国と地方の関係がございまして、この地方分権の実を取るということもやっていかなさいけない。国から県を通じまして、分権を提案がございます。ただ、これにつきましては、ただ権利をくれるというだけではなくて、やはり地方分権の仕事をくれるのであれば、それに見合った財源も欲しいというふうなことも申し

てきておりますから、この地方分権の実を取るということも、課せられた課題ではなかろうかというふうに思っております。

まだ、るるいろんなことがたくさんございますが、私がこれからしていきたいことの一端を申し述べさせていただきます。

特に、公約という形でペーパーにしたものは、まだございませんが、形として、少しまとめてみたいというふうには思っております。

次に、2番目で、災害時の緊急事態における業務継続計画でございます。

まず最初に、庁舎機能でございますが、本庁舎は昭和38年に完成してございまして、築48年程度経過をしております。

地震が起きれば、庁舎の耐震性であるとか、市街地周辺は津波による浸水が予想されてございまして、現施設がそのまま使用できる可能性は非常に低いのではなかろうかというふうなことを考えています。

このような状況を踏まえまして、昨年12月には、南海地震発生後、3ないし6時間を想定した本部訓練を、宿毛市総合運動公園で実施いたしましたところでございます。

しかしながら、3.11、いわゆる3月11日に発生しました東日本大震災での津波の状況を見ますと、津波により道路、電気、通信手段が寸断されてございまして、災害時の本庁舎機能を総合運動公園へ移した場合、どれだけの機能が保たれるかなどは、検討も行っていく必要があるかというふうに思います。

いずれにしましても、今後、さまざまな協議を重ねまして、災害時の問題点を再検証して、庁舎が継続使用できない場合の対応を検討していかなければならないというふうに思っております。

次に、行政機能の必要資源の確保とか、非常時に優先的に開始、再開すべき業務などのBC

P、いわゆる業務継続計画についてでございます。

先ほどの山戸議員の質問にもお答えいたしました。市役所は災害時のBCP、いわゆる業務継続計画は、現在は策定しておりません。しかし、今回の東日本大震災を見ますと、庁舎、職員、システム等の被害状況によりまして、復旧、復興のスピードに大きく差が出ております。

業務継続計画の策定によりまして、復旧などのスピードも大きな、今後、違いが出てくるというふうなことは実感をしておるところでございます。

この業務継続計画の作成に当たりましては、国は行政の全体的業務のBCP業務継続計画と、ICT部門に特化したBCPの作成に関するガイドラインを示しておりますが、平成23年1月現在の全国の市の策定率は5%でございます。全国的にも策定が進んでないのは、先ほどの山戸議員からの御指摘のとおりでございます。被災後の宿毛市の復旧復興をスピーディーに行っていくためには、この業務継続計画を策定していく必要性というものは、強く感じておりまして、今後、全庁体制で協議検討を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほど、山戸議員のところでお答えができなかったわけでございますが、できるだけお金も使わないで、こういったことを、業務継続計画がなされる、またはデータのバックアップがきちんととれるということに関しまして、現在、ここの電算を委託をしております高知の業者さんがおります。そういったところと、つい先日、話し合いをしまして、ここにはいつも、その会社の職員が来ておりますから、この往復の交通費だけでも大変じゃないかと。ここにずっと、専属的に張りついたらほうが安くあがるんじゃないかというふうなことも、提案をさせてもらいました。それから、このバックアップ

をどうやったら守れるかということについて、知恵をかせてくれというふうなことを申しましたら、今後の話としてでございますが、まだ実現は至っておりませんが、こちらにある本体をそのまま、高知の地震、津波に、決してやられない。決してやられないのは、本当にそうかどうかは、ちょっとわかりませんが、決してされない、頑丈な建物があるから、そこで本体機能を、ここにあるものをもって行って、こちらは端末だけで仕事をするというふうなことをしていけば、高知での一元管理ができて、他の自治体も一緒になってでございますけれども、そういったことが、今の委託費よりも安くあがるんじゃないかというふうなことと、バックアップといいますか、そういったものがきちんと保障されるんじゃないか、というふうなお話をさせていただいたところでございますので。

そういった形のものごとければ、ぜひそういったところとも、話し合いをしていきたいなというふうなことは思っております。

次に、企業誘致でございます。これまで、高知県と連携しまして、県内出身者が経営する企業とか、工場増設などを予定する企業などの情報収集などに努めまして、企業訪問なども行いまして、企業誘致に取り組みました。

また、立地企業のアフターケアにも取り組んでまいりました。

この高知西南中核工業団地につきましては、私、人に聞いたところによりますと、故林市長が、前々市長でございますが、非常にこの西南中核工業団地の誘致につきましては、人一倍熱心にしていただき、大阪であるとか、愛知だとか、そういった方々、人脈を通じた形で、ここに誘致をされたということ、つい先日もお聞きしました。

そういった形の努力というか、熱意というか、そういったものを示していくのが、これは要る

なというふうなことを思ったわけでございます。

今城議員が、先ほど言われましたように、1社の撤退が決りましたが、8月には、株式会社鉄屋さんという、大阪の金属加工会社の進出が決りまして、10月には操業が開始される見込みというふうになっておりまして、少し明るいニュースかなというふうに思います。

東日本大震災では、部品や素材の工場の集積地であったことから、直接被害を受けなかった地域におきまして、これらの部材を原材料として使う工場で、生産活動に支障を来しました。

そのために、製造業者は部品調達の取引先企業の増加とか、生産拠点を分散化する動きがありまして、現在、高知県にも工業用地の問い合わせがふえてきている状況だということでございます。

本市としまして、先ほどの故林市長の話じやございませんが、この機会を逃さないように、引き続き、高知県を初めとする関係機関と連携しまして、情報収集に努めて、一人でも多くの雇用が生まれるような企業誘致に取り組んでまいりたい、こんなふうに思っております。

皆様方におかれまして、何かよい情報というのがございましたら、ぜひ、御提供も願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） いろいろ公約についての説明をいただきましたが、少し再質問をしたいと思っております。

次期の市政に向けての公約ということで、項目を挙げて説明をいただきましたが、現職として、市政の課題に取り組む一つ一つの項目としては、すばらしいものがあつたと思っておりますけれども、真新しさがありません。もっと、土地開発公社の土地についても、24億円あつたのを、7億に減らして、これをもう解散までもっていく計

画なんですけれども、この買い戻した土地をこうするとか、もう一步踏み込んだ公約も欲しいんじゃないですか。

もっと斬新な、まだ時間もありますので、市民に提供できるような公約を、もっともっと、練りに練っていただきたいと思っております。

それから、BCPについてであります。全庁体制で取り組むと。地域防災計画の練り直しとか、たくさんございます。現在の人員は、防災の係長と係員の2人しかいない。これで十分なのか。もっとそこに力を入れるんなら、1年の途中でも、組織の改編も必要ではないか。そのあたり、御答弁を願いたい。

それから、バックアップについても、委託をしている業者が、津波もかからない強固な建物があると言われたといたしますけど、その平田の工業団地にも、一番高いところに岩盤でも建っていないような土地があるんですけど、そういうデータセンターなんかも誘致ができるんじゃないか。持って帰らずに、宿毛でそれをやってくれとか、そういうことにも、委託された業者に問いかけてみるとか、そういうセールスもしていただきたいと思っております。

それから、企業誘致についてですが、もう景気が悪いからということで、あきらめるんじゃないに、逆転の発想で、攻めて攻めて、これる方法を考えていただきたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えいたします。

今、話はるる、最初に申し上げましたように、少し取り組んでいる課題等の、いわゆる着地点を見出さなきゃいけないというふうなことからの観点からお話をさせていただいたわけでございます。

今城議員から、もっと新しい形でのものを練

れという御指摘でございます。その辺、私も頭をフル回転させまして、違う視点というふうな形で、少し公約というものをつくらせていただきたいというふうに思います。

また、いい知恵がございましたら、また教えていただければ、こういったこともすべきだとかいうふうなことがございましたら、また教えていただければありがたい。

それから、BCPの関係でございますが、全庁体制と言いましたのは、やはりこれ、私自身も危機管理係2人だけで足りてるとは思っておりません。彼らにすべてを投げているということではございませんで、庁議等でも申し上げますように、やはりみんなが、これは各課なりものを持っておるわけですから、そのものが災害に対する対応というものをしていかなきゃいけないというふうなことを申し上げております。

ただ、その危機管理係は、まとめをやらなきゃいけない、そういうことで、その体制的に無理でありましたら、担当課長とも話しまして、人員体制も見直さなきゃいけない、そんなことは思っておるところでございまして、ぜひ、2名ではどうしてもだめということになりましたら、これは支援員を置かなきゃいけないというふうなことは思っております。

そういうことで、御了解願えればありがたいと。

それから、バックアップ体制で、宿毛の平田の工業団地というところもございます。なかなかやっぱり、景気悪いと、私、申し上げませんが、こういった業界は、非常に景気的にはいいところだろうと思います。

宿毛に、高知県全体のことを持ってこいというのは、なかなか彼らも現実的には無理じゃなかろうかというふうなことを思っておりまして、実は、もう一つお話がございまして、幡多地域

の、いわゆる幡多に6カ市町村ございますね。こういった形の、6カ市町村が全体まとまれば、例えば平田に今、今城議員がおっしゃったような、どうですかというふうな話ができようかなというふうに思っております。

だめもとじゃないんですけれども、話はしてみる価値はあると思いますので、話としては、していきたいというふうに思います。

それから、企業誘致は、決して景気悪いからということでは、私、思っておりませんで、いろんな、この間もコマツの大阪工場長、宿毛市の高校卒業生も、コマツに就職させていただいたり、そんなこともしておる関係で、こちらに来てくれるような、工場についても打診はしたりしております。

いろんな人脈をついた形で、ここは交通的には不便なところでございますけど、かえってその不便さもいいんじゃないかというふうなこともあり、それから工業団地でつくったものを、例えば宿毛湾港からこの船が発着、きちんとできるようにになりましたら、そこで、混載で荷物を運べば輸送費も安くなるか、そういうふうな、いわゆるプラスのところの発想を、こちらの材料としてお示するというふうなことが大切ではなからうかというふうに思いますし、やはりこの熱を持っていかなきゃいけないかなど、そういうようなことを思っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） いろいろと前向きな答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番高倉真弓君。

○1 番（高倉真弓君） 1 番、高倉でございます。一般質問をいたします。大きく 2 点についてでございます。

まず、1 番目に、行政方針における宿毛市の振興計画について、市長の目指すまちづくりとはどのようなものかをお伺いいたします。

行政方針の中で、「これまでの計画を踏まえる中、市民のニーズや昨今の社会経済情勢、重要な課題、官民連携の重要性などを考慮し、教育や福祉、産業振興など、各種施策事業について、市民目線に立ちながら、素案を作成し」とあり、「新しい振興計画に基づき、市民生活の向上や、さらなる地域振興に向け、市政運営を行い、行政機関としての役割を果たす」とございますが、本当に市民のニーズにこたえ、市民目線に立っているのか。

例えば、宿毛市全体を高揚させるためにも、駅前商業地と連携して、中心市街地の計画を官民協働で推進していくべきでしようが、いま一つ市長の熱い思いが市民に伝わっていないのではないかと感じます。

先ほどの今城議員へのお答えの中でも、反省をしておられました。今回の小学校、中学校の問題におきましても、市街地全体をとらえて、市民目線を考慮しながら計画をなされれば、違った視点となったのではないかと思います。

3 期を目指すに当たり、いま一度、市長の目指す官民連携、市民目線に立ったまちづくりをお伺いいたします。

2 番目に、教育環境の整理についてです。

現在、検討中の中学校が、松田川小学校に移転した場合の登下校に関する安心・安全について、どのような対策をお持ちかをお伺いいたします。

去る 7 月 11 日、教育委員会の現地説明会に参加し、素晴らしい環境を目の当たりにすると同時に、疑問、不安も感じました。

同僚議員との重複を避けるため、その中の一つである登下校の点に絞り、お伺いいたします。

大勢の生徒が集中する登校時、また部活を追い、遅い時間帯での下校時、子供たちの安心・安全について市長のお考え、対策をお伺いいたします。

以上、第 1 回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1 点目でございますが、私の目指す官民の連携、それから市民目線に立ったまちづくりについてという質問でございますが。

まず、今回、策定をいたしました振興計画につきましては、高倉議員にも、連合婦人会というお立場で、委員として参画いただきましたので、御承知のこととは思いますが、各課の職員が業務の中で、市民の皆さんからの声を聞きます。また、パブリックコメントも踏まえた上で、策定をいたしました。

そうしたことから、私といたしましても、十分に市民目線に立った、市民の御意見をお伺いした形での計画になっているというふうな認識をしておるところでございます。

私が、一人一人に、市民の方に直接聞いたわけではございませんが、いろんな担当のほうから聞いたという形になっておりますので、そういった認識をしておるところでございます。

また、中心市街地活性化につきましては、平成 13 年に駅前地区も包括しました中で、計画が策定された経過がございます。その計画実施に当たりましては、TMO を商工会議所が中心になって立ち上げまして、旧東洋城の建物を利用したテナント方式の活性化に向けた取り組み

がなされた経過がございました。

スタート時点では、何店舗かの進出もございましたが、これがもう軌道に乗らずに、またこれまあ社会情勢の悪化の影響もあったんだろうかなというふうに思いますが、この計画によります活性化事業が停滞化した状況でございました。

そこで、平成20年に、庁内におきまして新たなプロジェクトチームを立ち上げまして、市役所の中で素案を作成する中で、現在、進行中でございます宿毛市中心市街地活性化計画を、策定をすべく、宿毛市中心市街地活性化協議会での協議がなされておるというところでございまして、これは、あくまでも官民が一体となって取り組む事業というふうに、私は認識しております。

委員としては、さまざまな分野の方が委員になっておりまして、商工会議所、青年会議所、それから地域の住民代表、商店主、旅館組合それから旅客運送に携わる方、それから金融機関の皆さんと、行政の担当部署の職員で構成をされておりまして、今後も、お互いが連携する中で、歩調を合わせて、できることから実施していきたいというふうなことを思っているところでございます。

これ、それぞれの代表の方々が、多岐にわたっておりまして、いろいろな意見が、本当に多過ぎるほど出ているような状況でございましたので、これをやはり実施に移していくためには、取捨選択もしていかなきゃいけない。皆さんとの話し合いの中で、きちんとした実施をできる、無理のないものといいますか、余り背伸びをして、後々の借金づくりを、これは民間と官と一緒にでございますから、つくるわけにいかないということではございますけれども、お互いが力を合わせて、一つのものをつくり上げていくというふうにしたいというところで、計画、協議

会をしているところでございます。

これ、前段がありまして、先ほど申し上げました中心市街地の活性化計画、これは外部のコンサルタントに、以前のは委託したようでございますが、やはりよその方がつくってもらうというよりも、自分たちの町のことは自分たちでやろうじゃないかという発想のもとで、これは各界、宿毛の皆さんで、みんなで意見を出し合って、これを協議会をつかって、そして計画を立ち上げようというふうな発想からきているものでございまして、官民が連携する一つのものをつくっていくということの、いい事例ではなかろうかと、そういうふうに思います。

行政の役割としましては、いろんなものを事業するに当たって、民間のしていることにつきましては、これは行政は後押しをしていくんだというふうなことも、大体が行政の役割だろうとは思っています。

ただし、リーダーシップをとってやらなきゃいけないこともあります。いろんな面で、双方向が協力をして、物事をつくり上げていくというのが、いい姿ではなかろうかというふうなことを思っておりまして、私自身も、これが皆さんの御意見を取り入れて、みんなでやっていくというふうなことの形で、非常に有効なやり方だろうというふうに、私自身は思っております。

次に、教育環境の整備でございます。現在、検討されている松田川小学校の跡地へ宿毛中学校が移転した場合の、登下校に関する安全・安心対策でございます。

私の見解をということでございますが、これ、教育関係につきましては、学校については、教育委員会の所管ではございますが、学校について、設置責任というものが、私にもございます。市長部局と教育委員会が一体となって、やっぱり取り組まなきゃいけないというふうな問題でございまして。

通学路の安全をどのように確保するかということですが、先の市議会の、6月の議会におきまして、濱田議員の御質問に対しまして、教育長が答弁したとおりと、形になるかと思いますが。

現在、和田地区とか中角地区からも、児童生徒が通学しております。宿毛中学校が移転したとしても、その通学路を通学することと考えているわけでございます。

したがって、新たに通学路を整備するだとか、通学路を指定するだとか、いうふうなことは想定をしていない状況でございます。

ただし、その場合でありましても、これ、安全を確認しなきゃいけない、安心を与えなきゃいけないという意味もあって、街灯の設置であるとか、通行する車両に注意を喚起する、安全啓発看板の設置を行ったり、仮に現在の道路状況で、通学に支障を来す場合が、来す箇所があれば、可能な範囲で道路整備を行ってなきゃいけないというふうな、できるだけ安全対策を図る必要はあるというふうに考えます。

また、街灯の設置につきましては、ここ田園地帯でございますので、農作物への影響が懸念されるというお話も聞いておりますので、これはもう専門家などにお聞きする中で、農作物への影響が大きくなる範囲での設置について、検討していきたいというふうに考えています。

また、登下校におきましては、場所によっては人目が少なくなることも想定されますが、他の学校におきましても、通学路の一定部分において、人目の届きにくい場所もあります。

教育委員会において、学校長に対して、できるだけ暗くなる前に下校するような指導をしていると聞いているところでございます。

当然のことでございますけれども、今後も子供たちの登下校時におけます安全対策につきましては、保護者や地域の皆様の御協力をいただ

きながら、万全を期するよう、教育委員会に対しても、申し入れをしますし、教育委員会とその都度やっばり、緊密な連携をとりながら、対処していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉、再質問をいたします。

まちづくりについて、いろいろお答えをいただきました。

昨年度、私も中心市街地活性化の話し合いに参加させていただきまして感じましたことは、民間に、民間にという余りに、市の消極的な姿勢ばかりが印象に残りました。

ただいまのお話を聞いて、うなづけるところもありましたが、少し後ろ向きの姿が見えたことは残念でたまりません。

お返事の中で、官民一体となってとお話がありましたので、ぜひ、よいリーダーシップをとっていただきたいと存じます。

快適な住居空間、商業、観光、それぞれ立場の違う市民のニーズ、どうくみ上げて、どう生かしていくのか、今後の公共建築物の整理については、地域の活性化に貢献し、防災に強い町をつくらなければなりません。

既にまちづくりに成功したところ、また考慮すべきところが見えていると思います。

現在の社会情勢、財政において身の丈に合いながら、魅力のあるまちづくりは大変なことでありましょう。

本日の高知新聞の一面にも、まちづくりの難しさは出ておりました。市民一人一人が主役になれるためにも、市長においては、情報発信とともに、しっかり対話をさせていただき、子供に財産として残せる環境をつくらなければならないと存じます。

このことを前提として、2番目の教育環境の整備について、再質問いたします。

ただいままでのお答えの中では、いま一つ安心・安全が見えてきません。

まず、津波も怖いです。台風も当然怖いです。専門家の御意見では、高いところが望ましいことも伺っております。ですが、年間300日以上、毎日の登下校の安心・安全も問題です。女性の立場、母親の立場として、子供が笑顔でたまたま帰ってくることは、最大の幸せです。

登校時、集中した時間帯、場所における交通安全。下校時、遅い時間帯の安全、しっかりと対策を立てていただきたい。

通学路の指定とか、街灯、看板だけでは、やはり全部を納得するわけにはいきません。

教育委員会に任せっ放しでなくても、今城議員の質問にも答えられていました。松田川の堤防整備の声もありました。その一つとして、通学路の見通しの悪さを解消、安全確保のために、新しい橋、また道路計画はあるのかをお伺いたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、高倉議員の再質問にお答えいたします。

まず、まちづくりについては、御意見だけだったという気がしますが、やはり新しくまちをみんなでつくってこうというときには、これは10年先とかそこら、5年先とかいう話じゃなくて、やはり市民が本当に潤いのある、憩いの生活ができるというふうなまちの観点というものが、非常に大切だと思います。

そういったことで、やはり皆さんがいろいろな意見を出していただいて、先ほど申しましたように、いろいろな意見の中で、将来、何十年にもわたって、このまちが続いていくというふうなことは、考える必要がございますし、恐らく昔から、この宿毛のまちをつくってきた方々も、

そういう思いでつくってきたというふうに思います。

だから、新たに何かをするということにつきましては、その歴史というものも非常に学んでいかなきゃいけない。それで、どこに何を建てていくか。恐らく私自身は、この宿毛のこのまちといいますか、旧市街地でございますが、ここはお殿様の時代が、昔ありました。そのときに、やはり地盤とか、そういうものがよかったから、ここにまちができたんじゃないだろうか。それから、水のよい、水の便がいいとか、そういったいろんな要素がたくさん重なり合って、そこに領主としても住んでいただかなきゃいけないというふうな思いを持って、まちづくりをされたんじゃないだろうかというふうなことを思うわけでございまして、市民の皆様が、だからいろんな御意見を出していただきながら、インフラ整備をきちんとしていくというのが、今の行政の役目かなというふうに思いますし、中心市街地の会に出られて、まちづくりの会社の会議に出られて、高倉議員が民間に、民間にという、行政の後ろ向きがあったというふうなことを、今、聞きましたが、行政職員の。

特に、私自身はそういった、行政は後ろ向きではなくて、やはり先ほど申しました、一緒になってやっていくというふうなことを、職員にも伝えたくもりでございますが、そういうとらえ方をされたということでありましたら、また反省もしながら、一緒になってやりましょうと。一緒に、前向きにいきましょうというふうなことを、またしていかなきゃいけないかなというふうなことを思います。

それから、通学路の安全・安心を、登校時だとか下校時、いろんな子供たちの安全を、街灯とか看板だけじゃだめだという御指摘ではございますけれども、今のところ、唐突に新しい橋の計画、道路の計画ということは、今のところ、

ちょっと用意をしておりませんで、特に計画というものはございません。

ただ、ここの子供たちの安全・安心が、通学の安全・安心が、今の状態で、もし中学校が松田川小学校の跡地に行くようになれば、どういった安全を、きちんと守れるかというものは、やっぱり本当に、今からでも真剣にやっとなきゃいけないんですが、今のところでは、こういった子供、教育委員会と一緒に、こういった安全・安心を与えられるような通学路づくりというものを、既存の形でやっていくというのが、今の計画でございます。

先ほど申されました、新しい橋をつくる計画、それから新しい道路をつくる計画というものは、今のところはございません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

事前の、なかなか難しいことやと思います。何の対策もとという言い方まではいたしません、ただいままでの答えでは、保護者の考える子供たちの安全・安心は確保できるとは思えません。

東中学校を例に挙げますと、生徒の自転車の後ろから、保護者が車で照らしながら下校いたします。

移転等を年内にといわれる最終判断までに、余り時間はありません。先ほどおっしゃっていただきましたように、どんどん議論をしていただき、よい知恵が出るように期待いたします。

また、大事なまちでございます。市民一人一人頑張ってもらいます。市長には、リーダーシップをしっかりとっていただき、また誤解がないように言います。後ろ向きと言ったのは、職員さんたちが後ろ向きということではなくて、市が出せる答えが限られ過ぎて、結局、そばにいた方々が、ああ、何となく、市はちょっと引いてるなというふうに受けた印象であって、そ

れが私だけの印象かもしれませんので、その点はお断りしておきます。

以上、質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 2時25分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時35分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、先ほど、高倉議員に御説明しました部分に、正確にちょっと補足をさせていただきます。

13年にTMOの取りまとめをしましたときには、コンサルタントに委託をしておりましたが、この今回の中心市街地活性化協議会での計画策定には、市民みんなでやっていますというふうな言い方をしました。

その中で、これは策定につきまして、意見を出していただくのは、市民の皆様全員でやっておりますが、この取りまとめにつきましては、コンサルタントの方に委託をしまして、いろんな絵を書いていただいたり、この市民の意見に基づいた取りまとめということは委託をしておりますので、正確にそのように補足をさせていただきます。

どうも恐れ入ります。

○議長（中平富宏君） 一般質問を継続いたします。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

中西市長が市長に着任された翌月に、宿毛佐伯フェリーの問題が発生し、3月には宿毛駅で

の列車衝突事故など、前途多難を思わせるスタートでしたが、あれから早くも8年の歳月が流れました。

1期目の中西市長の公約の目玉は、「元気都市 宿毛市をつくる」であり、私も大いに期待したことでした。

2期目は無投票当選でしたが、その直後の議会で、私は市長に、無投票は無競争であり、無批判ではないと話しかけたことでした。

あれから4年たちましたが、宿毛市は元気都市になったのでしょうか。私たち日本共産党が実施した市民アンケートでは、元気な声はほとんど聞かれませんでした。いま一度、宿毛の市民が元気になれるような答弁を期待して、通告に従い、質問に入ります。

まず、1番目に、地元業者の仕事づくりについて、市長にお尋ねします。

市の公共事業を、地元業者最優先で発注するよう求める市民要望に、どうこたえるかについてであります。

今、宿毛市の自営業者は、仕事や売上げが少なく、途方にくれています。そうした中で、大規模な事業はもとより、小規模の官公需についても、地元への発注を待ち望んでおり、この期待に全面的にこたえるべきではないでしょうか。

一例を挙げれば、貝塚前の与市明川に沿って、市が最近、施行した駅東1号公園植樹についても、その必要性和市外業者へ発注したことに対し、批判の声を聞きます。なぜ地元業者に発注できなかったのか、お聞きします。

官公需の地元発注を初め、地元の中小零細企業を発展させるための諸策を推進する、産業振興条例を制定する考えはないか、市長の所見をお聞きします。

2番目に、住宅リフォーム助成制度の実施を求める市民要望にどうこたえるかについてであ

ります。

住宅リフォーム制度は、市民の安全で安心できる住まいづくりとあわせて、地元業者への仕事づくりと、地域商店の活性化につながるため、多くの自治体で取り組みが広がっています。

私も、たびたびこの議会で求め、各地の実施内容も紹介してきたことでしたが、最近では、お隣の愛南町でもこの制度が導入され、町民に喜ばれていると聞きました。

宿毛市を元気都市にする一施策として、実施する考えはないか、再度お尋ねいたします。

なお、愛南町では、去る8月から実施されていますが、その内容は、工事費の10%を限度として、補助金額の上限は20万円で、新築工事にも適用されるようです。

補助対象者は、町税などの滞納はない町内在住者で、持ち家住宅の新築や増改築、リフォームを行う町民や、親や子の持ち家住宅に同様の工事を行う町民となっています。

補助対象工事は、工事費が50万円以上で、愛南町内に本店や支店、事業所がある建築業者などが施工するものとなっており、600万円の予算が組まれています。

主な補助対象工事は、住宅の新築や増築、改築、並びに耐震化工事、屋根や外壁の塗装、あるいは防水工事、床フローリングや天井クロスの変更かえ、キッチンやバス、トイレなどのシステム設置や改修など、幅広く適用できるようです。

宿毛市も、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

次に、大きな2番目で、原発事故からの市民保護についてであります。

1番目に、伊方原発で事故を発生させないため、宿毛市として今後、どのような取り組みをするか。

伊方原発は、現在、老朽化している原発や、

危険なプルサーマル運転をしており、いつ福島のような事故を発生させるかもしれないため、多くの市民が心配しています。

四国電力が、多くの人が指摘している不安全隐患への安全対策を実施するよう求めるべきではないか。そして、極めて危険なプルサーマル運転の即時中止と、老朽化した原発を早期に廃炉にするよう求めるべきではないか。

2番目に、伊方原発が福島のような過酷事故を発生させたとき、市民をどう保護するか。

伊方原発の事故発生を想定し、情報の早期把握と、市民への伝達、避難の方法などをマニュアル化し、市民を放射能被害から保護する対策を立てておくべきではないか。

3番目に、東日本震災の瓦れき受け入れ要請については、放射能汚染の恐れあり、ほとんどの自治体が断っています。宿毛市もはっきりと断るべきではないか、お聞きします。

東日本大震災は、多くの人命を奪うとともに、住宅や生業の場も破壊し、瓦れきと化してしまいました。

この大量の瓦れきを地元で処理できないため、全国の自治体に、環境省から可能な量の引き取り要請が来ております。

本来なら、人道的立場からも、可能な引き取りをするべきではありますが、この瓦れきは福島原発の事故による放射能で汚染されている可能性が多分にあります。

瓦れきを受け入れれば、その地が放射能汚染されることになるため、高知県でも多くの自治体が受け入れをお断りしております。宿毛市としても、幡多広域市町村圏事務組合の一員として、組合での受け入れをしないよう、取り組んでいただきたい。

また、宿毛市独自としても、瓦れきの受け入れをしないことを明言していただきたい。

大きな3番目で、有害鳥獣対策についてであ

ります。

有害鳥獣対策について、私は、たびたびこの議会で議論をしてきたところではありますが、去る7月に、産業厚生委員会の行政視察で、大分県の中津市を訪問し、得た資料をもとに、再度質問いたします。

中津市は、大分県の北東に位置し、平成17年に耶馬溪町などと合併し、人口約8万6,000人の市であります。

市では、有害鳥獣の災害対策に、積極的に取り組んでいる、その成果を職員の方から丁寧に御説明いただきました。

そこで、まず1番目に、有害鳥獣から農地等を防護する対策について、中津市では、地域全体を金網で囲い、シシヤシカによる被害に大きな防止効果を上げていました。

宿毛市でも、地域住民の合意ができたなら、導入が可能かどうかをお伺いします。

御承知のように、有害鳥獣に悩まされている多くの宿毛市民は、ナイロンや綿糸の防護網を張っていますが、すぐに破られてしまいます。しかし、金網なら破られず、防除効果が大きいといえます。

中津市では、集落を金網で囲むこの事業を、国の補助率55%、市33%、地元12%で実施していました。

また、今年地域活性化総合対策事業も導入していました。事業実行に当たっては、資材を購入し、設置工事は当該集落の人が賃労働として仕事をし、12%の地元負担金に充当していました。

次に、駆除対策についてであります。

その1番目に、地元猟友会に依頼し、賃金も払って駆除部隊を構成しての一斉駆除、近隣市町村と協議して共同駆除をすべきではないか。この場合、水源税の活用をどのように考えていくか、お尋ねします。

2番目に、捕獲報償金の引き上げについてであります。

特にサルについては、報償金を大幅に引き上げ、狩猟者が駆除意欲を持てるようにする必要があるのでないか。

私たちが視察した中津市でも、サルの駆除を奨励するため、21年度から報償金を1匹3万円にし、前年度の2倍になる12匹を駆除していました。

また、高知県でも、今年度からサル1匹に5万円を出している本山町では、例年の数匹に対して、既に2倍の駆除数になったようであります。

報償金単価は上がっても、捕獲数が少ないサルであれば、総経費も多くを必要としません。仁淀川町や越知町、梶原町のように、3万円くらいまで引き上げができないか、お尋ねします。

3番目に、わなによる狩猟法が改定され、捕獲がしやすくなったようであります。どう変わったのか、この改定内容を市民に周知し、駆除への参画を促すべきではないか。

次に、駆除鳥獣の食肉化についてであります。

各地で食肉化の取り組みが進み、おいしい加工品も開発されつつあります。近隣市町村と協議して、食肉加工に踏み出すべきではないか。

中津市でも、食肉加工処理場として、耶馬溪食肉工房「猪鹿」を平成22年度に建設し、捕獲した獣肉の食肉化に取り組んでいました。

ウインナーやハンバーグにも加工し、学校給食に提供するなど、まだ試行錯誤の段階のようでした。

高知県でも、香美市では獣肉加工が順調に進み、好評を得ているようであります。ぜひともこの県西部地域でも食肉加工を起し、鳥獣駆除と雇用の場づくりに取り組むべきじゃないか、お聞きします。

次に、被害に対する行政の認識についてであ

ります。

視察した中津市では、市長ほか関係者の有害鳥獣被害に対する心意気に感嘆いたしました。

有害鳥獣被害の激しさ、関係者の苦しむ姿を見た人は、この現状を災害だと認識し、説明資料では、「有害鳥獣と戦う中津市」と記され、まさに市民生活と中津市の一大事と位置づけ、戦いとして取り組んでいます。

その戦いを成功させるため、中津市は、今年度の有害鳥獣関係の予算を約1億700万円組んでいます。宿毛市の集落や山林で起こっている有害鳥獣による駆除も、同じ内容であります。被害に苦しむ市民の心に寄り添って、現状を見るならば、もはや猶予は許されない。

行政の最高責任者である市長の決意をお聞きいたします。

4番目に介護保険制度について。

介護認定の現状について、お聞きします。

介護認定の申請をした人から、軽度に判定されたとの訴えをよく聞きます。これは前回の制度で、軽度に判定する仕組みが持ち込まれたためであり、このため、介護の必要な人が、必要な介護を受けられないと嘆いています。

介護申請者の苦難に寄り添い、実態に合った認定をするべきではないか、お聞きします。

2番目に、介護給付金不正受給の返還請求についてであります。

3年前に宿毛市内の介護事業所で不正があり、その事業所は、県から介護保険事業所の指定取消処分を受けました。

不正をした介護事業者に対し、関係市町が支出していた介護給付費の全額返還を求め、訴訟を起こすようであります。

訴訟の総額は3,425万円で、その内訳は、四万十市が約1,700万円、大月町が約1,043万円、黒潮町は約271万円、愛南町が約411万円となっています。三原村は、請求

額が約3万4,000円と低額のため、訴訟に加わらないようであります。

しかし、宿毛市は大きな額と思われるのに、訴訟に加わらないのはなぜか。市民から疑問の声があがっています。このことに関し、次のことをお聞きます。

まず、1番目に、宿毛市が訴訟に加わらなかったのはなぜか。地元企業への配慮か。

2番目に、宿毛市も全額返還を求めるとすれば、その額は幾らになるか。

3番目に、4市町側が勝訴するという裁判結果が出た場合には、請求権放棄した宿毛市の損失責任はだれが負うのか。

次に、3番目に、第5期の介護保険制度改定であります。

改定介護保険法が日本共産党と社民党の反対を押し切って、6月15日に国会で可決されました。施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしと言われるように、高過ぎる保険料と利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって、利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。

今回の改定は、こうした問題の解決には手を触れず、新たに介護給付抑制策を盛り込むなど、介護利用者や家族に重大な苦難を与えるものとなっています。

宿毛市も、近々、介護保険事業計画の策定作業に入ると思われますが、市民が特に苦しむ、次の2点は盛り込まないよう求めます。

1番目に、宿毛市では、介護予防・日常生活支援総合事業を創設しないことを求めます。

今回の改定で、市町村は総合事業を創設できることになりました。この総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業にされ、サー

ビスの内容も、料金設定もすべて市町村任せにされます。

また、サービスの担い手も、ボランティアなど多様なマンパワーを活用とされており、専門の介護職員以外の人に任せ、サービス切り捨てと費用削減をねらったものであります。

現行制度では、要支援1、2の人はデイサービス、訪問介護、短期入所について、予防給付として介護給付に準じたサービスを受けてきました。しかし、総合事業が新設されると、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのかを、一人一人市町村が割り振ってしまいます。

また、総合事業を行う地域支援事業は、その事業費を介護給付費の3%以内に制限していません。現在でも、要支援の人たちの介護給付費は、給付費全体の5.9%であるのに対し、3%に制限すれば、必要なサービスを受けられない可能性が出てきます。

このように、今回の改定は、要支援へのサービスを削減するなど、軽度者の介護取り上げをする内容となっています。

2番目に、保険料負担はもう限界であり、介護保険料の引き上げをしないことを求めます。

65歳以上の介護保険は、3年ごとに改定されることになっており、2012年度には、改定を迎えます。

厚生労働省は、各界が強く求めていた公費負担の引き上げを見送り、次期保険料を引き上げる試算を示しました。

それによると、現在、一人平均月額4,160円を840円も引き上げて5,000円にしようとしています。

昨年春、日本共産党宿毛市委員会が行った市民アンケートでも、介護保険料と国保税が高過ぎて苦痛だ。引き下げをせよとの声が多数ありましたが、この高い保険料をさらに引き上げ

ることは許されません。

老夫婦2人で月1万円の介護保険料は、何と
しても高過ぎであり、引き上げないように求め
まして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般
質問にお答えをいたします。

まず、最初に、地元業者への仕事づくりでご
ざいますが、私も、地元業者、当市の発注工事
は地元を大優先に考えておるところでございま
して、その原則は、もう全然外していないつ
もりでございます。

また、業者さんが元気になるということで、
地元への発注ということに関しましては、今、
国の機関としましては、国交省の四国整備局が
ございまして、まず一つは、湾港の防波堤の工
事がございます。

それから、中筋川ダムの事業所がござい
ます。それから、中村河川国道事務所がござ
います。

そういったところが、国の事業実施という
ことで、大きな工事、小さな工事もちろんし
ていただいておりますが、ここの出先にも、私
どもはぜひ、宿毛市域でするものにつきます
は、地元宿毛市の業者さんを、ぜひお使いい
くださいというふうなことを、お願いをしてま
いっております。

そんなことで、地元業者さん優先というこ
での取り組みをしているわけですが、御指摘
のものについて、ちょっと調べてみましたら、
その駅前1号公園の植樹事業ということで、
これ、公園整備の補助事業での採択が困難
でございまして、高知県地域子育て創生事
業を導入しまして、公園施設の充実を図ると
いうふうな形のものでございまして、この事
業の区分の中で、地域におけるきめ細やか
な子育て支援活動の促進を選択しまして、住
民参加型イベントとして、園児、保護者を
中心として、植樹を

実施する内容でございまして、こういった形
での補助採択を受けた経緯がございまして、
これは請負工事による事業とはなっており
ません。

また、市外の業者ということでございま
すが、この市外の業者から購入した理由とい
うふうなことをおっしゃられましたが、これ
、樹木を原材料費で購入するという制約が
ございました。

できれば、圃場を持って、かつ一定の木
の種類在庫を有する業者さんが望ましいん
ではなかろうかというふうなことを、市内
業者を含めて、3社から見積もりを徴収し
て、これは見積随契ということで、随意契
約をいたしまして、業者を決定したという
ことでございます。

この植樹に際しましては、保育園児25
名と、保育士、職員も参加して、中低木の
植樹を実施しまして、高木の植樹の際には、
納入業者の協力を得て、実施されたとい
う経緯でございます。

次に、吹田市を事例として、地域活性化
を目的とした産業振興条例の制定というこ
とでございましたが、これ、高知県が実施
主体となっていて、実施中の産業振興計画
を軸としまして、官民が連携して取り組
みを行っていますので、改めて条例制定と
までは必要ないというふうなことを、こ
こでございまして、

次に、住宅リフォーム助成制度でござ
います。

他県で独自に助成制度を創設している
自治体があるということは、承知してい
るわけですが、昨年の6月議会、またこ
しの3月の議会におきましても、浅木議
員のご質問でも紹介させていただきました
とおり、現在、宿毛市で行っています住
宅の改修工事についての助成制度を、と
りあえず紹介をさせていただきます。

一つ目でございますが、平成17年度
から、国、県の支援を受けまして、木造
住宅の耐震改修を行った場合、上限で
60万円。

二つ目として、宿毛市地域生活支援
事業の障

害者及び障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むための改修を行った場合、これ、上限で20万円。

三つ目として、平成12年度から、居宅介護住宅改修事業、介護予防住宅改修事業の介護保険の認定を受けている方の住宅で、改修が必要であると認められた工事が、上限で20万円。

そのほか、平成10年度から、下水処理区域において、くみ取り便所から水洗便所へ改造される場合について、助成制度を設けているところでございます。

実績でございますが、一つ目の耐震改修が、平成17年度から平成22年度までで3件でございます。

二つ目の、宿毛市地域生活支援事業で、平成18年度から22年度までで、8件でございます。

三つ目の、介護関係事業で、平成12年度から平成22年度までで、これは921件でございます。

それから、下水道事業では、平成16年度から平成22年度までで87件というふうに、実績がございます。

住宅産業は、すそ野の広い産業でございますが、住宅のリフォームは、広く経済効果が及ぶというふうに考えられますが、宿毛市では、こういった助成制度を設けておりますので、現在のところ、助成対象以外のリフォーム、新築については、個人で行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、原発事故からの市民保護ということで、お話がございました。

伊方原発の事故防止策でございます。この質問につきましては、6月議会の回答と同じものになるかと思いますが、そもそも原子力発電は、国がその安全性を全面的に保障しまして、国策として推進してきたものでございまして、6月上旬に行われました全国の市長会におきま

しても、原子力発電所等の安全確保、及び防災対策の強化について、万全の措置を講ずるよう、国に対して緊急決議として要請しています。

その中で、大きく6つの項目について、お話を申し上げます。

一つ目は、原子力発電所等の総点検と、事故防止対策。

二つ目は、原子力安全規制体制の見直し。

三つ目は、原子力事故に対する情報伝達システム、及び避難体制の再構築。

四つ目は、原子力防災対策の抜本的見直し。

五つ目に、原子力医療体制の強化。

六つ目としまして、原子力防災対策に対する立法措置及び財源措置ということで、全国市長会として要請をしております、宿毛市としても、この決議を尊重している状況でございます。

2点目としまして、伊方原発事故発生時の対策でございますが、原発施設で事故が発生しまして、放射能が建屋外部に放出された場合は、国から放射能事故の各種情報が入ることとなっております。

避難する施策とか、避難場所につきましては、事故が発生しない現時点では、どれだけの範囲が避難区域になるかがわかっておりませんので、国からの情報、指示を受けて、避難に移ることになりましょうし、避難場所についても、避難範囲がわからないことには、指定することが難しいのではなかろうかというふうに思っております。

次に、東日本震災の瓦れきの受け入れでございますが、放射性物質によって汚染された瓦れきの焼却処理であるとか、埋立処理であるとか、そういうものにつきましては、安全であることが保障されない限りは、我々、この地域の住民の皆様の理解は得られないというふうに考えておりました、受け入れということは困難であろうかというふうに、私は考えております。

次に、有害鳥獣対策でございます。

農地等の防護対策でございますが、集落単位の防護策を設置できる補助事業があるようだが、宿毛市は利用しないかというふうなことがございました。

国の事業の中で、鳥獣被害防止総合対策交付金の、これは事業のことではなかろうかと思いますが、本市でも、本年度、ある程度、まとまった農地を囲む防護さくを、2カ所で実施することとしています。

これは、天神地区と山北地区で、天神地区は延長3,500メートル、山北地区で、延長が1,000メートルというふうな、防護さくを設置するというふうなことでございます。

事業主体であります宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会が、地域からの要望を受けまして、取りまとめを実施しております。

補助率は、要望地区がみずから設置する場合は、資材費につきまして100%、それから、業者さんに設置してもらう場合は、55%の補助が受けられるということでございます。

次に、狩猟者に日当賃金とかいう話もございますが、シカ個体数調整事業で、捕獲頭数に応じた報償金をお支払いをしています。日当賃金につきましては、県内他の市町村でも支払いされておりませんので、また狩猟期間以外の、捕獲許可を受けた狩猟者につきましても、一部、高知県と徳島県との、合同広域捕獲においては、支払われたことがございます。それ以外では、現在の捕獲頭数に応じた報償金で、駆除をいただいているところでございます。

今後とも、県内他の市町村とも歩調をあわせながら、対応をしてみたいということを思っております。

次に、森林環境税を利用して、愛媛県と合同ではできないかと。これは県境付近の駆除でございますね。

これには、先月、8月に宇和島市におきまして、両県の県境に位置する市町村担当職員と、県の担当職員が集まって、協議をしております。

内容につきましては、日時を決めて、両県一斉に駆除しようかということは、猟友会、双方の日程調整であるとか、実質的に困難ということで、現在の報償金制度のままで、強化月間を設けて、一定期間内に両方から駆除していくということで、現在、当市の猟友会に提案しております。実施に伴う詳細について、早急に協議をさせていただくということにしています。

それに伴う森林環境税の使用につきましては、シカの駆除や育成調査、生育調査に係る事業に使用されていますが、合同駆除に対しては、森林環境税は使用できませんし、補助事業としての計画も、今のところはないということでございます。

次に、サルの駆除でございますが、報償金の引き上げができないかとの質問でございます。

このことにつきましては、平成23年3月の議会で答弁をさせていただきましたように、平成20年度に、宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会で協議をしまして、シカについては引き上げをしました。これは4,000円から8,000円にしております。

それから、サル、イノシシなどにつきましては、農協や森林組合から、それぞれ助成金が交付されていますので、現段階では増額する予定がございません。

次に、わなによる捕獲については、一部、法改正がなされました。その件につきまして、広く周知をとということでございます。

このことにつきましては、一部、法改正ではありませんので、これまで構造改革特区の認定を受けた市町村内におきまして、わなによる有害鳥獣捕獲を行う際に、特例的に従事者の中に、わなの狩猟免許を所持しない者も含むことがで

きるというふうにされていたものが、来年度より、捕獲の許可を受けた「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第9条第8項に規定する法人、これは地方公共団体であるとか、農協、森林組合などがございますが、この捕獲許可を受けた法人が行う講習を受けて、認められたものがわなによる捕獲を行う際に、狩猟免許所持者の監督のもとで従事になれるという内容で、特区の認定を受けずに行うことができるというふうなものでございます。

そのような法人が講習会を開催することになりましたら、制度の説明であるとか、受講者の募集などについて、それらの法人と連携する中、広く市民にも周知してまいらなきゃいけないというふうに思います。

次に、駆除鳥獣の食肉化事業の計画でございますが、このことにつきましても、平成23年3月議会で答弁をいたしました、3月議会以降も、計画はあがってきておりませんが、本市としましても、ぜひ、これは食肉化をしていただきたいというふうなことは思っております。

現在、県の補助事業といたしましては、シカ肉事業化支援事業がありまして、国の事業としましては、前段でも申し上げました鳥獣被害防止総合対策交付金のメニューに、処理加工施設に対する補助金もございますので、ぜひ市民の方で立ち上げていただきたいというふうなことを思っています。

また、事業化しようとする市民の方がおられましたら、担当課におきまして、事業化に向けての提案とか、PRもしていきたいというふうに考えています。

最後に、鳥獣被害に対する私の所見ということでございますが、鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、欠くことのできない存在でございますが、中山間地域におけます耕作放棄地の増加も手伝いまして、近年、イノシ

シ、シカ、サルの生息区域が拡大しております。そんな中で、農林産物の被害が増大しております、農林業に重大な被害を及ぼす、重大な問題であるということは、認識をしております。

本市としましては、先ほどの単独の補助としまして、電気牧さく器の設置に対しても、2分の1の補助を行っています。県の補助金制度を使い、捕獲報償金も交付しております。

また、本年度は、前段でも申し上げましたが、鳥獣被害防止総合対策交付金を使いまして、一定区域の防護さくを、天神と山北両地区において設置する事業とか、狩猟免許講習に対する助成、またサルの捕獲おりも5基設置するようになっています。

今議会にも、有害鳥獣捕獲報償金等の増額の補正予算を計上させていただいておりますが、当初予算と合わせて、事業費は合計で1,144万8,000円というふうになっています。

その他でも、利用できる事業は活用しまして、猟友会や有害鳥獣被害防止対策協議会で協議、協力をしながら、一緒になって有害鳥獣による被害の防止を図ってまいらなきゃいけないというふうなことを思っておるところでございます。

次に、介護保険関係でございます。

一つは、本市におけます要介護認定の現状についてでございます。

要介護認定におきましては、認定調査員が国の認定申請基準、これは調査項目が、基本的な項目が74項目ございます。これに基づいて、心身の調査を行いまして、これで一次判定ということになります。

二次判定の場であります介護認定審査会では、一次判定結果と主治医の意見書だけではなくて、一次判定結果だけでは把握できない申請者固有の介護に係るテーマを書いた、これは特記事項と申しておりますが、これによりまして、介護度の判定をしているところでございます。

調査項目が変更されたことによる介護度の変化につきましては、以前、認定申請をされたときと、心身の状況が一定とは限らないということから、分析をすることはちょっとできませんが、特記事項の情報提供を行うことで、適正な認定審査を行っているところでございます。

今後も、要介護認定申請者の状況を正確に伝えまして、適正な審査を行うよう、努めてまいります。

次に、介護給付費不正受給の返還の件でございます。1項目ずつ答える前に、少し申し上げておきたいことがございます。

この件につきましては、この案件が発生以来、宿毛市では、当該事業所にまで出向きまして、調査を実施しております。許認可権を持ちます県にもヒアリングをしたり、担当者から、そしてまた部長級の方々までにも意見を聞きに行っております。

その結果としまして、各関係自治体に、宿毛市の判断をまず示しました。これを示して、各、これは市町村長に説明をいたしまして、私は納得いただいたものと理解した上で、21年9月議会にお諮りをしまして、議員の皆様にも説明させていただき、御了解をいただいたものと思っております。

ほかの自治体からは、当市に対しては、21年9月以降も、以前も、彼らの判断とか、措置については、何らの情報提供はございません。そのところを、まず申し上げまして、個別の質問に答えさせていただきます。

本市と他市町村との判断の相違、本市が訴訟に加わらなかった理由についてということでございますが、他市町村がどのような判断に基づき、訴訟を起こしたものは、私は承知しておりませんので、これについてはお答えすることはできません。

本市の見解を申し上げますと、介護保険事業

所を運営する上での知識が、ここでは不足していたこと。事務処理等の単純ミスによるものがほとんどで、組織的、作為的ではないというふうに判断したことから、違反請求となった給付費と加算金、82万5,040円を請求したところでございます。

決して宿毛の企業だからといって、そのように配慮したものではありません。これは、公正、適正に、私は判断したというふうに思っております。

また、このことにつきましては、先ほども申しました、平成21年の9月の第3回定例議会で、議会の承認も受けまして、22年10月6日の、平成21年度の決算委員会におきましても、これは議会のほうにも詳しく説明をさせていただき、理解していただいたというふうに認識をしておるところでございます。

なお、先ほど申しました行政上の措置の標準化に資するために、他の5市町村へは、本市の見解を示しております。

次に、給付費全額を請求しなかった理由ということでございますが、第1点目に、人員基準違反として、訪問介護事業所の職員が、有料老人ホームの業務に従事していたことによりまして、常勤専従についての基準に違反していたこと。それから、指定居宅介護支援事業としての勤務表を作成していなかったことがあげられますが、これは法律上の人員基準についての理解が不足していたことによるものでございました。

次に、不正請求があげられますが、これも事務上の単純で、安易なミスによる請求誤りによるものでございまして、また、虚偽報告として、当該事業所の所在地と違う所在地での指定申請があげられておりますが、このことによって、不正な利得が得られるというものではございませんでした。

また、高知県の実施した監査だけではありま

せんで、本市でも調査をしましたが、介護保険事業所を運営する上での知識が不足をしていたということ。

それから、事務処理等の単純ミスによるものがほとんどで、作為的ではないというふうな判断をしたことをごさいますして、事務処理が適正に行われていなかったサービスについては、給付費と加算金を含めた82万5,040円の返還を求めたということをごさいます。

事業者の指定時にさかのぼって、介護給付費等の全額の返還を求めた場合の返還金額について、当市でも算定をしておりますので、お答えをいたします。

ほかの市町村の見解、ほかの市町村と同様に、訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所に介護サービス給付費の全額を請求した場合、その請求額でございますが、訪問介護事業所については、1,603万7,449円、居宅介護支援事業所については、114万8,500円で、合計額は1,718万5,949円となります。

この返還額に加算金、給付費のこれは約40%でございますが、681万4,476円を加えますと、総額は2,400万425円というふうになっております。

他市町村が起こした訴訟で、勝訴が確定した場合の本市の対応でございますが、これは現段階においては、裁判の行方を見守るしかないというふうには、答えられません。

次に、第5期介護保険制度改定についてでございます。

一つ目に、介護予防日常生活支援総合事業について、お答えをいたします。

本年6月15日に可決成立しまして、6月22日に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づきまして、介護予防日常生活支援総合事業が創設されました。

この事業は、市町村の判断によりまして、要支援者、二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスなどを総合的に提供することができる事業で、要介護認定において、要支援と非該当などを行き来するような、高齢者に対する切れ目のない、総合的なサービスの提供をしていこうとするものでございます。

この事業の活用によりまして、介護予防の推進とともに、生活支援サービスの推進も図ることが可能となることが考えられています。

詳細につきましては、今後、国から示されることとなりますが、今回の質問の趣旨を真摯に受けとめまして、利用者にとって不利益とならないように、宿毛市介護保険事業計画策定委員会で検討をさせていただきます。

次に、第5期介護保険料についてお答えいたします。

本市におけます介護保険料を引き上げない対策についてでございますが、平成24年度から26年度までの介護保険料については、同時期における第1号被保険者数、介護認定者数、介護サービス料などの見込み、国から示されるワークシートなどで試算、勘案しまして、宿毛市介護保険事業計画策定委員会の場で協議をしまして、議会の議決を経て、決定するということになります。

現在、今後の介護サービス見込み料について、検討をしているところでございまして、来期の介護保険料がどれくらいになるかは、まだ見込みが立っていませんが、団塊の世代が65歳以上となりまして、高齢化が進むことが想定されますので、介護サービスの需要が高まり、介護保険料が上昇するケースも考えられます。

今後、宿毛市介護保険事業計画策定委員会で、高齢になっても生き生きと暮らせることを目的とした健康づくり事業などの実施とか、介護給

付の適正化に努めるなどについて考慮しながら、保険料の設定を考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番、再質問をいたします。

まず、1番目の仕事づくりについて、これは今、国の事業にも、それぞれ地元でやらせてくれという要望しているということで、そういう何はいいわけですが、実質、宿毛市が発注する分が、市外の人に頼むことになったということで、こういう議論も提起されてきたわけです。

なお、もう一度、先ほどの例、わかりにくかったんですが。

これは、私は植樹事業として、同じ内容であってもできるんじゃないかというふうに判断しとったわけですが、市長の今の説明では、植樹事業としてはできないというふうに聞えたんですが。

物品を買って、それを植えるという事業はできても、植樹を、それ自体、請負言うんですか、にすると。その事業を業者にやらすということにはならんという説明のように聞えたんですが、そのところ、確認させていただきたいと思えます。

なお、子育て支援事業という名称で使ったということに対しても疑問があるわけですが。あそこの公園が、行って見ても、あの植え方で、果たして子育てにつながるのかなと。別に遊園地みたいなどころであれば、遊びの道具等含めて、木を植えて、子供らが遊ぶ場所ということになるかと思いますが、ほとんど、木をびっしり詰めて植えて、何か、あとベンチを置くというような話はありませんでしたが、あれが300万かけてやる、子育て支援事業ということに対して、皆さんが疑問に考えているようです。

このことに対して、なお説明をしていただきたい。

なお、これが工事としてやれるものであったとしたら、植樹の場合は、造園業者に活着を確認させる、いわゆる枯れ保障ともいいますが、活着するまで管理してくださいということで、例えば1年なら1年間のうちに枯れた場合は、また植えてもらいますということではできるわけですが、今度の場合は、業者のサービスで植えたということになると、そういうことも求められないということになるんじゃないかと思うので、あれほど大きな木を、自分たちで物を買って植えるということ自体も、不自然があると思うわけです。

そこらあたりを御説明願いたい。

それから、住宅リフォームについては、市長も、メリットについてはわかるということですが、愛南町、お隣でさえ、それほど、やろうかということやりによるんで、ぜひ宿毛でもということですが、従来の障害者、介護、こうした人に対する支援の範囲内ということですよ。

これでは、障害者でもない、介護を受ける立場でもない人の家については、工事が発注しようかということになっていかなので、これとは別に、こういう、今やりよるものとは別に、よその市町村では、新たな仕事づくりという面も含めて、やっていきゅうと。

今、市長が説明されたのは全く違う角度でやっていきゅうということですよ。

その経済効果も、例えば100万円、市のほうで、例えば1,000万円の仕事ができるというぐらい、非常に仕事をつくるという面で効果があるわけですので、そういうかたくなにリフォームはだめだというのではなしに、ぜひとも検討をいただきたい。今後の検討をいただきたい、こう考えるわけですが、再度お聞きします。

それから、原発事故からの市民保護についてですが、市長は先ほど、国策として推進してきたということで、どんな事故が発生するか想定できないということですが、今度の福島事故を見れば、ある一定の想定はできると。

そうしたことから、わずか50キロしか、伊方原発から離れてないと。もうそのあたりは危険地帯になる可能性もあると。事故の規模によってはですね。それが発生してからでは間に合わない。だから、前もって対策を立てておくわけです。これは、台風でも、地震でも同じことです。

発生するというを前提にしているわけです。

今度のこの伊方の問題につきましても、福島と同じことが発生する可能性があるということ。前提に、発生した場合はどうするのかということ。明らかにするのは、行政の役割ではないかと思うわけです。

その分、例えば、我々の反対を押し切ったつくった国民保護法に基づく国民保護条例ですね。まさか日本が戦争をおっぱじめるわけでもないのに、国民保護条例、戦争になったとき、市民をどうするかという面でも、国民保護条例を無理やり地方自治体につくらせましたけれども、今のところ、日本が即戦争するというようなことはないわけです。それよりもっと現実味が出てきたのは、原発が事故を起こす。それから、どう市民を守るかということですので、起こってから、何かしようかということ、福島のように後手に回ると。起こる前に、対策を立てるということは、必要なわけです。

そういった意味で、起こってからやなしに、起こる前に、ぜひとも対策をとってもらいたいと。

なお、起こさせないためには、やはり原発を廃止する、廃炉にする、こういった取り組みが

必要なわけです。特に伊方の原発2基は、もう30年も経過した古いものになってきると。もう1基は、プルサーマル運転というのをして、極めて危険な燃料を使っていると。

プルトニウムとウランを混ぜ合わせて、それを燃料にしているということで、ほかのものよりも、この放射能等を多く発生させる、こういう危険があるわけです。

こういった面から、プルサーマル運転はやめさせるような、こういった面での働きかけ。市長が即とめれるわけではないです。そういう働きかけというものをしていくべきじゃないかと思うわけです。それについても、やはりこれは、わずか50キロしか離れてないと。

福島で事故が発生した、静岡のお茶まで被害を受けたということ。たった1基の、福島だけの事故で、あれほどの被害が出てきているわけですので、その伊方から50キロというこういう危険地帯に、我々はおるわけですので、ぜひともそういうので、廃止へ向けて、ぜひものを言うてもらいたいと思います。

瓦れきの受け入れについては、先ほどの答弁で了解しました。受け入れはしないということですので、そういうことで了解です。

それから、有害鳥獣についてですが、今年度から金網の設置について、集落を囲むがについて、2カ所で実施するということですが、これを、ほかにも希望があれば、来年度以降、また拡大するように取り組んでいただきたいと思います。

それから、報償金について、サルについては、他の自治体でもいろいろ努力して、報償金上げなければ、サル類は撃ちたくない、猟師も撃ちたくないという考え、とりたくないという考えもあったり、もう一つは、とりにくいと。ほかのシシ、シカと比べて、そういうものがあるわけですので、これについては、やはり報償金

を引き上げれば、本山町は一定ふえたという、捕獲数がふえたというように、ある一定の効果はあるわけです。

そういった面で、これは今後、だめだという点じゃなしに、今後、ぜひ検討していただきたい。

それから、わなの部分については、先ほどの説明でわかりましたが、なおある面では、一般の人でも、この講習さえ受ければ、かけやすくなったという面がありますので。

例えば講習、農協、森林組合でやる場合、講習料取るのか取らんのかかわからんですが、もし有料だったとしたら、そういうものを、もう補助するとかいうことも含めて、多くの人が捕獲、わなの捕獲に従事できるようにしてもらいたいと。

なお、これまで、私も営林署のほうにおりまして、わなの資格を持ってやりよったですが、私が行かないときには、わなを触れないと。ほかの人に行ってもろうてもですね。一緒に行ったら、その人にいろいろ指示してやるんやけんど、その人だけ、現場の作業員の方だけ行ってもらたら、わなを補修したりすることができないというようなふうの説明を受けて、そういうふうにしてきたわけです。

ところが、今回の場合は、それが狩猟免許を持った人の権限のいうか、そういう、その人がわなをかけたという表示をした人の指示を受ければ、単独で行ってもできるというふうに解釈できるんじゃないかと思うんで、ぜひ多くの市民に、やってもらうようにしていただきたい。

それから、先ほど、被害に対する行政の認識については、市長からお話伺いましたが、やはり先般、見てきた中津市の心意気とは、妙に違いがあると思うんですね。

やっぱり奥山で苦勞して、シシ、シカ、サル、こういった有害鳥獣と、骨を折りよう人と、気

持ちをもうちょっとつかんで、もっと前向きに取り組んでいただきたいと考えます。

それから、介護の認定については、これは3年前の制度の改正が問題あったわけで、宿毛市の市役所の職員が即どうと、担当者がどうということではないですが、制度を改正されてこういうふうになったと。認定されにくくなったという面がありますので。

そうした中でも、極力、受けないかん人が受けれるように取り組んでもらいたい、こう思います。

それから、介護保険の最後の分ですね。二つの面で提起いたしましたが、この総合支援事業については、市長、再度確認しますが、これは市町村がやらないと、こういう制度はやらないということになれば、やらないでいいわけでしょう。

することができるということになっております。やりなさいということではない、やることができるということになっておりますので、もしこれをやることによって、市民が介護給付が受けにくくなるという状況であれば、私はやるべきじゃないと考えるわけです。

なお、その点については、そういう私の解釈でいいのか、確認をしたいと思います。

それと、介護保険料については、今後、議論していくということですが、重ねて引き上げにならないようにしていただきたい、そういうことを求めて、2回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、一番最初の、結果的に市内の方が材料購入もできなかったというふうなことでござ

います。

これは、原材料の購入でございますので、請負工事にはなっていなかったというふうな説明をさせていただきました。原材料購入でございますので。

これ、そもそもが住民参加型のイベントということで、補助採択をしていただいたというふうなことで、地域住民が参加することで、愛着を持ってもらうために、原材料だけを購入しまして、皆さんで植えていきたいと思いますというふうな形のものでございますから、請負工事にはなっていないということにしたわけでございます。

それから、枯れたときのことであるとか、いろいろなものにつきましては、これは購入したときに、一応、保険には入っているということでございます。

それから、住宅の関係につきましては、浅木議員もおっしゃるとおり、それは経済効果としては、非常にたくさんの方があろうかと思いますが、いろいろ当市の財政状況等も、どれを優先順位にしていくか。お金を出すのが本当にいいのかどうかというふうなことの判断も、やっぱり要ると思いますので、それぞれの財政事情に合った形、我々も民間の方にお金を出してあげてということは、当初から、先にお金ありきじゃなくて、事業ありきならいいとは思いますが、ただそれによって、ほかの事業がやっぱり圧迫されるということも考えなきゃいけないということでございますので、新規の制度というものが、今、すぐに入るということでは、なかなかありませんので、もう一つ熟慮をさせていただきたいというふうに思います。

それから、原発事故のことにつきましては、これはもう、世間でもいろいろ、福島原発の事故がございまして、いろんな報道もされておりますし、我々も、それも見聞きをしているわ

けでございます。

ただ、すぐに原発廃止せよと、四国電力廃止せよということは、なかなか四国内の電力需要のことを思えば、本当にそれがいいのかどうか、私も判断がまだつきません。

ただ、おっしゃるとおり、発信した場合、どうするのかとか、そういったものについては、四国電力のほうから、またお話も聞かせていただきたい、そういうふうなことを思っているところでございます。

こういう事故が起こらないようにすることが、一番大切なことかなというふうに思います。

それから、有害鳥獣の関係でございますが、これ、サルの報償金を引き上げると、有害鳥獣の成果が上がるんじゃないかというふうなことでございますが、これにつきましては、その有害鳥獣の防止対策協議会の中に図りまして、今のお話も披露していただきまして、そこでもまた、検討していただく。

私自身が、すべてこれ決めるということでもございませぬ。そういった協議会をつくっておりますので、そういったところへ、浅木議員の意見の御紹介はさせていただきということにさせていただきたいと、させていただきたいと思えます。

それから、わなの関係につきましては、これは講習会等をするとか、いろんなものは、広報を通じまして、いろんなPRというものはしていくことが適正であろうかというふうに思えます。

そういった、有害鳥獣被害について、もっと前向きに取り組みということでございますけれども、前向きも、我々も一定の限度がございませぬ。そういう非常に被害を受けているということは、十分、我々も認識をしておりますので、できること、この協議会等でいろいろな対策を話し合ってもらったりもしておりますので、そ

ういったところの御意見を聞きながら、もっともっと有効な対策が打てるものでありましたら、その対策を実施に取り組んでいくというふうなことをしていかなきゃいけないかなというふうに思います。

それから、ちょっと日常生活支援総合事業の創設でございます。

実は、この法律の関係、私もすべて、まだ承知しているわけではございませんで、これは市町村の判断に任されるということであるのかどうか、ちょっと、法文を読まないで、私、確定したことが言えません。

ただし、介護保険の事業計画策定委員会というものがございまして、この宿毛市介護保険事業計画策定委員会、こういったところでの検討がなされると思いますので、こちらの検討も、ぜひ参考にしながら取り組んでいかなきゃいけないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番の浅木です。

市長から、先ほど、説明を受けましたが、その中で、特に私は、多くの市民が心配している部分は介護保険の問題です。

これを、また上げられるんじゃないかと。今でも引き下げてくれというて要望があるのに、また上げられるんじゃないかと。全国平均で840円上げるというふうな方向が出てますので、これを、市長は先ほど、この提起した二つの問題について、市民の不利益にならないようにというお話でございましたので、そういう答弁もございましたので、そのことを受けとめまして、質問を終わります。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時54分 延会

平成23年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第10日（平成23年9月21日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 野口節子君
税務課長 沢田清隆君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 委 員 長	野 口 孝 夫 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

質問に入ります前に、先日の台風12号、そして今回の台風15号により大被害が発生をし、西日本地域で亡くなられた方や、行方不明者を合わせますと、犠牲者は100名を超える甚大な被害をこうむりました。今なお大規模の土砂崩れによってできた土砂ダムが崩壊する危険性があり、予断を許さない状況のようであります。

犠牲をされた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早く復旧復興され、元のように生活ができますよう、心から御祈念を申し上げるところでございます。

この被害状況を見た場合、本市のおかれた地形等を考えると、宿毛市でも起こり得る災害ではないでしょうか。

宿毛市でも、土砂災害警戒区域に指定されたところが多くあります。6月の議会で、同僚の山上議員も指摘しましたように、小中学校再編計画の中で、問題となっております松田川小学校近くの山も、土砂災害警戒区域に含まれております。ぜひこの災害を教訓として、今後の土砂災害対策並びに学校再編計画に活かしていただきたいと思っております。

それでは、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、先日、国会で成立いたしました改正障害者基本法についての諸問題と、中山間地域振興計画並びに介護給付金

の不正受給問題についてであります。

まず、初めは、改正障害者基本法に対する対応についてであります。

障害者の権利の保護等に関し、障害者の権利に関する条約、これは仮称であります、平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効されております。

しかし、我が国では同条約に、平成19年9月に署名をいたしましたけれども、締結には至っておりません。

平成21年9月のあの歴史的な政権交代を受けた民主党を中心とする政権は、同条約の締結に向けての国内法の整備を初めとする、障害者に係る制度の改革を行うために、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部を設置し、平成22年1月から、障害者制度改革推進会議を開催しています。

この推進会議には、障害を持つ当事者の皆さんも、委員として参加いたしており、その数は全体の過半数を占めています。

この推進会議における議論を踏まえて、政府は障害者基本法の一部を改正する法律案を国会に提出し、衆議院では、平成23年6月16日に、参議院においては、同年7月21日に、それぞれ附帯決議をつける中で可決、成立いたしましたのであります。

改定された障害者基本法は、第1条の目的にも明確にされておりますが、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、一つ、基本的人権を共有するかけがいのない個人として尊重されるという理念のもと、障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進するとうたわれておりますように、これまで以上に踏み込んだ内容であります。

そして、このような共生の社会を実現していく上で、施策を実施するに当たり、今まで以上に、国や地方自治体に対し、義務化が盛り込まれております。国や地方自治体の責務と、果たすべき役割は大変重要となってまいります。

しかし、法律は改正されたものの、この法律に基づき、障害者の暮らしに反映していかなければ、何の意味もありません。

そのことを考えますと、国や地方自治体が、今回、改正された障害者基本法の趣旨を真摯に受けとめ、真剣に取り組んでいくかであります。まさに国や地方自治体の障害者に対し、福祉行政の推進に向けての姿勢と実行力が問われてまいります。

今回、改正をされた条文の幾つかには、可能な限りとする文言が入っておるなど、不十分な点もありますが、障害者が地域で安心をして生活ができる社会、いわゆる共生社会を実現するための諸問題を解決する上での大きな道筋が明らかになったと思いますし、障害者に対する差別禁止を強化することも盛り込まれております。

また、3.11の東日本大震災を受け、国や地方自治体に障害者の防災対策を講じるよう義務づける等、障害者福祉の推進を図る上で、一歩前進をした内容であると思っております。

そこで、今後の宿毛市における障害者のための福祉行政を推進する上で、大変重要であり、基本となるべき、今回、改正をされます障害者基本法について、どのように考えておるのか、今後、どのような取り組みを講じようとしているのか、市長としての決意なり、所見をお伺いいたします。

中山間地域振興計画についてであります。

昨年の国勢調査の結果、高知県の人口が5年間で約3万人減の約76万人と、人口減が加速的に進んでいる現状であります。

特に深刻なのは、中山間地域であります50

世帯未満の集落は、県全体で約6割を占めているようであります。早急に過疎化と少子高齢化に対し、対策を急がなければ、集落が消滅の危機に瀕するのにも時間の問題であるといわれております。

高知県においては、本年2月に中山間地域で一定の収入を得ながら、安心して暮らしていける仕組みづくりを目指して、中山間地域の総合対策を策定いたしております。

それを受けて、本年の8月15日から来年の1月30日までの期間において、過疎化が進んだ集落で、生活、交通、福祉、産業、防災等、小規模集落における生活課題や、地域の現状やニーズを正確に把握し、現実を直視し、住民の価値観に根差した地域の活性化対策を探り、今後の施策に反映するために、3,000万円もの予算を計上して、集落の代表者の方々から聞き取り調査を実施することとしております。

調査を行います対象は、1集落が50世帯未満の集落であります。県下すべての市町村で行い、高知県全体で約1,400集落であります。

そのうちの100集落においては、20歳以上の全住民を対象としたアンケート調査も行うこととなっております。

今でも、過疎と少子高齢化に悩む地域に、政治の光を当てなければならぬとの思いから、中山間地域で生活する上での課題や、ふるさとであります沖の島や鶴来島で生活されておる方々の生の声や、生活実態を調査する中に、そうした皆さんの声が少しでも宿毛市行政に反映され、改善の一助となればとの思いから、限界集落の対策や、集落支援員の導入問題について、幾度となく取り上げてまいります。

新聞報道もされましたが、先日も高齢化により、世話役がいなく途絶えております鶴来島地区のお盆の行事であります施餓鬼が、20年ぶりに開催をされ、私も鶴来島を守る会の

一員として参加してまいりました。

このように、過疎と少子高齢化が進む中で、伝統文化の継承一つにしても、世話役がないために、大変厳しいのが現状であります。

しかし、そのような中においても、それぞれの地域において、地域を守りたい、守らなければならないとの強い思いから、必死になって頑張っておるのであります。

今日の宿毛市の置かれた現状を見た場合に、時間的猶予はないのではないかと考えます。早急に対応し、取り組むことができる、やらなければならない課題や、中期的、長期的な取り組みをしなければならない課題もあるとは思いますが、中山間地域の振興計画を早急に策定する必要があるのではないかと思いますので、市長の所見をお伺いいたします。

なお、計画の策定に当たりましては、過疎と高齢化に悩む、市内の離島を含む中山間集落に直接出向き、住民の方々とひざを交えて、住民の生の声を聞く等、生活実態を調査し、施策に反映し、宿毛市独自のきめ細やかな対策を実施すべきだと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

次は、介護給付費の不正受給問題であります。

8月7日の高知新聞によりますと、済みません、この問題については、昨日、同僚の浅木議員も質問をされておりますが、重複する部分については、多少あるかと思っておりますけれども、その点、お許しをいただきたいと思っております。

8月7日の高知新聞によりますと、四万十市、幡多郡大月町、黒潮町、愛媛県愛南町が、宿毛市の介護サービス事業所であります岸本グループが、介護給付金を不正受給していたとして、計3、425万円の返還を求め、それぞれ提訴する方針を固めたとの報道があります。

これは、平成20年2月から3月に実施された高知県の監査で、介護給付金の不正受給が判

明して、同年8月1日に介護保険法に基づく、指定取消処分を受けた宿毛市二ノ宮の訪問介護事業所すくもと、居宅介護支援事業所すくもに係る事案であります。

このように、訴訟問題に発展したことに對し、市長としてどのように思っておられるのか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、障害者基本法の改正に伴う今後の取り組みについてでございますが、今回の改正は、松浦議員が語るおっしゃったことの話に尽きると思っておりますが、心身機能に障害がある方だけではなくて、社会的な制度とか、慣行などの影響で、生活が制限される方も障害者という、幅広く定義をしまして、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、共生する社会の実現を目的として行われたものだというふうに思っております。

具体的な取り組みとか、方向性でございますが、現段階では、国のほうから市町村に、具体的な話が示されておられません。ここですぐにお答えすることは、このような状況ですのでできませんが、いずれにしましても、宿毛市障害者計画にもお示しをしておりますが、障害の有無にかかわらず、だれもが安心して生活でき、ともに助け合って、支え合える地域づくりに向けて、引き続き、関係機関と連携を図りながら、これは取り組んでいかなきゃいけない問題だというふうに思っております。

次に、中山間地域の振興計画でございますが、中山間地域という地域特定のような形の言葉が使われておりますが、本市におきましては、全域が中山間地域ではなかろうかというふうな地

理的条件になっておりまして、他市と同様に、過疎化とか、少子高齢化が顕著に進んできているというふうな認識をしております。

このような中で、松浦議員のおっしゃる話と、重複といたしますか、繰り返しとなるかもしれませんが、高知県が市町村と協力しまして、集落調査を実施、集落の課題や問題点を把握しまして、今後の施策に反映していく計画となっております。

調査内容でございますが、これも50世帯未満の集落の代表者への聞き取り調査と、二十歳以上の世帯全員を対象とした世帯アンケート調査となっております。

本市の対象集落の内訳でございますが、集落代表者への聞き取り調査が72集落でございます。内訳としましては、市街地周辺が11集落、橋上地区が7集落、平田地区が24集落、山奈地区が19集落、小筑紫地区が7集落、沖の島地区が4集落というふうになっております。

また、世帯アンケート調査につきましては、3集落が対象となっているということでございます。

具体的な調査でございますが、今後、これは県と協議しながら進めていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

その後、調査結果をもとにしまして、中山間地域の課題とか要望等、要望等につきましては、ふだんから各地区長さん方の要望というものもございますし、そういったものの、さらなる細かい要望等の把握に努めなきゃいけないかなというふうな思いを持っております。

国、県とも連携しまして、今後の施策に反映していきたいというふうに考えています。

御提案いただきました中山間地域振興計画の策定でございますが、先ほども申し上げましたとおり、宿毛市全域が中山間地域というふうなとらえ方をしておりますので、宿毛市振興計画

とか、各種の計画に対応しまして、住民ニーズにこたえていきたいというふうなことを考えております。

施策につきましては、松浦議員から御提案ございました住民の生の声を聞いてということがございます。調査の段階で、こういった生の声も聞く。また、アンケート調査が終わった後でも、疑問の点とか、いろいろな面については、地域の区長の方々、そしてまた住民の皆様の御意見を聞くのは当然のことだというふうに思っております。

次に、介護給付金の不正受給問題でございますが、他の市町村が訴訟をしたということは、新聞で私も報道を受け、新聞報道で知っております。

これは、推測でものを言っちゃあいけないんですけども、返還は求めているようでございますけど、それが返還されないので訴訟に踏み切ったのではないかなというふうに思いますが。

他市町村が提訴したことでございますので、私としてコメントする立場にはございませんので、発言は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、何点か、それぞれ具体的な問題について、質問をさせていただきたいと思っております。

なお、市長の答弁の中でありましたように、法律が改正されたものの、具体的な取り組みとか等について、国のほうから示されていないということでありますので、余り詳しくはしたくないかなという思いがいたしますけれども、若干、再質問をさせていただきます。

1点目は、現行の障害者自立支援法においては、障害者の定義といたしましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者となっております

が、今回、条文を見ますと、発達障害者やその他の心身の機能の障害がある者も、障害者として定義づけられておりますが、その他の心身の機能の障害があるとは、どのような障害をお持ちであるのか、まず1点、この点、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） その他の心身の機能の障害があるものというふうな定義でございますけれども、これ、基本的な考え方としては、もう支援を必要としているすべての障害者を、漏れなく対象とするために、年齢や障害名などを、具体的に規定しないで、包括する、包括的に提議する内容ということでございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） わかりました。

それでは、次に、第10条にうたわれております施策の基本方針の中で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者の意見を聞き、その意見を尊重するよう、努めなければならないとなっております。

今日まで、宿毛市においても、直接、障害を持つ方々とのこうした取り組みはなかったように思いますが、今後、どのような方法で、直接、障害者の皆さんから意見を聞く取り組みをしようとしているのか、この点についても御説明をいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 障害者の方々の方々の意見の反映する方法でございますが、これは障害福祉サービス事業所などの関係機関とか、障害者家族会の方々に、実は組織しております、宿毛市地域自立支援協議会を、平成21年4月に設置しております、日常的な相談支援を行う中で、個々の生活の状況とか、ニーズを把握しまして、個別に生活支援を行う一方で、全体的なニーズ

に対しましては、今後の障害者施策へ反映させられるように、協議を行っているところでございます。

それから、昨年10月からは、大月町、それから三原村と共同で、幡多西部地域自立支援協議会としての活動範囲を広げまして、引き続き、取り組みを行っているところでございますので、この場をおかりしまして、この協議会の御紹介もさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は教育の問題についてであります、第16条にうたわれております。これまでの基本法には明記をされておられませんでしたが、今回、改正をされた条文では、可能な限り、障害者である児童及び生徒とともに、教育を受けられるように配慮しなければならないとなっております。

そこで教育長にお伺いいたしますが、今日の宿毛市の学校現場では、どのような状況となっておりますのか。そして、今後、宿毛市教育委員会として、この法律を受けて、どのような取り組みをしようとしているのか、お伺いをいたします。

先ほど、市長も申し上げましたように、具体的な分は出てきてないかなという思いもいたしますけれども、宿毛市の状況等を含めて、答弁をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、皆さん、おはようございます。松浦議員の再質問にお答えをいたします。

議員の質問された、改正をされた条文の中では、可能な限り、障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒とともに、教育を受けられるように配慮しなければならないと。

そういうことを受けて、今、宿毛市の教育委員会では、どのように内容を把握して、取り組

みをしているかという御質問であります。

そのことにつきましては、まず、宿毛市におきましては、入学や進級に際しまして、宿毛市立の小中学校の特別支援学級への入級であるだとか、それから養護学校への入学など、特別な支援が必要と思われる子供の一人一人に対しまして、適切な就学の支援ができるよう、就学の指導委員会を設置をして、対応をまいっております。

その就学指導委員会は、教育関係、それから医療関係などの専門的な知識を有する10名で構成をしております。

そして、専門的な立場から調査をいたしまして、審議を行います。

そして、就学指導委員会の出した結果と、保護者の意向をもとに、教育委員会がその子供に適切な就学のあり方を判断をしております。

保護者の意向と異なる場合につきましては、教育委員会が保護者に、子供にとって望ましいと思われる就学指導を行いますけれども、保護者の意見を最大限に尊重しながら、最終的な就学方法を定めております。

過去3年間におきましては、就学指導委員会の判断と、親の意向との間に、大きな相違はなく、問題は起こっていないという、そういう状況であります。

宿毛市立小中学校の特別支援学校におきましては、同一の学級の中に複数の児童・生徒が在籍する場合、県の規定におきまして、8名が上限になっておりますけれども、一つの学級の中に、いろいろな支援を要する問題を持っている子供の場合に、3人も4人もということになると、一人の先生で対応するというのは、大変、困難をきわめますので、市の単独の事業で、特別支援員を配置をしております。

今年度につきましては咸陽の小学校、それから小筑紫の小学校、東中学校に各1名を配置を

して、対応をしております。

そして、よりきめ細かな対応ができるように、教育委員会として、宿毛市として、努めております。

また、支援学級の児童・生徒と、普通学級の児童・生徒との、社会性を身につけるなどの視点で、可能な限りにおきまして、一緒に活動ができるように、交流事業を積極的に進めております。

また、階段の昇降機であるだとか、スロープであるだとか、それからシャワー等の設置等の設備をするなど、ハード面でも支援を行っております。普通学級の児童・生徒とともに、充実した学校生活を送れるように努めております。

今後も、保護者の意向を尊重しながら、子供一人一人が、適切な教育が受けられるように努めてまいりたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、第22条にうたわれております情報の利用におけるバリアフリー化の問題について、お伺いいたします。

平成20年の第2回定例会におきまして、行政チャンネルにおいては、字幕放送だけであり、音声は流れておらず、目の不自由な方においては、全く利用ができない状況であります。

こうした皆さんへの情報格差ではないか。その改善を求めて、質問をした経緯がございます。

市長の答弁は、現在のシステムでは、音声を流すことができないので、来年のデジタル化とあわせて、機器の変更を検討していきたいと答弁されております。

しかし、デジタル化した今日でも、改善はされておられません。今後、どのようにこの問題について、対応しようとしているのかお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、情報化のバリアフリーなんです、現在、宿毛市から情報発信の手法といたしましては、広報すくも、それから宿毛市のホームページ、それからSWANテレビの行政チャンネル、宿毛市行政情報メルマガを活用しています。

行政チャンネルの文字放送の音声サービスについてでございますが、今年度のデジタル化にあわせて、機器の更新はいたしました。

が、その際、音声サービスのシステム構築を検討はいたしました。検討はいたしました、テロップの追加とか、修正に応じまして、随時、音声の吹き込みとか、編集作業を行う必要性が生じてきます。

そういったことで、行政チャンネル専任の職員の配置、それから、もしくは多額の外注費用が、毎年、必要となってくるというふうな状況がございまして、費用面においても、課題が少し多いものですから、音声サービスの導入については、今のところ、断念をしている状況です。

しかしながら、松浦議員おっしゃるように、目の不自由な方への情報提供というものについては、その必要性は十分、認識はしております。そのために、既に運用しております宿毛市行政情報メルマガを、携帯電話の音声読み上げ機能にも対応できるように、見直しをしました。目の不自由な方々にも、行事予定であるとか、休日当番医等の情報を提供できるように、改善をいたしますので、情報提供の一つの手段として、御利用いただきたいと、このように考えています。

また、改善の時期でございますが、これ10月中には運用できるように準備をしています。また、ほかの方法でございますけれども、宿毛市社会福祉協議会においては、ボランティアの方々の御協力によりまして、広報すくもの内容を録音した声の広報の制作を行いまして、目の

不自由な方々にも利用していただいておりますので、あわせて御紹介をさせていただきます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 経費の関係と人員の関係という部分で、大変、難しい部分があるという答弁でありましたが、そうした新しい機能も、10月中ということであります。

この問題については、そうした視覚障害者をもたれる、市内には団体もあろうかというふうに思いますので、ぜひ、そこらあたり丁寧な扱い方がいいですか、含めて、周知、宣伝をしていただきたいというふうに思います。

次は、28条の選挙等における配慮と言う問題について、きょうは選挙管理委員長、御苦労さんです、お伺いをいたします。

今回のこの改正で新しく明記をされたものでありますけれども、この中で、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設及び設備の整備その他の必要な施策を講じなければならないとなっております。

4月の市会議員選挙のときに、車いすを利用している有権者から、投票所は段差があるので投票には行きたくないというお話も、私自身聞いたことがあるわけでございます。

御案内のとおり、ことしの11月には、市長選挙と知事選挙が予定をされております。

そこで、投票所として予定をしている施設について、総選挙を行う中で、不備があるところは改善を図って、一人でも多くの方々が投票できるように、対策を講じる必要があるのではないかと考えております。

この点につきましては、選挙管理委員長に所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（野口孝夫君） 選挙管理委員会委員長、皆さん、おはようございま

す。7番、松浦議員の再質問にお答えさせていただきます。

御質問の投票所の整備につきましてですが、御承知のように、従前より有権者の声や、投票管理者の意見を聞きながら、投票所の整備を行ってきております。

宿毛市には、現在、46の投票所がございます。そのうち、施設そのものがバリアフリー化されている投票所や、投票時に簡易スロープや手すり等を設置して、対応している投票所を含めると、現在、20カ所の投票所が整備をされております。

また、期日前投票所におきましても、簡易スロープの設置はもとより、車いすも準備をしておりますし、また、臨時職員を2名雇用いたしまして、体の不自由な方の投票の際の介助も行っております。

投票の際には、車いすを利用している方に限らず、体が不自由な方が見えたときには、事務従事者が介助をするなどをしまして対応しており、また投票記載台につきましても、車いすの方や、立ったままでの記載が困難な方にも利用できるよう、いすに座ったままで記載できる低目の投票記載台、これも10カ所の投票所に設置しております。

松浦議員も御承知のように、投票所は保育園であったり、小中学校、地域の集会所等、さまざまなところで行っております。それぞれの実情に合った改善策を講じなければならないというふうに考えております。

これからも有権者の方は、ますます高齢の方が多くなってきます。障害の有無にかかわらず、より多くの有権者が政治に参加できますように、投票所の環境整備に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 以上、改正をされた障

害者基本法について、自分なりに感じる部分について、質問させていただきましたが、まだこれも先ほど、繰り返しますけれども、具体的な部分についての指針といたしますか、その分はございません。

これを受けながら、今後また注視をしながら、そういう勉強をしていきたいというふうに思います。

それで、次の中山間地域の対策でございますけれども、先ほど、市長の答弁の中で、72カ所ですか、ということでした。宿毛市の地区長連合会に加盟といたしますか、組織しておる地区は、約140ぐらいだったかなという数字ですけれども、約半分の集落が50世帯以下というような状況でございます。

特に、公共交通のないところ、病院等の施設のないところ、買い物に不自由をする地区、何度か私もこの場で、先ほども言いましたように、申し上げてきました。

そうした地域の対策、本当に喫緊の課題であるという認識は、市長もされているようでございますけれども、そうしたところの、具体的な部分について、計画を立てて、計画をつくって、一つ一つ取り組んでいく必要があるというふうに思います。

この72という数字の中には、街区周辺もあるようで、そういうところについては、一定、公共交通の問題とか、病院とか、そこらあたり、一定、カバーできる部分があるかと思えますけれども、宿毛市のこのドーナツ型といいますか、外側のところについては、大変、厳しい状況であります。

そうしたところについては、具体的に計画を立てて取り組む必要があるということだと思いますので、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今、松浦議員の

おっしゃるとおりでございますけど、やはり宿毛市振興計画という大きな枠がございますが、やはりこの地域ごとにプランを立てて、それを実行していくということが大切なことだと思います。

それぞれ、ここで、例えば山のほうの地域と海のほうの地域と、少しずつ状況が違います。やはりその地域の皆さんの意見を最大限生かした形で、どういったプランを立てる。そして、それをできるものから早いとこ実行していくということが大切じゃなかろうかと思っています。

そういったやり方と言いますか、そういう自分たちのできる範囲のことを、きちんとやっていくというふうなことを、これからもやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ぜひ、そういう方向で取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次は、介護の不正受給の問題であります。

まず1点、お伺いいたします。

介護保険事業を行う上での根拠となるのは、介護保険法であるわけでございます。不正受給した場合の返還金については、介護保険法第22条第1項及び第3項により、不正な行為により支払いを受けたときは、当該事業者からその支払った額につき返還させるべく、額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じた額を徴収することができる」と明示されております。

そして、返還金の決定については、当該市町村長の判断によるとなっております。

新聞報道を見ますと、高知県の監査の結果、不正受給が発覚し、返還を求められた額について、同じ介護保険法に基づいているにもかかわらず、宿毛市長の解釈と、他の5市町村長の解

釈がこのように大きく違うことに、大きな疑義を感じたのは、私一人だけではないと思います。

返還金の額の確定に当たっては、適正でより厳格に、しかも公平にしなければならないと思います。

先般の宿毛市長の判断は、まじめに介護保険料を納めた市民の側に立つのではなく、どうしても業者を擁護するとの、甘い視点であったのではないかと疑わざるを得ません。

どうしてこのように、他の市町村長と違った判断をしたのか、その理由についてお伺いをいたします。

なお、この問題は、きのうの質問の中で、21年3月に返還金はあった。確定をして、81万5,000円近く返還をされたということでありまして、そのときに、私自身も議案の質疑の場でお伺いをいたしました。

そして、その質疑をする前に、四万十市並びに大月町に出向いてお伺いしたんですけれども、個人情報との兼ね合いで、教えていただけませんでした。

そして、21年3月の、3回の議案質疑の中で、悪質ではなかったというようなことで、宿毛市ではこういう確定をするということでありましたので、それを了としたわけですが、先ほど言いましたように、8月7日の高知新聞によると、四万十市が1,700何ぼ、全体で3,425万円、徴収をしたということが載っておりますので、この問題について質問をしたいということでもありますので、よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 松浦議員の今のお話を伺いましたが、まず先に、本市が他市町村と違った判断をしたということは、ちょっと誤りだと思いますので、これは訂正していただきたいと思いますが。

きのう浅木議員の質問にも答弁させていただきましたように、私どもが先に判断をしまして、他市町村が後で判断しています。そういうことで、何でもかき違った判断をしたんじゃないことじゃなくて、それは反対の話であって、宿毛市と違う判断を、後で彼らはしておりますので、そこのところは間違いのないように、まず承知していただきたいと思えます。

それから、うちとの判断の相違につきまして、どういった判断をしたのかというものについては、私、他市町村から聞いておりません。その面については、何とも言えないんですが、私どもは県が監査をしました。そして、宿毛市もこれは、現地調査をしなきゃいけないということで、現地調査をしまして、全額返還になったらこうだ、そして、一部返還、いわゆる法令違反みたいな形のものがある分については、こうだという金額も明示をいたしました。

そのことをもって、これは行政上の措置の標準化ということが必要でございますから、他市町村に出向きまして、それでこういうふうになります。

私どもは、県のほうの担当の方、それから部長という方々に、いろんなヒアリングをしに行きました。そういう形で、不正と言いますか、悪質なことでやったんじゃないこと、単純なミスであったんだというふうなことを確定しましたので、それで、これは少し事務的にミスがありましたから、そんなものについては、いわゆる法律違反的なものであるということで、82万何がしを返していただく。

それから、宿毛市の方々は、この事業所に介護を受けたという事実もございまして。そういうこともあって、悪質にだましてやろうかという話、だましてお金をとろうというふうな、そんな形は見えなかったもんですから、それで私

どもは法令違反の部分だけについて、返していただくという判断をいたしました。

それは、各市町村にも伝えました。その後のことにつきましては、各市町村からは、何も我々には話はございませんでした。

そういう事実がございまして、こういった違った判断というか、結果的に、そういうふうになったというふうに思えます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 私の言いたいのは、一つの法律に基づいて事業を運営し、一つのその法律に基づいて、もしそういう事実が発生した場合には、返還を求めるということでありまして、どうしてこういうふうに宿毛市が判断した分と、他の市町村が判断したのが違うかと。一つの法律であるという前提のもとに、質問をさせてもらっております。

先ほども市長、コメントを避けるという分でありましたけれども、5市町村が提訴をし、今、裁判という形になろうかというふうに思えます。

それで、昨日の答弁の中で、宿毛市が他の市町村と同じ判断をした場合には、約2,400万円の、返還を求める額が2,400万であるという答弁をいたしました。

実際に、宿毛市に23年9月に業者から納めた額が80万5,000何ぼということで、差額2,320万円があるわけでございます。

私としては、大変、この介護保険財政に損失を与えているんじゃないかという思いもいたします。

いずれにせよ、裁判で答えが出るわけでございます。司法の場で、5カ町村ということで、数字が、解釈する段階が多い。宿毛市が1という部分で、皆がそういう判断をした部分が正しいのか、宿毛市の少数意見が正しいのか、そこらあたりは裁判の結果になろうかと思えます。

ぜひ、裁判の結果を尊重をしていただいて、

もし、仮の話でございますけれども、2,400万円の返還を求めることに確定した場合、宿毛市として、差額分の約2,320万、返還命令を出す用意があるのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 本市の見解、先ほど申したとおりでございます。裁判が、もしというふうな、仮の話はちょっと、私は言いかねますので、そこのところは勘弁していただきたいんですが。

私ども、本当に公平、公正に、いろんな判例、そして先ほど申しましたように、県の担当、そして部長、その上の人、そういった方々とも話しまして、本当に作威的ではない、悪質ではないと。これ、悪質であるとなれば、これは全額というふうなことになるかと思えます。

私どもは、先ほども申しました、宿毛市の方々は介護サービスを受けております。それで、それから、内部調査をしました関係では、非常に単純ミスと申しますか、記載ミスがあったりとか、それで、何かを隠すということもないし、全部こうやってきちんと出していただいて、そういうことをやってくれている。

それで、指導も1回したんですが、この指導に基づいた、また同じような過ちもございました。

そんなこともあって、この過ちはたださなきやいけないというふうなこともございましたので、こういう見解を、私どもは出したわけでございますので。

裁判の結果がどういうふうになるのかは、ちょっと私どもはつきりわかりませんし、このことについては、ちょっとコメントは差し控えたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、1件お伺いしますが、この81万5,000幾らかの、6,

000何ぼの分についての返還を求めておりますけれども、既に納めておりますけれども、これを確定した期間について、議員協議会か何かで聞いた部分があるかと思っておりますけれども、確認の意味で、この期間、どういう期間に対してこの額を決定をしたのか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） この期間でございますが、調査をしまして、平成19年5月から20年7月の間にあった違反請求について、82万というふうに請求をして、返していただいております。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 済みません。そういうことで、裁判についても、コメントを避けると。裁判結果については、もしの話ということで、判断を避けておりますけれども、ぜひ、裁判の結果が出たときには、そういう裁判の方向に、司法国家でございますので、そういう点について、取り扱いについて対応していただくよう、強く求めるところでございます。

それで、8月7日の新聞等によりますと、今、市長、悪質でない、軽微な事案であるというようにありますけれども、新聞報道をもとにするのもいかがかというふうには思いますけれども、この中で、岸本グループは、全額返還及び加算金40%は著しく悪質な場合で、故意や悪質はなかったというふうに、新聞報道されております。

しかし、宿毛市には、40%の加算金、23万3,248円が、この分も納められております。そういう面で、故意でなかったことを、この40%を既に納めておりますので、この40%は悪質な場合に返還を求めることができる額であります。

そういう面で、この新聞報道で悪質ではなかったというふうに述べておりますが、この点に

ついて、再度、市長の答弁を。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 加算金についての説明
でよろしいですね、松浦議員。

この加算金について、悪意といたしますのは、
道徳的な意味での善悪とは異なるものでござい
まして、民法では、法律上の原因を欠くことを
知りながら利益を得ると、というふうなことで
されております。

先ほど申しました、本市が行いました実地の
指導をしたときに、改善を求めました。その請
求誤りがありまして、そのとき誤りがありまし
た。実地指導をしたときに。

それと同様の誤りが、また高知県の実地した
監査においても見受けられたと。また同じこと
を繰り返したということでございまして、これ
はその内容につきましては、チェック体制の不
十分さというものからきているということでご
ざいましたので、悪質ではなかったものの、同
じ誤りを繰り返したというふうなことを、我々
としては重く受けとめざるを得ないというこ
とで、加算金を請求をいたしました。

そういった事情でございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） いろいろと、各分野に
おいて、御答弁をいただきました。

この問題についても、注視をしていきたいと
いうふうに考えております。

……………
……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………
……………最後は裁判の結果を待つということしか
なかろうかというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩

をいたします。

午前11時00分 休憩

—————・—————・—————

午前11時26分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまし
て、一般質問をいたします。

まず、初めに、第4回宿毛花へんろマラソン
について、お伺いをいたしたいと思えます。

皆様も御存じのとおり、平成23年3月11
日に発生した東日本大震災を受けまして、第3
回宿毛花へんろマラソンは中止になりました。

中止にはなりましたが、当日、運動公園では、
フルマラソンの出発時間である午前9時に、号
砲とともに1分間の黙祷をいたしました。

中止ではありましたが、いろいろな思いを持
たれた方々が、当日、運動公園に集まっていた
ことに感慨深い思いがいたしました。

第3回宿毛花へんろマラソンは、フルマラソ
ンについては、定員1,500人のところ、1,
054人が、10キロについては、定員300
人のところ235人の申し込みがありました。

第4回宿毛花へんろマラソンは、ぜひに、前
回以上の参加者が見込める大会にさせていただ
きたいと思えます。

どのような工夫をされているのか、お伺いを
いたしたいと思えます。

次に、自主防災組織について、お伺いをいた
します。

地震、風水害、火災、その他大災害が発生し
た場合は、消防機関を初めとする防災関係機関
は、全力を挙げて防災活動を行います。道路
や橋の損壊、建物の倒壊、路上に放置された自
動車などにより、交通機関が著しく阻害され、
同時に、各地で多数の災害が発生するので、消

防力が分散され、水道管の破裂や停電、貯水槽の破壊などにより、消火活動が十分に行えなくなり、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが予想されます。

このような災害時に、被害の拡大を防止、軽減するには、身近なところにある、地域住民による初期の防災活動が最も効果的であります。

そこで、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守ろうと、そういう連帯感を持って、自主防災組織を結成して、日ごろから災害時における役割分担などを決めておき、防災資材を整備し、防災訓練を積み重ねておくことが必要であります。

現在、自主防災組織は69地区、84.34%の組織率になっているとお聞きをしております。

今後、何地区で自主防災組織が組織化されるのか、お伺いをいたします。

また、住民の高齢化などにより、組織化されない地区もあると思いますが、組織化されない地区の対策はどのようになっているのか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、肝炎ウイルス検査について、お伺いをいたします。

高知県は、日本一の健康長寿県を目指していくということで、平成22年2月、日本一の健康長寿県構想を策定いたしました。

その中で、がん予防の推進ということで、ウイルス性肝炎対策の強化を掲げています。

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して、肝臓の細胞が壊れていく病気です。ウイルスの中で、特に肝臓に感染して、肝臓の病気を引き起こすウイルスを肝炎ウイルスと呼び、主な肝炎ウイルスには、A型、B型、C型、D型、E型の5種類があります。

これらのウイルスに感染すると、肝細胞が破壊されていきますが、病気の持続する期間で急

性肝炎と慢性肝炎に分けられます。

急性肝炎は、A型、B型、E型が多く、通常は二、三カ月で回復をいたします。

慢性肝炎は、B型、C型の肝炎ウイルスが感染し、長期間にわたり、肝障害が持続するもので、肝硬変に進んだり、肝がんができることがあります。

これらのウイルス、特にB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスによる慢性の肝障害が、現在の肝臓病の中で大きな割合を占めております。

現在、日本ではC型肝炎ウイルスに感染している方が150万人から200万人、B型肝炎ウイルスに感染している方が100万人から150万人いるといわれております。全国で、肝炎、肝がん対策の一環として、肝炎ウイルス検診が5カ年計画で実施されましたが、その結果では、HCVキャリア、HBVキャリアともに1.16%の割合で発見をされております。

我が国における肝炎ウイルスの感染は、東日本よりも西日本で多く、感染率は高齢者ほど高く、若年者ほど低いという傾向はありますが、これらの結果から、人口約76万5,000人の高知県では、B型、C型合わせて約2万人の感染者がいるのではないかと考えられております。

しかしながら、自分が感染している事実気づいていない方が多くいらっしゃいます。肝臓は、沈黙の臓器といわれ、肝炎を起こしても、特徴的な症状が出ることはなく、自覚症状では診断できません。

ウイルス性肝炎は、症状が出ないまま病気が少しずつ進行し、症状を自覚したときには、肝硬変や肝がんなど、重症になっていることもあります。

早期の段階で発見し、治療を開始できれば、ウイルスの排除や病気の進行を抑える治療が可能です。

肝がんの約9割はウイルス性肝炎が原因となって、発症します。C型肝炎が7割から8割、B型肝炎が1割から2割の割合です。

肝がんを早期発見し、肝がんによる死亡を減少させるためには、肝炎ウイルス検査は必要になってくると思われます。

現在、本市における取組状況について、お伺いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に宿毛花へんろマラソンでございます。

私ども、この宿毛花へんろマラソンと、10月に行われます宿毛まつり市民祭、これにつきましては、市民全体が参加していただきたい二大イベントであろうかというふうな認識を持っているところでございます。

まず、第3回大会につきましては、御存じのとおり3月11日に発生しました東北地方の大地震、大津波、そういったものを受けまして、3月14日に大会実行委員会を開催しまして、まだその当時は余震もございました。そういったところで、本市としても、3月11日には津波警報が発令されたりしておりましたので、こういった災害対策というものに力を入れなきゃいけない。

そういったことで、中止することを決定いたしました。

既に準備していましたTシャツであるとか、バスタオルなどは、もう支援物資といたしまして、被災地の支援に充てさせていただきました。皆様の御協力、本当にありがとうございました。

参加料でございますが、既に振り込みもしていただいておりますが、これは全額返金することとしたわけでございます。大会開催に

向けまして、御協力いただきました市民の皆様、関係の皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことを、この場をかりまして、改めておわびとお礼を申し上げます。

さて、第4回大会実施に向けての工夫はどうかというお話でございますが、第4回大会につきましては、平成24年3月18日曜日でございますが、この日に開催することを決定いたしました。現在、準備を進めているところでございます。

今回は、スペシャルゲストとしまして、宿毛市出身で、前人未到のアースマラソンに挑戦し、見事、地球一周を達成された間寛平さんを招致いたしまして、宿毛市を全国へアピールしまして、多くのランナーに参加していただきたいと、このように考えています。

現在のところ、所属事務所であります吉本クリエイティブ・エージェンシーからは、よほどのことがない限り、参加できるというふうな回答をいただいております。

また、8月23日でございますが、間寛平さんが、墓参りで帰省をいたしました際に、私、教育長と一緒に面談をいたしまして、御本人からも、ぜひ宿毛のこのマラソンに参加したいということで、快諾をいただいておりますが、最終決定には、もう少し時間をいただきたいということでございます。

次に、ランナーの目を楽しませる工夫としましては、沿道にたくさんの菜の花を咲かせたいというふうに考えております。

これまで、ことしまで和田地区におきまして、大会と同時期に開催されまして、ランナーの目を楽しませてくれました菜の花まつりが、前回をもって終了いたしました。そのため、実行委員会でボランティアを募りまして、菜の花を植えていた堤防を含めまして、種まきが可能な沿道に、菜の花の種をまくよう、計画をしていま

す。

次に、会場を盛り上げる工夫でございますが、毎年、実施しています選手への接待や、物産品などの販売を、充実をさせていきたいというふうに思っております。

また、前夜祭のみに参加していただきましたう～みさんに、大会当日も参加をしていただきまして、ミニコンサートとか、会場に来られた方、それからゴールされたランナーの方々と一緒に、大会を盛り上げていただきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、マラソン大会を成功させるためには、議員の皆様初め市民の皆様、各種団体の御協力が不可欠でございます。

これまでの大会以上の御協力をいただきまして、第4回大会を成功させていきたいというふうに考えていますので、重ねて皆様方の御協力をお願いいたします。

まことに申しわけございません。先ほど申し上げました宿毛まつりのことも、二大イベントというふうなことを申し上げました。ことしも宿毛まつり、10月8日から10日まで開催されて、実行委員会の皆様、いろんな打ち合わせとして準備をしていただいております。岡崎議員の質問のときに、ついでと申しては何ですが、またことしも9日の日の花火をたくさんあげたいというふうな、実行委員長の熱い思いがございまして、ただ、これを昨年度同様までにあげるには、少し協賛金が足りないというふうなことを、実行委員長から聞いておまして、市民の皆様に、この場をかりまして、また賛助金の購入などをしていただいで、御協力をいただければ幸いです。よろしくお願いをいたします。

岡崎議員には、こんな場をかりまして、こんなことを申し上げて申しわけございません。

それから、マラソンの関係でございますが、

ここに今、こういった形で、ポスターの案でございます。こういった形で、大きなポスターをつくって、これから、10月からいろいろな場所に張っていただくということを考えておりますので、またぜひ御協力をお願いしたいと思います。

次に、自主防災組織でございます。現在、組織化されていない地区が30組織でございます。全域で組織化が行われますと、99組織となる予定でございます。

また、この30組織の組織化については、平成26年度には100%の組織率を目標として、進めているところでございます。

現在、できていない地域では、岡崎議員のおっしゃるとおり、高齢化等により組織化になかなか至らない地域もございしますが、3.11の東日本大震災のように、震災直後はいろんな機能が麻痺します。この震災直後に大きな力を発揮するのが、自主防災組織であるということで認識をしておまして、組織結成が難しい地域ではございしますが、近隣の組織と合同で、組織化を図るとか、組織結成が容易な対策を、各地域と協議しながら、お話し合いをさせていただきながら、進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、肝炎ウイルス検査でございますが、高知県は平成22年2月に日本一の健康長寿県構想を策定いたしまして、その中の保健の分野で、予防可能ながん対策の徹底的実行として、ウイルス性肝炎対策を一層強化しまして、肝がんへの進行防止するというふうに掲げております。

その取り組みとしまして、高知県は感染している方の早期発見として、高知県が契約する医療機関におきまして、無料検査を行っています。

県内の委託医療機関は、358カ所でございます。県下の福祉保健所などでも、受けることができます。

実施医療機関につきましては、高知県のホームページでも掲載されておりますし、本市としても、問い合わせには対応しています。

当市の取り組みといたしましては、9月5日に高知県のほうから検査の必要性を皆さんに強くアピールするためのチラシが送付されまして、今月の15日に、全戸配布をいたしました。

また、宿毛市のホームページ内にあります健康タウン宿毛にも掲載し、啓発していきたいというふうに考えています。

御指摘のとおり、肝臓は沈黙の臓器とも呼ばれ、なかなかSOSを出しません。体がだるいと気づくころには、かなりの重症になってしまっているというふうなことでございます。

肝炎ウイルスの感染は、血液検査で簡単に調べることができまして、適切な健康管理、治療で悪化を予防できる病気です。無料で検査を受けられる期間が、平成24年1月31日までとなっておりますので、これまで一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、症状がない方でも、一度は検査を受けていただくよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

今、市長よりいろいろ御答弁がありまして、まことにありがとうございます。

まず、初めに、第4回の花へんろマラソンについて、今、スペシャルゲストである間寛平氏と、一応、話をして、事務所の許可を今後受けて、実行をしていくようなお話をいただきましたけれども、この話が実現できれば、たくさんの方々が市内、市外、または県外のほうからいっぱい来られるようなことがあるかと思っておりますので、今後、期待をしていきたい、そのように思っております。

1点だけ質問をさせていただきます。

去年、第3回宿毛花へんろマラソンにおいて、多くのランナーが来ていただくような仕掛けづくりをされていると、されたと思います。

例えば、残暑見舞いであつたりとか、スペシャルゲストを事前にわかるような仕組みをしていただいたと思いますけれども、今回、そのような仕掛けは何かないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 皆さんにできるだけ、昨年は来ていただいた方には、暑中見舞いだ、残暑見舞いだ。それから、正月には年賀状とか、そういったことで、去年の場合には、非常に、ホームページを見まして便りがあつたのは、こういうものをくれた大会はないなというふうな反応がございまして、非常にランナー間というのは、いろんな横のつながりを持っているらしくて、全国で非常にたくさんのマラソン大会が開かれておりますが、そういったことで、非常に評判を得たということでございます。

いいことにつきましては、いろんな工夫をしたり、知恵を出したりして、みんなでランナーの、ここに来ていただける方、それから既に申し込みをされた方とかいう方々にも、いろいろ、もう少しいろんな工夫があればしていきたいなというふうに思います。

具体的に今、これをしますということが、今ちょっと、ぱっと出てきませんが、いいことにつきましては、繰り返しやっていって、やっぱり宿毛の実行委員の皆様方が、非常にランナーを大切にしてくれるんだというふうな、おもてなしの心のあることを、大会のときだけではなくて、大会の前後というものが大切になってくることだろうと思っておりますし、次回、その次、いろいろ定着したファンをふやす、そういうふうな試みを、いろいろしていきたい。それには、

また皆様方からもいいお知恵、いい御提案がございましたら、ぜひいただければ幸いです。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、再質問をいたします。

先ほど、花へんろマラソンについて回答をいただきました。

今回、スペシャルゲストが来られて、毎年、毎年、そのようなランナーが来られるかと思えますけれども、ビックネームの方々を呼ぶようなことは、なかなか今後、第5回、第6回、続けていくようなことになれば、難しいかと思えます。

そうではなくて、本市のよさであるとか、または独自の特徴がよく出るようなマラソンにしていくように、二方向で物事を考えていただくように思いますが、その点、市長の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） スペシャルゲストばかり、有名人ばかりというふうなこと。有名人も来れば、また定着する、それにつられてランナーの方々もたくさんお見えになるんじゃないかというふうなことがございます。

この有名人と申しますのは、いわゆる走る仲間、ランナーの方々から見て有名人と。そしてまた、日本国じゅうに聞こえている有名人とか、そういう仕分けもあるかと思えます。

幸い、私、本市が早稲田大学建学の母の出身地、小野 梓のことで、早稲田大学の御協力を、今までずっといただいてきております。

結構、有名な方、たくさん出ておられます。ネタが切れることは、今のところ、余りないんじゃないかなという気はしておりますが、やはりそういった部門ばかりでなくて、少し話題

性の、ほかの面で話題性のある方であるとか、そういうふうなこと。

それからまた、せんだって岐阜県揖斐川町の議員の皆様が、当市にお見えになりまして、議員の皆様とも交流をしていただきました。

この揖斐川町は、毎年、1万人から来るマラソン大会を、ずっとやっております、非常に1万人は、宿毛市に来たらどうしようかなという気持ちが、私にはありますが。今の人数の10倍が来るわけです。そうしますと、泊まる場所とか、いろんなものを考えなきゃいけない。

そういったところは、高橋尚子さんが必ず来てくれるというふうなことで、こういったビックネームの方が来るから、ランナーがずっと寄ってくる部分もあるし、日本の中央、真ん中というふうなところもあって、1万人という方々が、募集をしましたらすぐ、4日間ぐらいでいっぱいになるというふうな状況のようでございます。

これは、ランナーの方々に知られた、いわゆる一般の方々が知らなくても、そういった方に来ていただくとか、そういうゲストを迎えることも、一つの手ではあるかなというふうなことを思います。

とにかくランナーがここに来て、楽しく走っていただいて、宿毛よかったね。また来たい、また来ようというふうな気持ちになってもらうことが一番大切じゃなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

次に、自主防災組織について、お伺いをいたします。

今、未整備地区が30地区あり、平成26年

度に100%に、自主防災組織率をしていくという御回答をいただきました。

ぜひに、早く100%になるように努力をしていただきたい、そのように思っております。

この自主防災組織ですけれども、平成15年12月に、港南台地区が本市の第1号として組織化をされました。

組織化をしてはや8年を経過しようとしておりますけれども、組織化されたときに、県2分の1、市2分の1の補助を受けて、自主防災で必要な資機材を購入しております。

中には消耗品もあるとは思いますが、今後、必要な資機材の購入に対しての補助について、どのように考えているのかお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 自主防災組織の資機材の件でございます。

御指摘のとおり、本市では15年から組織化を進めてきておまして、長い地域では、組織化から8年というものが経過しております。

資機材の消耗とか、耐用年数の関係とかから、追加整備の必要性は感じております。

この防災資機材の追加整備補助につきましては、県内の市町村防災担当者で構成をいたします市町村課題検討会の中でも、昨年、協議されておまして、ことし5月、県に対しまして、追加整備の補助メニュー化を検討会の報告書として要請を行っております。

現在、県が補助要綱の改正を行っておりまして、補助メニュー化ができましたら、本市としても、防災資機材の追加整備を行っていきたいと考えておるところでございます。

また、それぞれの自主防組織から、恐らくこれが古くなった、あれがもう役に立たなくなったとか、そういったもののメニューもあろうかと思えます。そういった、それぞれの自主防の

組織の中から、いろんなメニューを出していただいて、またことしは特に、3.11の関係もございましたので、今までのメニューに追加したものが用意できるのではなかろうかというふうなことを思っている状況でございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございます。

最後に、肝炎ウイルス検査について、再質問をいたしたいと思えます。

すごく、先ほど、市長の話の中で、わかりやすく回答をいただきました。

私の一般質問が出た後に、私の住んでいる地区でも、「自分の体を知らずに自分の人生ですか」という、肝炎ウイルス検査のチラシが、このようなチラシですけれども、回ってまいりました。

本市において、過去、肝炎ウイルスについての取り組みがあれば、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 当市の過去の取り組みという御質問でございますが、調べましたら、肝炎ウイルス検査の無料実施につきましては、平成14年度から平成19年度までの6年間でございますが、40歳から5歳刻みの70歳までは、節目の検診として、市の行う健康診断で実施しました。

それ以外の方につきましては、希望があれば、節目外検診として、実施をしております。

平成20年度からは、県の緊急肝炎ウイルス検査事業として、医療機関において、無料で検査が受けられるようになりましたので、当市では検査を実施することはなくなっていますが、その6年間で検査を受けられた方でございます。これは、4,827の方が受けております。

そのうち、その検査の結果で、精密検査が必要となった方が58人、これは要精密率でいきますと、約1.2%の方になっています。

この58人の方につきましては、当市の保健師が本人宅へ訪問をして、紹介状を渡しまして、医療機関へつなげられるような取り組みをするなど、早期発見早期治療の支援を行ってまいった次第でございます。

自分の健康は自分で守るためにも、がん検診とか、肝炎ウイルス検査は非常に大切なことでございますので、いいやというふうなことではなくて、ぜひ皆さん、受診していただきたいというふうに、重ねてお願いを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 先ほど、肝炎ウイルス検査についてですけれども、過去に、宿毛市において、平成14年から19年度、6年間にかけて検査をされたという、先進的に取り組みをされたということですので、今回も県のほうが無料で、この肝炎ウイルス検査をしております。一人でも多くの方が、何か体に異常があれば、検査できるように、広告ないしホームページ上で掲載はしていただくようにしておりますけれども、一人でも多くの方がこれを受診されるように、今後、市としても協力していただきたいと思います、そのように思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時16分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、松浦英夫君から、先ほどの一般質

問における発言について、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありますので、この際、発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 大変失礼をいたします。

先ほどの私の一般質問中、事実を勘違いをしていた部分がありましたので、「考えております」の次から、「最後は裁判の結果を待つ」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、松浦英夫君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番の山上でございます。

このたびの台風12号及び15号の被害に遭われました方々には、昨日より、先輩議員からお見舞い等述べられておりますので、私のほうからは、省略をさせていただきます、早速ですが、一問一答の形式により、私見を交えながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の大きな項目といたしましては、まず、1項目めには、公共事業の分離発注についてでございます。

2項目めには、宿毛中学校の移転問題につきまして、現在、さまざまな意見、憶測が流布しているようで、関係者ならずとも、市民の方々も混乱しているように見受けられますので、市長の御真意を御確認したいと思います。

3項目めにつきましては、宿毛小学校の設計

委託業務についてでございます。

詳細につきましては、各項目ごとにお伺いしたいと思います。

それでは、まず初めの1項目めでございますが、公共工事の分離発注につきまして、お伺いします。

この件につきましては、平成21年第2回市議会におきまして、前の市民クラブの議員でありました中川さんが質問しております。その質問に対して、市長からは、前向きで積極的な御答弁がされたのではないかというふうに思いますので、その後の公共工事の分離発注がどれほど図られているのかということ、を、まず最初にお伺いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

2項目めでございます。

宿毛中学校の移転問題につきまして、市長にお伺いいたします。

先ほども少し触れましたですけれども、宿毛中学校の移転問題につきましては、情報が錯綜して、混乱しているように思います。

ことし6月の第2回市議会におきまして、宿毛中学校移転反対の請願がされておりましたことから、関連の質問をさせていただき、請願に対して、教育長からは、精査をするということでもございましたので、どのような精査をされたのか。

また、一説によりますと、移転反対をされている地区長会の一部の方々とは話し合いを持たれて、現在地への建てかえも示唆されたと伺っております。

これらのことなどから、情報が錯綜して混乱を招いているようでありまして、地域の方々によっては、現在地に建てかえがされるものと思われている向きもあるように聞いております。

そこで、具体的に、どのようになさるおつもりなのか、市長として御真意のほどをお伺い

いたします。

3点目、3項目めでございます。

宿毛小学校の建てかえに伴います設計委託業務についてでございますが、設計は市内の設計者に発注していただきたいと思っております。

これは、昨日、浅木議員のほうからも質問がありましたように、地元業者の仕事を創出するというのと同様のことを申し上げているわけでございます。

しかしながら、市長は、宿毛小学校の設計につきましては、東京の建築家に発注したいというようなことを言われてたようでございますので、現在でもそのおつもりなのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

一昨年の中川議員への答弁の中で、分離発注につきましては、設計業者等と協議をしながら、指名選定委員会において、総合的に決定したいというふうに申し上げた経緯がございます。

まず、当市におきます工事の発注でございますが、昨日の浅木議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、建設、建築を問わず、地元発注を原則としております。そのことは御理解をいただいていると思います。

また、私も地元、いわゆる宿毛市発注の工事ばかりじゃなくて、国の発注工事、それから県の発注工事につきましても、できるだけ宿毛地域、宿毛地域の周りでやる工事につきましては、ぜひ宿毛市内業者さんを使っていたきたいというふうなことを、お願いもしてきた経緯もでございます。

さて、この中川さんの質問以降で、規模の大きな建築工事がございました。これは、小筑紫小学校の校舎の改築工事、それから小筑紫小学

校の体育館の改築工事、それから大島小学校校舎の耐震補強工事の3件でございます。

うちの2件は、ジョイントベンチャーでございますが、すべて地元の建築業者さんに発注しているところでございます。

この3件とも、実際に分離発注という形にはなっておりませんで、総合的な発注工事ということでやっております。

これ、これらの工事につきましても、建築本体、電気設備、それから給排水設備など、それぞれの工種ごとの分離発注というものも視野に入れながら、現場管理について、設計業者等と担当者のほうで協議を、話し合いもさせていただいて、指名選定委員会におきまして、建築の建物の規模とか内容、それから工期、発注方法によるメリット、デメリット、そうしたことを総合的に判断しまして、総合発注というふうな形になったというふうなことでございます。

それから、宿毛中学校の移転問題でございます。いろいろ情報等が錯綜しまして、混乱を招いているということにつきましては、まことに申しわけない限りでございますが、6月の定例会以後、その教育委員会がいろんな検討をしてくれておまして、いろんな方々から、たくさんの御意見も賜っているということでございます。

教育委員会からの報告でございますが、7月10日に宿毛中学校区及び橋上中学校区の中学校、小学校、保育園及び幼稚園の保護者を対象にしまして、説明会、それから意見交換会を行ったということでございます。

また、6月6日に開催をしました地区長連合会との懇談会とか、7月10日の保護者への説明会の中で、地区長とか、保護者の皆様からの要請を受けました、宿毛小学校及び中学校の配置図と、教育委員会が考えている建設計画案の配置図を、市の技術者に作成させまして、市議会総務文教常任委員会に報告をしております。

それから、今後、保護者とか地区長連合会の皆様にも提示して、協議するとの報告も受けているわけでございます。

さらにまた今後、これらの協議の場に出された御意見とか御提言について、教育委員会の中で、一定を整理をしまして、さらに市議会や教育審議会の御意見も伺いながら、年内には教育委員会としての考え方を決定してまいりたいというふうな報告を受けております。

教育長とは、毎週、定例の会議を持っておりまして、いろんな情報交換をさせてもいただいているところでございます。

私といたしましては、教育委員会の最終的な方針を踏まえて、さらに防災的な、特に教育委員会は教育的な観点が一番重要だというふうなことだろうと思えますし、私も教育的な観点は、非常に重要なことだというふうに思いますが、そのほかにも防災的な観点とか、その他の要素も、慎重に検討する中で、最終的な建設場所を決定してまいりたいと、このように思っております。

先ほど、区長さんのお話も、私、あったということでございます。御意見も伺い、私も直接したかったものですから、そういうことで話も聞かせていただきまして、請願が出ております。このことに対して、どうすればいいのか、そんな一つの案的なものを、どうしたらいいかというふうなものを、御意見もお伺いしまして、一例として、こんなふうになれば、例えば中学校、松田川に行かなくて済むのか、そしてまた行ったほうがいいのか、そういうふうなことを、ずっと頭の中で考えておる、そういうふうな状況でございます。

それから、宿毛小学校の設計業務委託でございますが、これは以前、昨年ですか、私、議員協議会の中で、私の個人的な感想と希望というふうなことで、申し上げたことがございます。

これは、世界一になった方に、日本一の学校をつくってもらいたいというふうな表現をさせていただきまして、こういった方に設計を委託したらどうでしょうかというふうな、希望としていった発言をしました。

これ、協議会と先ほど申しましたが、22年11月29日の臨時議会と、22年第4回定例会において、発言をしているところでございます。

これは、あくまでも本当に希望ということで申し上げたわけでございますが、今年第2回定例会におけます濱田議員の質問に対する答弁でもお答えをさせていただきました。いろんな反響がございましたし、この答弁の中では、一般競争入札であるとか、指名競争、それからコンペ方式、総合評価方式等の手法も視野に入れながら、指名選定委員会に諮るというふうな方法で、発注方法及び指名業者が指名委員会で検討されるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 再質問をさせていただきます。

昨日の浅木さんの質問の中で、市長からは、国のほうの仕事、県のほうの仕事も含めて、市内の業者にできるようにということで、お働きしていただいているということはお伺いしまして、その意味では、一定の努力はされているだろうというふうには、御理解は、きのうの段階でもいたしました。

しかしながら、電気工事とか水道工事などのかかわります設備業者等の方々から、いろんなお話を伺う機会がございます。

その中で、随意契約等を含めまして、行政に対します疑問とか、要望みたいなことも耳にすることがございます。

その一つが、市のほうの公共工事に対する分

離発注が不十分ではないかというようなことがございます。

もちろん、このところの公共工事の落ち込みっていうのも、起因しているのではないかとはいふには思いますけれども、このように分離発注が不十分ではないかというような声もありますので、今後、公共工事の分離発注につきましても、より一層の御努力をお願いしたいというふうに思います。

2点目の宿毛中学校の移転問題でございます。

それでは、再度、お願いしたいと思っておりますけれども。

その設備業者の関係からは、そういう不十分ではないかというような声もありますので、その辺、市長のほうの御認識をお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） ただいま、山上議員から、分離発注の件につきまして、お話がございました。

これ、私自身も、その分離発注、市の発注する工事につきまして、今、分離発注ほとんどありません。実績がですね。

というのは、設備業者さん、水道業者さんのほうからも、設備関係の方からは、分離発注をぜひという御依頼も受けておるのは、きちんと承知しております。

ただ、今までに分離発注できるような丁場と申しますか、そういうものが市の幹部の中で、指名委員会の選定の中で検討したところ、そういう案件がなかったということでございます。

もっとすごく大きな、広いところの工事。山上さん、これは御存じだと思いますけど、広い丁場があり、そしてそれぞれが、例えば水道業者さん、それから設備の関係の方々で錯綜しないような工事ができるような、大きなところでございましたら、そしてまた、場所がちょっと

離れているとか、そういうものでありましたら、これは当然、指名委員会の中でも分離発注で、これはいきましょうと。業者さんも要望があることです。同じ宿毛市内の業者さんからの要望でございますから、そういうものはできるんじゃないかならうかと思いますが、残念ながら、今、それほど大きな分離発注ができるような工事というものが、余りなかったということでございまして、これは指名委員会のほうで、その工事案件ごとに、いろいろな決定をさせていただいておりますので、今後もそういう分離発注の可能性というものは、必ず検討もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） わかりました。

できるだけ、公共工事につきましては、分離発注のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、中学校の移転問題ということでございますけれども、先ほど、市長のほうからございましたように、年内に決めたいということでよろしゅうございますでしょうか。その年内に決めたいと言いますのは、宿毛中学校を移転する、しない、そういうものを含めて年内にということでございますか。

年内というのは、具体的にいつごろになるのか、おおよそで結構ですけれども、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 年内には決めないと、例えば来年度の予算であるとか、小学校をまず先に建てかえをしなければいけない。これは、親御さんの安全、保護者さんの安全の気持ちというのは、非常に強いわけですから、早く小学校の建設には着手したいという思いが非常にございます。

ただ、先ほど申しましたように、中学校の移転が伴うとか、ここに置いてくれという請願があるとか、そういう御意見がたくさんございますので、我々は、当初は教育委員会と話しまして、中学校は最終的にあちらへ、松田川小学校のほうへ移っていただくのが適当ではないかという案を出したわけでございますが、それに対しては、非常に反響が強うございました。

そういったことで、最終、どれが一番ベストな案なのか。我々はベターと思って出したんですが、まだベストな分があるのではなからうか、そういうものも皆さんの御意見をたくさん伺いながら、最終的にはこれを集約して、ぜひ、早く決定をして、小学校の建築にかかりたいという思いがございます。

そういう意味では、年内には決定していかないと、来年度着工といいますか、設計の発注というものができないというふうな状況でございます。

そういうことも含めまして、年内あと3カ月ぐらいしかありませんが、その部分で集約をして、ぜひまた議会の皆様方の御意見もお伺いしながら決めていきたいと、いう意味でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） わかりました。

あと3カ月後には、何らかの形では結論がいただけるということでございますね。

いろいろと、先ほども申し上げましたように、いろんな意見等が錯綜しておりますので、そんなものを鎮静化するという意味でも、なるだけ早く決定のほうをしていただければというふうに思いますけれども。

3項目めの小学校の設計委託でございますけれども、選定委員会ですか、そのようなところで決めていかれるということでございますけれども、ぜひとも地元の設計者に設計をお願いし

ていただけないだろうかというふうには思っております。

また、小学校の設計ということに限らず、これから設計が想定されるものにつきましても、ぜひ市内でできるように、御配慮をいただきたいというふうには思います。

宿毛にも設計の資格を持って、地域を熟知した方々が少なくなくおられますので、その方々に、例えば共同体を組織していただき、設計していただくようにすれば、疲弊しております設計業界にも仕事が提供できますし、また設計者としては、設計の対価として、設計料が得られることになるわけです。

宿毛小学校でございますと、設計料が8,000万を超えるというようなことですので、そのお金が地域で循環しますと、地域経済に多大な効果をもたらすというふうに思いますので、宿毛の経済にも大きな効果が得られるというふうに思います。

市民の方々への、富の再配分にもつながるのではないかとこのように思います。

設計は、御存じのとおり、資材、材料費が市外に流出するということの少ない業種でありますので、観光産業と同様に、地域での経済波及効果は大きいものというふうに思います。

せっかくの公共事業のお金でございますので、市外に流出させる必要はないというふうに思いますし、行政としましては、お金を地域で循環させていただくことを考えていただきたいというふうに思います。

少し余談になるかもしれませんが、役所におかれましては、設計業務委託に限ったことではございませんで、役所におけるその他の請負、あるいは備品、物品の購入等々につきましても、宿毛で賄えることは宿毛で賄う。行政における需要は地元で賄うというようなことを、徹底すべきであろうというふうに思いますので、

そのことを強く申し上げたいというふうに思います。

役所の存在理由の一つには、地域への富の再配分、利益の再配分ですが、利益の再配分という言い方のほうがいいのかもかもしれませんけれども、このようなことは、市長にとりましては、釈迦に説法になろうかというふうに思って、それを承知の上で申し上げるわけでございますけれども、公共事業は社会資本整備であるとともに、利益の再配分であることは申し上げるまでもないと思います。

また、公共事業で支払われるお金が、先ほども言いましたけれども、宿毛市内で循環すれば、経済的にも効果としては大きいというふうに思います。

それが現在のところ、役所の中ではそのような感覚が少し希薄ではないかなというふうな気もいたします。

その意味で、一度、市の内部で、市の公共事業における産業連関表などの調査をしてみてもどうかというふうに思います。

そのことで、お金の流れがある程度、明確になれば、役所の中でも、都市経営の感覚が高まってくるのではないかとこのように思います。

宿毛市で発注します公共事業におきまして、極端な話になりますけれども、例えば建築工事におきまして、釘1本までも、宿毛市内で賄うように、購入するように、指導をしていくようなことがあってもいいのではないかとこのように思います。

そのようなことで、公共事業のお金が、多くの市民の方々に循環するようにしなければならぬというふうに思いますし、それが行政の役目であろうというふうには思っております。

公共事業には、改めて乗数効果などと持ち出すまでもないというふうには思いますけれども、社会資本によります直接効果はもちろんのこと、

お金の循環によりまず副次的効果として、宿毛市内にお金が循環しますと、物やサービスなどは逆方向に流れます。そのことによりまして、需要が喚起され、市民の皆さんの可処分所得が少しでも増加すれば、購買意欲も出てくると思いますし、このことが宿毛の活性化にもつながるのではないかというふうに思います。

このように、経済効果をもたらすためにも、設計業務の委託につきましても、市内の設計者をお願いすべきであるというふうに思います。

先ほどの質問の1項目めの分離発注につきましても、機会の均等、業者の機会均等を図るということで、少しでも多くの方にその利益の再配分がされるようにということを願って、質問をさせていただきました。

これもまた、ちょっと余談になるかもしれませんが、市民の方々の買い物につきましても、できるだけ宿毛市内で買い物をさせていただくような、行政がキャンペーンを率先してやるというようなことも必要ではないかというふうに思います。

たばこにつきましても、市内で買いましょうといったようなことをやっておりましたけれども、それと同様のことをやってもいいのではないかというふうに思います。

近い将来、自動車道も宿毛まで整備されることとなりますけれども、ストロー効果でどんどん市外に買い物に出ていくようなことがないように、逆に市外から自動車道などを利用して、宿毛に買い物に来ていただけるようなまちにしなければならないことは、改めて申すまでもないというふうに思います。

これらのことは、最終的には市の税収にもかかわってくることでございますので、とにかく宿毛で賄えることは宿毛で賄い、市外で需要を満たすようなことはすべきではないということ強く申し上げておきたいと思っております。

現在の宿毛の状況からは、公共事業のお金を市外に流出させるようなことは、あつてはならないというふうに思います。

以上の件につきましては、私見でございますので、通告にも書いておりませんので、あえて御答弁は求めません。

御答弁は結構ですけれども、もう一つ、公共事業関連で申し上げますと、災害時の避難場所の整備につきまして、高知県から3分の2の補助金が出るようになりましたので、このような制度を積極的に活用していただきまして、沿岸部を中心に、避難公園や、避難タワーなどの整備を、公共事業として、積極的に取り組んでいただければというふうに思います。

そうしますと、先ほど、申し上げましたように、公共事業としての直接効果はもちろんのことですけれども、存在効果としての安心と、利用効果としての安全が確保できることとなりますので、このことを強く要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

まず、介護給付金の返還の提訴についての質問をさせていただきます。

この問題は、先日の浅木議員、また本日、松浦議員からも質問がなされましたので、重複をしない形で2点ほどお聞きをいたしたいと思っております。

この問題につきましては、9月7日の高知新聞に掲載をされた問題であります。まず、1点目としてお聞きしたいのは、高知新聞の記事の中で、常勤専従の管理者の配置をせず、サービスの提供記録も改ざんをしたというふうに、記事の中で書かれておりました。

これをもって、高知県は平成20年8月1日付で介護保険業者の指定を取り消したということですが、このサービスの提供記録の改ざんという部分につきましては、文書だけを見ると、非常に悪いことをしているというふうにとることができるわけですが、実際、宿毛市が直接事業所を監査をしたと聞いておりますので、どのような内容だったのかということ、御説明をいただきたいというふうに思います。

2点目として、今回の問題につきましては、介護保険法による請求であるというふうに思うんですが、返納を受けた給付金が、宿毛市に入った後、どのような処理をされているのかということについて、御説明を願いたいというふうに思います。

続きまして、2点目の地震対策とまちづくりという点について、御質問をいたします。

3月11日に東日本を襲った大地震と津波については、私たちに地震対策の重要性、また早急な整備の必要性をいかにすべきかということをお教えくれたんじゃないかというふうに思います。

また、さきの台風12号、15号の想定を大きく超える被害のつめ跡は、紀伊半島を初め、西日本各地に残っており、自然災害は時や場所を考えてくれないということ、改めて私たちに再認識させてくれたんじゃないかというふうに思います。

そこで、宿毛市における災害対策等について、お聞きをいたします。

まず、1点目は、老朽化した真丁のアーケー

ド対策について、お聞きをいたします。

真丁商店街のアーケードは、昭和52年5月に設置をされたというふうに聞いております。35年近くが経過しているというふうに思うんですが、柱の根元や屋根の至るところに腐食等が見られ、補修、改修の必要性が必要になってきているんじゃないかというふうに思います。

さらに、近い将来起こると予想されております南海大地震を初めとする大地震について、津波を考えたときには、撤去も視野に入れた改善策を考えるべきではないかというふうに考えますが、市長の見解をお聞きをいたします。

また、市街地区域の総合的な防災対策というふうなところを考えたときには、早急な整備計画が必要になるというふうに考えておりますが、これについても、市長の考えをお聞きをいたします。

次に、2項目めとして、市役所庁舎の地震対策についてをお聞きをいたします。

昨日の質問でもあったというふうに思うんですが、市役所庁舎は昭和38年に建設をされ、約50年近くが経過したというふうに聞いております。

今回、東日本の大震災を受けたときに、向けて、小中学校の耐震化や保育園の耐震化、また消防庁舎の建てかえ等、公共施設の建てかえについては、この宿毛市内でも進んでいるというふうに認識をしておりますが、この市役所庁舎については、老朽化しているにもかかわらず、この12年間、私も議員としてこの議場におりますが、議論がされたことがないというふうに感じております。

昨日の質問の中で、老朽化して耐震性はないというような説明がありましたが、市役所の職員であったり、市というのは、災害が起きたときに、いち早く動き、復旧対策、また防災対策に動くべき部署でありますので、早急な検討が

必要になってくるんじゃないかというふうに思います。その点について、今後、どのように整備をしていくかについて、お聞きをしたいと思います。

3点目に、広報「すくも」の市長雑感について、お聞きをいたします。

この広報「すくも」というのは、宿毛市内で一番多く発行されている書物ではないかというふうに思います。それも宿毛市内至るところ、一番奥でいえば、出井から沖の島まで、市民ほとんどが目にする印刷物であるというふうに思います。

これまで何回か、同僚議員の中から、広報に対して、広報のその市長雑感について、ここで議論がされたこともあるんですが、私は、この広報「すくも」の市長雑感については、一概に悪いものではないというふうに感じております。それは、市長が市政を行うに当たり、自分が常日ごろ考えていること、また市政に当たる意気込みであったり、市民に対して訴えたいことを言える、とてもいい部分でもあるというふうに考えているんですが、それを踏まえた上で、2点ほど問題点があるんじゃないかというふうに感じておりますので、その2点を、ここで市長に対してお聞きをしてみたいと思います。

1点目については、市政執行の中で、まだ計画にあげていないこと、これからしたいなというふうに思っていることについて、まだ予算化も、議会にも諮ってないようなことを文書にして出すのはいかがなものかなというふうに感じております。

2点目として、特にきのうでしたか、だれかの質問にもあったように、特にうわさのような、市内にこういう声があるが、というような、うわさ的なものに、過敏に反応して、市長雑感に市長の気持ちを載せているんじゃないかというような部分は何回も見られておりますので、こ

のようなことは、やっぱり市長として、市政執行するに当たっては、自信を持ってやっているというふうに思っておりますので、余り過敏に反応しないほうがいいんじゃないかというふうに思います。

その点について、市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

できれば、この市長雑感というコーナーを使いながら、行政と市民がキャッチボールのようなことができれば、よりいいコーナーになるんじゃないかというふうに、私自身は思っておりますので、御答弁を願いたいと思います。

次に、小中学校の再編計画について、お聞きをいたします。

これも先ほどの山上議員、また浅木議員だったかと思うんですが、今回も質問がなされましたが、簡単に、この3月以降についての経過を、おさらいをする意味で、振り返ってみたいというふうに思いますが。

まず、3月議会において、学校の施設面積の1割を占めるコミュニティーエリアの全容が全く示されていないという点と、近隣同規模の学校に対して、高額になっている。確定した設計者に委託するために、随意契約になっている等の理由で、新たな宿毛小学校は、コミュニティーエリアを省いた本来の学校の姿に戻すべきだと。従来の積算根拠も加味した設計予算に変更すべきである、等の理由をつけて、修正議案が出され、全会一致で可決をされました。

同時に、南海地震がいつ発生してもおかしくない宿毛市において、学校の耐震化を行うことは急務であり、宿毛市小学校の改築に向け、早急に予算組みを組み直して、関連予算を出してきなさいというような、委員長報告も付記されております。

にもかかわらず、宿毛小学校改築関連の予算は、6月議会にも今議会にも提案をされてお

ません。そして、この宿毛小学校関連予算について、いまだに計上できない原因は、先ほど、山上議員も言いましたように、宿毛中学校の移転先を含む、いろいろな問題で、執行部、また教育委員会に大きなブレが生じていることが要因ではないかというふうに、私は思っております。

それに加えて、これも先ほど出てました、宿毛市長からは、私の考えではあるというふうな前置きはあったと思いますが、宿毛中学校を耐震化して残し、宿毛小学校を中学校の南側に立てるプランも、検討の一つに加えてもらいたいということで、プランも示されたことでした。

そこでお聞きをいたしますが、現在、教育委員会の統一した考え方というのは、どのようになっているのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

そして、これは先ほどの答弁で、年内ということで表明をされたと思うんですが、宿毛小学校の設計予算について、年内ということであれば、12月議会に計上をされるのかということについて、お聞きをしたいと思います。

そして、続きまして2点目の質問として、本議会に提案された補正予算の中に、橋上小学校、平田小学校、山奈小学校、東中学校、4校の2次耐震診断の予算が計上されておりますが、6月議会の浅木議員の一般質問に対する答弁の中で、教育長は、耐震補強が必要な施設であっても、統廃合による改築、また耐震性のある校舎への移転を計画しているため、現在のところ、2次診断や耐震補強工事を実施する予定になっていないというふうに、答弁をいたしております。

わずか3カ月足らずで、全く違う方向になっているわけですが、このことについて、教育長、どういう理由でこういうことになったのかについて、御説明を願いたいと思います。

また、2次耐震診断が計画されていない松田川小学校、宿毛小学校、宿毛中学校、これは建てかえるんだということなんだと思うんですが、この辺について、2次診断をする計画、おつもりがあるかないかについて、お聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、介護保険給付金の返還関係でございますが、サービス提供の記録も改ざんというふうなことは、どのような内容だったかという御質問だったと思います。

これは、9月7日の高知新聞に掲載されていた記録の改ざんということでございますが、改ざんの内容につきましては、こちらで調べたところでは、外国人のヘルパーさんがおられたそうでございます、それを代筆、かわりに記載したというふうに聞いておまして、これが改ざんと認定されたというふうなことでございまして、件数が、これは1件ございました。それにより、不正請求というふうな形での金額は5,256円ということでございます。

これにつきましても、特に改ざんしようと思ってということじゃなくて、代筆をしたというふうなことでございますので、悪意を持って行っていたんじゃないというふうな判断をしたものでございます。

それから、介護保険法による請求であるので、給付金の返納を受けた場合、これはどのような処理になるのかというお尋ねかと思っております。

まず、介護給付費の財源について、御説明をちょっとさせていただきます。

介護保険サービスの費用でございますが、これは原則として、かかった費用の1割を、サービスを受ける利用者が負担をいたします。

それから、残りの9割を、介護給付費として介護保険より負担がされるということになります。

介護保険の財源でございますが、居宅サービスの場合は、国、県、市の公費負担が50%、40歳以上の方に納めていただいている介護保険料が50%ということで、賄われているということでございます。

本市が返還を求めました介護給付につきましては、市民の方のほか、国、県、市がそれぞれ、過剰に負担したというとらえ方をいたします。

その過剰に負担をしていただいた額につきましては、平成21年度分の介護給付におけます負担額と相殺ということをいたします。

具体的には、平成21年度、介護給付費にかかります、本来、40歳以上の方に負担していただく介護保険料から、過剰に負担していただいた41万2,520円を差し引きまして、負担していただきます。

なお、国20万6,260円、県、市については、それぞれ10万3,130円を、平成21年度分の介護給付における負担額と、相殺したということになっております。

それから、次に、地震対策とまちづくりについてでございます。

現在の真丁アーケードでございますが、昭和52年5月に建設されておまして、雨天の場合でも安心して買い物ができるという、利用者の利便性、それは過去には日曜市も開催されてきたわけでございます。

その当時のアーケード内の店舗数が、70軒ございました。そのうち、真丁商店街振興組合には、48軒が加盟して、活発な活動も行っていましたが、それから34年が経過をいたしまして、社会情勢の変化とか、景気の悪化が大きく影響した現在では、店舗が30軒、組合の加

盟数も20軒というふうに激減をしています。

そのため、本来の組合活動にも支障が出るというふうな、非常に厳しい状況であるというふうに聞いております。

アーケード本体の状況でございますが、寺田議員がおっしゃられるように、経年による劣化が、全体的に進んでおります。この先、何らかの対応が必要と考えております。

ここに数枚、このように劣化のほうの写真とか、我々もこの劣化の状況をきちんと、みんなで共有するというところで、写真も撮ってきております。

こういった形で、この先、何らかの対応が、これは必要だろうというふうに思っております。

以前も、補助事業等で、アーケードの補修工事等はしている経過がございます。3.11の東日本大震災の発生以来、私たちが最も危惧している南海大地震も、いつ起こるかかわからないということを考えますと、改めてこういった形の対策をしていかなきゃいけないということが、重要であるというふうに認識をしているところでございます。

今後の対応でございますが、このアーケード本体を修繕して、存続していくのがいいのか、またその安全面とか、将来の商店街のあり方を踏まえて、撤去したほうがいいのか、地元真丁商店街の振興組合と十分に協議した中で、適切な対策も講じていかなきゃいけないと思っております。

また、恐らく、まちづくりの中心市街地の活性化の中でも、いろんな御意見が出ておるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

次に、市街地区域の総合的な防災対策を考えたまちづくりということでございますが、一昨年から商工会議所、青年会議所、住民代表、商店主等で構成されます中心市街地活性化協議会の中でも、これ、話題にのぼっております、

このたび、発生しました東日本大震災を加味した中で、検討をしているところでございまして、協議の中で、通称、水道通りと呼ばれます市道水道線、及びその商工会議所前の市道桜町沖須賀線、並びに宿毛小学校の間に位置する市道土居の後線の3路線が、市街地避難道路として、一応、位置づけられております。

現在、市道水道線の改良につきましては、実施設業務が発注されておまして、協議会の意見を反映する中で、よりよいものにしていきたいというふうなことを考えております。

また、震災時におけます速やかな避難を目的に、通行の安全確保に配慮した、電柱をなくする、無電柱化事業につきましても、検討がされておまして、市街地の総合的な防災計画はもとよりでございますが、さらなる安心安全なまちづくりを目指して、中心市街地活性化計画策定に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、次に、市役所庁舎の耐震対策でございます。昨日の今城議員の質問にありましたように、お答えしましたように、本庁舎は昭和38年に建設した建物でございまして、48年が経過しております。耐震性の不足と、老朽化が進んでおります。そのため、エレベーターの設置など、高齢者や障害者の方々など、だれもが安心して利用できる施設として、十分な整備をすることができる状況にございません。

南海地震等の大規模災害発生時には、庁舎崩壊とか、浸水被害を受けることも、十分予想されておるところでございます。

寺田議員御指摘のとおり、市役所は職員も含めまして、大規模災害発生時には、防災活動の中核として機能しなければならないということでございます。耐震性にすぐれて、非常時にも行政機能が十分保持、発揮できる防災拠点施設として、整備をする必要があるというふうには

認識をしています。

今後、優先的な事業としまして、小中学校校舎の建築、耐震化、そして消防庁舎の建設等がありますので、何年度までにはと、現時点では具体的にお答えをすることはできませんが、市庁舎整備に向けての取り組みを始める場合には、検討委員会などを設置しまして、協議していく必要があるのじゃないかというふうなことを思っております。

その中には、市民の代表の方にも入っていただき、広く御意見をいただく中で、場所の選定であるとか、規模、機能について、十分な検討を行って、議員の皆様にも、いろいろな御意見をいただく中で、取り組みを進めていく必要があるのではなかろうかというふうに思います。

また、市役所に限らず、大きなものでは、福祉センターも老朽化が進んでおりますし、また、きのうも申しましたように、給食センターの改築も、やっぱりこれもしていかなきゃいけない。安心安全な食物を、子供たちに提供するためには、そういうものも必要になってくるというふうなことも、頭の中には入っているわけでございますが、これの再建といえますか、改築計画の検討委員会を立ち上げなきゃいけないかなというふうなことを思っております。

それから、市長の雑感でございますが、就任当初から、市民優先の市政というふうなことでやっていただいております、情報公開、説明責任には努めてきたつもりでございますが、十分な説明がなされていない部分もあったかのように、自分では反省もしているところでもございます。

それから、こういった形で、皆さんにいろいろな御意見をいただきながら、今、寺田議員からも、るるこうしたらどうかという御提案もいただきました。こういったことは、自分の反省材料といたしまして、雑感、皆様に余り不満を

出されないような形で、これからも市民の皆様に対して、情報発信といたしますか、説明責任を果たす役割を果たしていきたいというふうに思っております。

少し、その市民の声にも反応し過ぎているんじゃないかと。過敏に反応してるんじゃないかというふうな御発言がございました。

これは、私自身、少しその、過敏と言われれば過敏かもしれませんが、少し誤った情報とか、誤解されたままのものがあるのであれば、これは真実を伝える義務があるんじゃないかというふうなことで、こんな雑感を通じて、市民の皆様にお伝えさせていただいたというところでございます。

それを言いわけととられれば仕方ありませんが、これは言いわけではなくて、正しい情報を発信するというところで、説明責任を果たしていると御理解いただけると、本当にありがたいことではございますが、皆様方からの御意見につきましては、先ほど申したとおり、耳傾けて、よいものにしてまいりたいというふうに思います。

また、寺田議員が言っていただきましたように、市民とキャッチボールができるようなコーナーにしていくことも大切だよというふうな御提言もいただきました。市政を遂行する上で、こういったコーナーがあるということは、幸いでございますし、正しく、きちんとした雑感のコーナーにしていきたいというふうに思っております。

また、いろんな御意見も賜れば、幸いでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

何点か質問がありました。その中で、今、宿

毛中学校の建設場所を含め、小中学校の再編、いろいろブレがあるのではないかと御指摘がありました。

私といたしましては、教育委員会といたしましては、我々が予定をする、計画をしている案を皆さんにプレゼンテーションをします。その中で、皆さんから意見をちょうだいする中で、望ましい方向で変わっていくのであれば、それはいつも私が申しておりますように、ブレではなくて、フレキシブルに対応するということがいいのではないかと思っております。

言いわけではありませんけれども、信念を持って、しっかりした案を出せということは、いいことかもしれませんが、市長もよく話しているところですけども、望ましい方法でことが解決するのであれば、それはよいことではないかと、そういうふうに感じております。

それでは、寺田議員から御質問がありました点、何点かについてお答えをいたしたいと思えます。

最初に、山上議員の御質問の中で、市長が答弁をしたので、重複をするところがあるかと思えますけれども、少し説明をさせていただきたいと、こんなふうに思えます。

まず、教育委員会といたしましては、取り組みでございます。6月6日に地区長連合会との懇談会を開催をいたしました。それから、引き続きまして、7月10日には宿毛中学校及び橋上中学校区の中学校、小学校、それから保育園及び幼稚園の保護者を対象とした説明会も行いました。

その中で、何人かの方から要望ありました建設場所についてでありますけれども、その要望があった建設場所に、宿毛小学校を建てた場合の配置図、それから教育委員会の案である建設場所に建てた場合の配置図を、技術者に作成をさせました。

それから、市議会の総務文教常任委員会で、それを報告をいたしました。

今後、配置図の作成、要望を受けているPTA連合会とか、地区長連合会に提示をして、協議をしていきたい、そういう取り組みをしたいと考えております。

教育委員会の案として作成しているのは、松田川小学校。宿毛小学校は、現宿毛小学校のグラウンド跡に。それから、宿毛中学校は、松田川小学校跡地に建てる案でありまして、現段階において、当初の計画を変更の方針を決めたものではありません。

今後、要望のあった配置図を含めまして、関係の皆様と十分協議を重ね、さらに市議会や教育審議会の御意見もちょうだいする中で、教育委員会の方針を決定いたしまして、市長部局と調整をしまいたいと、こんなふうに考えております。

それから、それに関連をいたしまして、御質問がありました宿毛小学校の設計の予算の計上はいつかという御質問でありますけれども、6月議会にお話をしましたように、年内には教育委員会としても、最終的な建設場所を選定していきたいと。そして、市長部局と協議をしていきたいと、こんなふうに考えております。

先ほど申しましたように、その過程の中で、市民の皆さんに受け入れられるような、受け入れをしてもらえらるような、また議会の皆さんにも理解をしていただけるように、努力をしまいたいと、こんなふうに考えております。

その後、できるだけ早く、予算を計上できるように努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから、2点目になると思いますが、6月の定例会において、統廃合による改築、または耐震性のある校舎への移転計画のある学校については、第2次の耐震診断や、耐震補強工

事は実施予定にないという答弁をしたにもかかわらず、今議会で、橋上小学校や平田小学校、山奈小学校、及び東中学校の第2次診断の委託料を計上をしているのは、どういう要因かという御質問でございます。

このことにつきましては、6月の定例会に、確かに浅木議員の質問でありました、改築をする予定の学校においても、それまでの間、耐震性を確保するために、耐震補強する考えはないかという質問がありました。

それに対しまして、本市の財政状況から考えると、そのような対応は難しい状況である。改築の予定がある学校については、計画どおり改築することで、耐震化の対応を図りたいと答弁をいたしました。

この3カ月の間で、本市の財政状況が大幅に改善をしたということはございませんけれども、3月11日、3月11日の東日本の大地震発生以来、市民の皆さんの防災対策や安全対策への関心が高まってまいりました。

また、本年6月に、宿毛市の小中学校PTA連合会が、市内の小中学校の保護者にアンケート調査を実施をいたしました。そして、7月には、集計の結果が示されてまいりました。

その中で、保護者の思いといたしましては、小中学校の再編よりも、早急な防災の対策を望むという意見が、7割以上を占めるという内容のものでありました。

このような結果を受けまして、市長部局と、再度、協議をする中で、統合、改築及び移転計画のある、学校の中でも改築や移転までの期間がある学校については、どの程度の状況であるかを確認をして、改築までの間の安全性を担保をするような対応が必要ではないかというような、市長の意見もいただきましたので、今議会に、4校の第2次の耐震診断予算を計上させていただいたと、こういうことでございます。

それから、3点目になろうかと思えますけれども、第2次の耐震の診断が計画をされていない、松田川小学校、宿毛小学校、及び宿毛中学校については、どのように考えているかという御質問がありました。

松田川小学校及び宿毛小学校につきましては、今年度中に建設場所を決定をいたしまして、早急に、建設まで、できるだけ早く建設を進めていきたいと考えておりますもので、2校につきましては、第2次の耐震診断は計画をしておりません。

また、宿毛中学校につきましては、現段階で、教育委員会といたしましては、現松田川小学校の跡地に建設する案を、検討をしております、松田川小学校と宿毛小学校の新校舎の建設が完了の後、速やかに宿毛中学校校舎の建設に着手をするという予定になっておることから、宿毛中学校についても、第2次診断を、今のところ計画をしておりません。

今後については、できるだけ早く、宿毛小学校及び宿毛中学校を建設し、耐震の問題が解決できるように努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をさせていただきます。

まず、介護保険給付金の返納について、少し再質問をさせていただきたいと思えますが。

市長答弁によりますと、返納金の中で、宿毛市の持ち分と言いますか、は10万程度であるというふうにお聞きをしました。

これは、金額の高い低いはあるにしても、この市町村も同じような処理になるんじゃないかというふうに思いますので、次年度に相殺をされるということで、御理解をしたいというふうに思います。

これで、1点お聞きをいたしますのは、今回、許認可権については、高知県にあるというふう認識をしておりますが、介護給付金の請求については、関係自治体、宿毛市内においては宿毛市が判断をするというふう聞いておりますが、宿毛市として、今回、この事業所にとった判断というのは、間違いがないというふうに、宿毛市長として自信を持って言えるのかについて、もう一度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） この判断に間違いはないかということでございます。

きのうからの浅木議員、それから松浦議員の御質問の答弁にもございましたように、この判断については、私は間違いはないというふうに思っております。

これは、その根拠を申しますと、何度も言わせていただくようになるかもしれませんが、私も、この案件が発生したときに、県も監査しました。それから、宿毛市としても、ここを指導する立場もございまして、すぐに現地調査というものに入っております。

そういう入った中で、県の御意見も聞き、そして県のほうの部長さんにも、話も、私、直接聞いてまいりました。

いろんな裁判事例等もございまして、これは悪意であるのかないのかというふうな判断がございまして。そういった意味で、我々が調べた結果では、何回も申し上げます、これは単純なミスであって、悪いことをしてやろうと。金をだまして取ってやろうというふうな作為というものが、ほとんど見受けられませんでした。

そういったことと、もう一つは、介護サービスを、この介護保険適用してでございますが、受けております。そういったようなことも含めまして、そういったことを総合的に判断した結

果で、これはいわゆる法律違反にかかるものだけが、やっぱり返してもらわなければならないというふうなことを判断したわけでございます。

そうしたことで、私どもの事務方とも話しまして、自分が最終的に判断をしたわけでございますが、これはもう、間違いないというふうな自信は持っております。

それをもって、各市町村の首長さん方にも説明に、何回も行っております。

その面についての返答はなかったわけですが、それ以後、彼らの判断についての返答もなかったということでございます。

だから、私自身は、この判断には間違いないし、この宿毛の事業者だからといって、不公平な判断をするというつもりもございませんでした。

そういった偏った判断というものは、後々やはり、市民の皆様から糾弾されるものになるというふうなことも思っていましたし、これはきちんとした判断をしなきゃいけないというふうに、慎重に皆様の御意見も聞きながら、勉強もしながら、させていただいたということでございます。

少し長くなりましたが、こういう判断でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 介護保険の問題については、おおむね理解ができたというふうに思います。

続きまして、地震対策と街づくりについての部分で、何点か御質問をさせていただきます。

まず、真丁のアーケードについては、老朽化、また補修等を踏まえて、検討していきたいということですので、早急に、実際にそこで営業されている方等もおりますので、地元の人との話し合いも、当然必要であろうと思いますので、早急な計画というのを示していただければとい

うふうに思います。

この部分で、先ほど、まちづくり、市街地域の総合的なまちづくりについての計画をつくっていかねばいけないというふうな答弁があったというふうに思うんですが、大体、いつごろをめどにつくっていかうとしているのか、これは非常に大事なことじゃないかというふうに思うんですが、その点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） ただいま、まちづくり計画でございます。早急な計画策定をしなきゃいけないとは思っております。

これ、特に今まで、まちづくり活性化協議会、中心市街地活性化協議会ということで、まちづくり会社が中心になって、今までいろんな検討をまいりました。

それが、3. 11以来、少しとまっております。これは、本当に避難計画、市街地の方々の避難計画であるとか、災害に対応する計画だとか、そういうものを大きな災害が来るというような想定を、もう一つ見直しをしないと、また今まで積み重ねたものが無駄になるんじゃないかというふうなことを、みんなお考えになっているんじゃないかと思っております。

商工会議所のほうでも、まちづくり会社の社長をしていただいておりますから、この方々、皆さんと一緒になって、早急な取り組みをしていかねばいけない。

災害対策、地震対策、津波対策につきましては、この9月に、できるだけ地方に出向いて、皆様の御意見を聞いた上で、避難道であるとか、避難タワーとかいう話も出ております。これが実現できるかどうかは別としまして、この地震津波対策、これに具体的なものを張りつけていかねばいけないと思いますし、この中心市街地も一緒でございます。

そういった水が来る、津波が来るというふうな想定が、どこまでの想定でやるのかどうかとか、そういったいろんな要素が、今回の3. 11で変わってきております。真丁のアーケードの、この建てかえと申しますか、建てかえなのか、全部青空にしてしまうのか、そこら辺の判断も、やはり皆さんの声をたくさん聞きながら、まとめていかなきゃいけないかなというふうに思います。

そんなことで、いつまでというのが、これは早急にしなきゃいけないというのは、よくわかっておるんですが、いつまでという期限が、ちょっと私、まだ、きょう初めて、今、聞きまして、心の中に用意ができておりませんでしたので、これはもう、早急な検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、再質問を行います。

早急な計画をつくっていききたいということで、できるだけ早く計画をつくり、また審議を、私たちにもさせていただきたいというふうに思います。

次の質問は、特に災害に強いまちづくりというのが、やっぱり必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、その部分でいえば、役所がやっぱりリーダーシップをとってやっていかなければいけないというふうに感じております。

その点でいえば、宿毛市の庁舎というのは、やはりその拠点になるべき建物であるというふうに思っておりますので、この庁舎の耐震化というのか、耐震をするよりも、建てかえるほうがいいのかというのが、私にはわからないのですが、ぜひ耐震診断というのも、一つ選択肢の中に入れるべきではないかというふうに思いま

すが、今月の高知市議会においても、高知市庁舎が34年ぐらいの建物であるというふうに聞いたと思うんですが、耐震をすべきか、建てかえるべきかを、検討を始めたいというふうなことが出ておりましたが、宿毛市庁舎においても、年代的には、そんなに、5年ぐらいの差はありますが、非常に老朽化が激しくて、なかなか強度が弱いというふうな判断をしているように聞いておりますが、一度、耐震診断をしてみるべきではないかというふうに考えますが、このことについて、御答弁を願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 難しい話でございますが、今ちょっと、戸惑いがあります。

今まで、実は、学校の再編計画等も含めましたときに、試案が出たときに、財政的なシミュレーションをしております。

その中には、まだ市役所の庁舎の建てかえであるとか、先ほど申しました、あと二つの施設の建てかえのほうには、まだシミュレーションの中に入っていないというふうなことがございまして、頭の中に、その財政的な部分が入っていなかったということがございます。

今はその耐震診断だけでもというふうなお話がありました。またこれ、事務方とちょっと話を、打ち合わせをさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） さきの東日本大震災において、庁舎が残った自治体、また職員が多く生存している自治体は、災害復旧、また復興にすぐ取りかかっているというふうな例も出ているようですので、ぜひ宿毛市としての庁舎の耐震、また建てかえ等についての検討に入りたいということを申し添えておきます。

次に、市長雑感ついて、市長も変えるところは

変えて、よりよいものにしていきたいというふうに答弁をいただきましたので、1点だけ、ここ4月以降で読んでいて気になった点が、1点だけありますので、それについてお聞きをしたいと思います。

これは、職員採用問題について、2回ほど、多分、市長は雑感の中に書かれているというふうに思いますが、採用試験について、不正はないよと。これは当然、あってはいけないことです。これは当然、そうだと思うんですが、1次試験の中に、現在、作文が入れられています。

これは、一般的に考えて、なかなか人の書いた作文というのは、採点しにくい部分にありますので、これを1次試験に入れることによって、不透明感がすごくできてくるのではないかとというふうに思うんですが、この作文を1次試験の中に入れたことの理由と、効果というのが、わかれば御答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） つまびらかに覚えているところはございませんが、教養試験が、これは試験官も見えないような形でなされている1次試験があります。

その時間が半日で済むといったところで、そのときにもう、作文もしていただいたほうがいいんじゃないかというふうなことで、1次試験の、いわゆる教養試験通った方ですね。

それを、その方の人物を、そこで一応見ようかというふうなことで始めた、というふうに記憶をしているところでございます。

したがって、あくまで1次試験というのは、教養試験でございます。その教養試験の結果に基づいた形で、そういう形で、あと、その方々の作文も見せていただくと。その後、1次と2次の中間にあるのかなというふうに思いますが、その作文も試験官のほうで採点をするというふうな形でなされているというところでございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっと、再質問をさせていただきます。

今の市長の答弁によりますと、1次試験、学科試験というふうに、多分、いわれていると思うんですが、学科試験は、多分、東京のほうの業者がとってかえって、採点をするというふうに聞いておりますが、それが返ってきた中に、その作文の点数を加点するという形になっているのか、最初から作文が1次試験の中に入っているのか、面接との間の中間点にあるような説明でありましたので、その点をはっきりしていただきたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） いわゆる学科試験がございまして、その中に、プラスして作文の点数を、試験官が点数をつけまして、その合計の形の点数で1次合格者を決めるというふうな状況でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 採用試験ですので、これは市の職員、18歳であったり、22歳であったりという、新しい血を役所の中に入れるということ言えば、長い時間、定年までというか、職員を、一人の人を雇う試験ですので、慎重に、また市民から不審の目で見られないような形で試験が行われるのが、当然でありますので、市長雑感にもありましたように、不正はないよと言え言えほど、本当はあるんじゃないかというふうに思われがちですので、できれば19年度ぐらいから、1次試験のほうに作文が入ったようにも聞いておりますが、そんなに昔じゃないですよ。多分、今の市長になってから変わったというふうに認識をしておりますが、その点について、もう一度、採用試験全体を見直すべきではないかというふうに思いますが、この点について、御答弁があればよろし

くお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 採用試験全体を見直すということのお話がありました。これは、やはりいい人材を取るといのが、この採用試験でございますから、いろんな民間の人たちと、もうお話を聞いたりしますと、近ごろは面接を非常に重視しているというふうなことを聞いております。

面接を、1次、2次、3次、4次ぐらいまでやって、そしてその最後に、例えば教養的な試験をやっているとか、そういうふうな、高知県の人材育成センターというのがあるんですが、そういった方々に聞きますと、そんなこともありますということで、私自身としましては、やはり人物重視をきちんとやるためには、民間で採用しているような採用試験の方法というふうなものとか、やはりいい人材をきちんととれるような、システム的なものがなされればいいのかというふうには思います。

ただ、今、市役所の公務でございますから、そこら辺が一株式会社と違った部分が、どうしても発生してきます。そこら辺もやっぱり勘案しながら、厳選できるというふうな体制、対応というものは、していかなきゃいけないだろうというふうなことは、幹部会の中でも、いつも話はしているところでございまして、人に不審を抱かれないような形の採用試験となるようなことも、していきたい。

その反面、また人物を重視した、面接を重視した、今、見てますのは、一人15分ぐらいですかね。一人15分ぐらいで、この人物を判定しなきゃいけないような、非常に厳しい判定会になっていると思います。

そういったことで、いろんな採用試験のあり方、やり方、そういったものも、いろいろ勉強した形で実施していかなきゃいけないかなと、

そんなことを感じております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

採用試験、これからの検討もあるというふうに受け取りましたので、この採用試験については、これで終わりたいというふうに思います。

次に、教育長に、小中学校の再編計画について、何点か御質問させていただきたいと思ます。

先ほど、年内に方向性は示したいということでありましたので、予算面については、そういうことになると、24年度の当初予算に計上をする方向で考えているというふうな認識でよろしいのでしょうか。まず1点目、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、学校の統合問題、それから建設場所について、年内に決定をして、予算を計上すると、話をいたしました。

いつまでがめどかといつて、大変難しいと思いますけれども、先ほど来、申し上げておりますように、皆さんの、地域の皆さん、それから保護者の皆さん、教育的な視点であるとか、それから、市長部局のまちの活性化であるとか、防災の面であるとか、いろいろな視点で協議をしなくてはなりませんので、はっきりした日にちはわかりませんが、我々としては、年内に設定ができて、それで12月議会に予算が計上できればしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 12月には予算を計上したいということで、鋭意努力をしていくというふうな受け取りました。

あと2カ月ぐらいしかありませんので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、今回の9月議会の補正予算に出ております耐震2次診断についてお聞きをいたします。

耐震補強をする方向で、予算をつけているというふうに思っておりますので、これはいいことであるというふうに、私自身は思っているわけですが、まず、ことし6月の浅木議員の質問、先ほど言った質問の中で、2015年までに耐震補強ができない学校が4校あると。その4校については、山奈小、平田小、東中、それと休校になっている沖の島小であるというふうに言われました。

橋上小学校は、多分、橋上中学校へ移転をして、橋上中学校が統合になるのであるというような話やったというふうに思うんですが、ということは、橋上中学校も、当面は統合ということはないのかなというふうに感じるわけですが、その点について、教育委員会のお考えをお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えいたします。

何点かあったと思いますけれども、まず、第2次診断のその建設を取りやめた、診断の委託料を計上している、そのことについて、6月議会でのことに整合性がたたんのではないかという話があったと思いますけれども、その点につきましては、先ほど申しましたように、できればすべての学校の子供の安全安心を担保するために、すべての学校を耐震補強する、新しい学校を改築するという事で対応してまいりたいと、こんなふうに考えておりますけれども、近々、学校を改築する、改築する学校については、それが近い将来、短いスパンで統合が計画をされている学校については、耐震補強を取り組まない。

その中で、議員御指摘のありましたように、橋上小学校につきましては、耐震の補強工事をするというのを目途に、ことし第2次診断をすることについて、説明をしていただきたい、説明をしてくれというお話ですけれども、このことにつきましても、今、鋭意、我々としても地域にも出向いて、学校にも説明をする中で、新しい枠組みの中に入ってもらって、中学校の中では、いつも私が申しておりますように、専門の教科の先生が、子供の知に対する興味の心を育てるためには、宿毛中学校の枠組みの中に入っていただきたいという、こういう話を進めてまいっています。

けれども、皆さんに説明をする中で、あと何年になるか、難しいということもありますし、あきらめたわけではありませんけれども、努力はするけれども、いつになるかわからないのに、このまま耐震補強もせずに、子供の安全安心を担保できるのかという考えもありますし、それからもう1点、その橋上中学校は、耐震補強はできている。昭和57年度でありますので、もう耐震補強する必要のない学校でありますけれども、小学校の児童が中学校へ来た場合には、その小学校の子供に合った、その施設をいろいろ改善しなければならない。いろいろ、階段を低くするだとか、トイレのことだとか、それからいろいろなものを、工事をしなくてはならないという点もあるかもしれない。

それから、その中学校を地区のためにいろいろ話し合い活動であるだとか、地域の住民が、いろいろな災害の対策の拠点にするだとかいうような視点もあって、いろいろなことを考慮する中で、小学校は耐震補強して、あきらめたわけではありませんので、中学校は宿毛中学校の中へ、枠組みの中に入っていただきたいけれども、相談をしながら、やっぱり子供たちの安全は担保しなければならないんじゃないかと、こ

ういうふうな判断をしております。

それから、もう1点、沖の島につきましても、ちょっと説明させていただきたいと思っておりますけれども、今の予定では、沖の島小学校に1名、児童が入ってくると。入学する予定になっております。

そのときに、今の状況でいいのかという話がありまして、そのことについては、今の施設を壊して、新しい校舎を建てると。それから保育園も入ってもらって、木造で対応するだとか、それから耐震補強で対応するだとかいうことがありますので、地域の皆さん、それから教育委員会ともいろいろ協議をする中で、対応してまいりたいと。

この2点のことについて、ちょっと説明させていただいた、こんなふうに思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 質問を行います。

橋上小中学校、また沖の島のことについても説明をいただきました。

安全に、安心して勉強ができる環境を、いち早く整備してほしいという、7割を超すPTAの保護者の声を受けての、今回の教育委員会の方向転換ということですので、ある程度、私としても評価をしたいというふうに思いますが。

1点、宿毛中学校については、さきに、これは市長に聞いたほうがいいかもしれないんですが、耐震補強をして残したいという意向も示されたわけですが、このことについて、もし残すのであれば、当然、早急に耐震診断、2次診断をし、耐震補強をすべきではないかというふうに思うんですが、このことについて、市長から答弁がいただければというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 私のほうとしては、中学校を残したいというふうに言い切っておりません。

松田川のほうに、中学校を行かないためにはどうすればいいか。それには、ここのある中学校を耐震補強して、今のところを生かすしかないねと、いうふうな言い方でございます、そのこのところ、誤解ないようにしていただきたい。

そういうふうに、もし行かないような方策を、皆さんが行くなというふうなことは、議会にも請願が3,000何百人ですか、集まっているということで、じゃあ、今、原案が教育委員会のものでございますから、そこでじゃあ、皆さんが、3,600人の方々の意向を踏まえた、一つの検討案を考える上では、今のところに残すしかない。残すのであれば、耐震補強、これはしていかなければいけないと、そういう意味でございますから、そのこのところをお間違いないように。

今は、教育委員会が原案のままで、皆さんからいろんな意見を聞いております。ただ、一つの考え方として、あそこの南側に、例えば小学校を高いのをつくったりして、そしてまた、中学校を耐震補強するという形であったら、そこは残りますねというふうなことでございますので、今、そこで私が、これで決めたということではございませんし、教育委員会が今、皆さんからいろんな意見を聞いて、また意見に基づいた案を、議会のほうにも提示をしている状況でございますから、そういった案を、皆さんがうんとたたきにして、いろんな意見を言っていただいて、教育委員会が最終的にまとめていただくという状況でございます。

そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長の案は、案の一つであるというふうに受け取ってよろしいですね。

ということですので、教育委員会としての方向性は、22年の6月以降、言っている小学校

をグラウンドに建て、中学校を松田川に移転したいということで、現在も進んでいるというふうに、私として認識しておりますので、それによろしければ、後で御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

これが、多分最後になるかと思うんですが、市内に小中学校が点在をしております。さきの震災を受けて、ほとんどの東北の小中学校、また学校の体育館というのが、避難所になったりしております。宿毛市としても、やはり震災後、また復興の途中では、そういうところが避難所になっていくのではないかというふうに思うんですが。

小学校、中学校の建物が、宿毛市として、1次避難所としての認識があるのか。2次避難所、2次的な避難所として、認識をしているのかについて、これは執行部というか、市長部局に聞いたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、避難所に対する認識というのがどのようにあるのかというのを、お聞きをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 学校とか、公共の施設につきましても、屋根あり、生活をする場というふうなことで、避難所としては、2次的なものに使えるんじゃないだろうか。

ただ、その被害の状況によると思うんですね。

まず、地震が来たら、高いところへ逃げろというふうなことを言ってるわけですから、これが一時的な避難場所になろうかと思ひます。

あと、ただそれで、学校が、その施設がそのまま残って使えるのであれば、これは2次的な避難所として使わなきゃいけないだろうというふうな思いがしております。民間の方々が生かされたりなんかしたときには、公共のものが残っていれば、当然、これは学校とか体育館とかい

うものは、2次避難場所として活用していかなくちゃいけないと思います。

今の学校の形態で、じゃあそれが地震に耐えられるかどうかとか、そういうものを早く、だから耐震化するとか、後々、この耐震化をしたものが、また統合とか、いろんなものになりましたら、そこは地域のものとして使っていけるようになるのかとか、そういうふうなことを総合的に考えていかなくちゃいけないというふうに思ひます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど御質問がありました新しい、今の宿毛中学校の建設場所は、最初予定したとおりでよいのかという質問が、再度の確認がありましたけれども、教育委員会といたしましては、ずっと申し上げておりますように、現在、3.11のこういう災害を受けて、あの悲しい教訓を生かすべきではないかという、意を強くしておりますし、高台で広いスペースでということは、大事な視点であろうと。

我々は、教育的視点でお話をしたい、説明をしていきたい、納得していただきたいという思ひであります。

これは、教育委員会が子供のために、教育視点でというお話をしても、議会の皆さんにそれが理解をしていただければならない。3月議会のように、例えばここにこんなものを建てるから、予算を計上しても、それは議会の皆さんが認めてくれないということになれば、これは通らない話ですので、我々は、地域の皆さんに、それから学校の関係者の皆さんに説明すると同時に、皆さんに理解をしてもらえるように進めていかなくてはならないと思ひますし、市長は市長部局の中で、先ほど来申し上げており

ますように、いろいろな視点で学校の建設場所、それからその学校の施設をいろいろな、どういうものに活用できるかという視点で、総合的に判断をしなくてはならないという立場にありますので、我々は、市長部局の中では、今の話した教育的な視点を、市長部局と話をします。

それで、市長が最終的な判断をすると、こういうプロセスになろうかと思えますけれども、我々の思いは変わっていないということでもあります。

以上です。

それから、もう1点、私が先ほど申しました橋上中学校の建設の日時ですけれども、私は国の建物の基準が、昭和56年に基準が決ったものですから、昭和57年以降の建物が耐震補強がなされているということが頭にありましたので、橋上中学校は57年の築だと申しましたけれども、実際は59年の築だったということですので、訂正をいたします。

どうも済みませんでした。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） いろいろとお聞きをいたしました。

ただ、教育委員会と執行部が、やはり一緒になって学校をつくっていかねばいけないというふうに思いますので、意思の疎通はできていると思いますが、統一した見解が、一日も早く出ることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

----- . . . -----

午後 3時40分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あら

かじめこれを延長いたします。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問に先立ち、台風12号及び15号でお亡くなりになりました方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

13番、一般質問を行います。

宿毛小中学校の改築について。

現在、想定されている学校の改築について、先ごろ、宿毛市の小中学校再編計画を進めていく市教育委員会は、8月23日に開かれた市総務文教常任委員会に、新しい宿毛小中学校の校舎配置案を、初めて図面で示したが、図面は今後、順次開いていく地区長や保護者との説明会の資料とする。現在の再編計画では、宿毛小は松田川小と統合し、現在の宿毛小グラウンドに校舎を新築、宿毛中は橋上中と統合し、松田川小跡地に校舎を新築する。

同日、委員会に示された図面で、新宿毛小学校校舎は、現在の小学校グラウンドに3階建てを新築、現在の中学校グラウンドに3階建てを建設の二つのパターンができております。

新宿毛中学校校舎については、松田川小学校跡地に加え、敷地南側の市有地も造成、さらに敷地東側の市有地と民有地を造成の二つのパターンを示した。

これらによると、新小学校グラウンドは1.3倍から1.4倍、新宿毛中学校グラウンドは1.9から2.3倍になるという、市教委は、これらとは別に、中心市街地の区長らから求められた現在地での宿毛小学校新築3案を策定した。

それによると、周辺の一部民有地を買い取り、5階建て校舎一部4階建ての部分にプールをつくる。

2階建て体育館、1階は駐車場建設、一部民有地を買い取り、コの字型の4階建て校舎を、

プールを中庭につくるか、別に平家の体育館を建設。土地を買収せず、4階建て校舎と2階建て体育館、1階にプールを建設の図面を作成。

これらの場合、小学校は現在の56から93%の広さになるという。

市教委は、図面案について、これから具体的に話を進めるためのたたき台として、8月24日の高知に掲載されました記事を抜粋させていただきました。

活字だけではわかりにくいので、宿毛市の広報にイラスト入りの学校を載せていただきたい。

2番目といたしまして、防災対策について。

街区における避難施設の指定状況について、高知県では南海トラフ沿いで発生した巨大地震の中で、四国沖から紀伊半島が震源地になった場合は、津波や強い揺れによって、大きな被害を受けています。

1707年の宝永地震は、大島地区のお宮の23段まで津波が押し寄せ、大島地区は壊滅的な打撃を受けた。

また、宿毛市の市街地の清宝寺においては、畳の上まで浸水し、お寺の過去帳が流されたと聞き及んでいます。

街区のある車いすの方からは、私たちのような弱者でも避難できる避難施設を指定していただきたいと、相談を受けました。

今、街区の避難場所は何カ所あるか、お聞きします。

また、釜石市では、風水害で避難する災害1次避難所、津波警報が出たときに逃げ込む津波避難場所、大規模な火災や地震が発生した場合の火災地震避難場所、災害後の避難生活を前提とした拠点避難所と4種類の避難場所を定めているが、宿毛市ではどのような称号で分けているか。

また、災害時のライフラインについて、一般的に電気、ガス、水道、通信などがライフライ

ンとありますが、食料の備蓄とか、避難場所での水、その他どのような対策をとっているか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の一般質問でございますが、少しちょっと、問いの面がわかりにくかったので、確認をしながらでよろしゅうございましょうか。

1点目は、現在の学校建設プランが、いろいろ皆さんの御意見が出された中で、配置図とかがたくさんあるだろう。それを広報か何かに載せてほしいということでございますか。

市の広報に、そういったいろんな配置プランを載せてほしいということによろしゅうございませうか。

この件につきまして、今、初めて私のほうも聞きまして、通告のほうではなかったんですが、いろいろ配置図について、広報に載せてもいいんですが、ただ、いろんな、やっぱり説明がないと、今、学校の配置図関係で、今、いろんな皆さんが、情報が錯綜したりしておりますので、図面だけ載せると、ちょっとまた混乱が生じるんではなからうかというふうに思いますが、どれがいいのか、ちょっと、また教育委員会とも図らなきやいけない。

また、教育委員会の教育長の考えもあろうかと思っておりますので、後で、その辺はまた答えてはいただこうと思っております。

それから、防災対策でございます。

街区の避難場所ということでのお話だったかと思っております。

今の街区の緊急避難場所につきましては、現在、大井田病院、それから文教センター、水道課、石鎚神社、宿毛天満宮、それから忠霊塔などの12カ所を指定しておりまして、最近、指定されました避難場所以外につきましては、各

戸全戸に配布をしています津波の浸水マップに記載をしている状況でございます。

今回、東日本の被災で受けた避難場所を、東日本の災害を受けたところでは、避難場所を区分けしているということでございますが、今のところ、市のほうでは、いろんなそういった形での区分け、そういうものはしておりません。避難場所ということだけの設定をしているところでございます。

それから、災害時のライフラインの確保でございます。これ、自主防災組織等にも、いろいろと備品等を渡したりもしておりますし、場所によっては、毛布だとかいったものも置いておるわけでございます。

ライフラインの確保ということでございますと、どうしても電気、ガス、それから水道、電話など、いろんなものがございますが、今、市が直接、これは携わっておりますのは、水道でございます。

水は命の水といえますように、非常に生活していく上で大切なものでございます。電気もガスも、全部大切なものではございますが、人が生きていくためには、非常に水は、すぐ要するようなものでございますが、まず水道施設のことを申し上げますと、松田川水系は本当に良質で豊富な地下水なんかで、恵まれた自然環境のもとで、上水道が2、簡易水道施設が5、それから飲料水供給施設3の、計10施設で水道水、生活水の安定供給を、今、行っているところでございまして、このうち上水道、東部広域簡易水道、北部簡易水道、小筑紫簡易水道は、配水本管を連結しておりますので、稼働可能な施設があり、配水管等に破損がなければ、これは送水することができるようになっております。

万一、もう配水管等が破損した場合につきましては、給水タンクが17基ございまして、36トン分を保有しております。

そういったところで、車両等によりまして、断水をした地区には、巡回をしまして、配水を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

一応、以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、市長のほうから、要旨については答弁がありましたけれども、同じ考えでありますけれども、私のほうから、少し補完して、詳しく説明をさせていただきたい、こんなふうに思います。

これは、先ほど、寺田議員の一般質問の中でもお答えをいたしましたので、重複するところがあるかと思えますけれども、教育委員会としての考え、それも濱田議員にお知らせをしなければならぬと思えますし、濱田議員さんのこの学校、宿毛小学校の建設場所について、思い入れがあって、みんなの問題にして、話し合いを進めていく、そういう気持ちもわかりますので、教育委員会としての考えを説明させていただきたいと、こんなふうに思います。

まず、宿毛小学校及び宿毛中学校の建設に係る配置図を、イラスト入りで、広報で住民に周知をすることができないかという質問であったと思えます。

このことにつきましては、去る8月23日に、総務文教常任委員会において、宿毛小学校と宿毛中学校の建設に係る配置図を提示をさせていただきました。

教育委員会といたしましては、学校再編計画に基づいて、宿毛小学校及び中学校を改築する上で、両校の関係、教育環境を改善するためには、宿毛小学校と松田川小学校の統合校舎を、現在の宿毛小学校のグラウンドに建設をいたしまして、その後、松田川小学校の跡地に宿毛中

学校を建設することが、最も望ましい方法であろうと考えております。

そのことにつきましては、3月議会、それから6月議会にもお話をしたと思えますけれども、子供の視点で、広い場所で、広いスペースで、安全安心な学校教育活動が推進できると、そういうふう考えたからであります。

それぞれの、宿毛中学校区の保護者や地区長の皆さん、PTA連合会の役員の皆さんにも、そういう方向で説明をしてきましたし、今後も意見交換を進めていきたいと、こんなふうに思っております。

その説明の中で、地区長さんや保護者の皆様から、口頭で説明を受けるだけでは、どのような学校の配置になるか。そして、どのような学校をイメージしたらいいのかわかりにくいので、自分たちが望む場所に、校舎等の絵をかいて、その地図の中に絵をかいてみて、協議のたたき台にしてもらいたいと、そういう提示をしてほしいとの要請がありましたので、教育委員会のプランとは別に、皆さんから要求があったものについて、配置図を提示をしたと、こういうことでございます。

地区長連合会における説明会の中では、教育委員会が考えている案とは別に、濱田議員さんもお話もありましたように、現在の宿毛小学校の校舎や体育館、プールのある敷地に、グラウンドも入れた図面も描いてほしいとの依頼も受けました。

一方、PTAの連合会からは、宿毛小学校のグラウンドではなくして、現在の宿毛小学校の南側ぎりぎりに、それは南側を校庭に使えろという意味もあったと思えますけれども、小学校を建設する図面を描けないかという依頼がありました。

そのために、要望を受けまして、どのようなイメージになるかだけを伝えるために、宿毛小

学校と宿毛中学校に、それぞれ必要な教室の数等をもとに、建設課に依頼をして、作成をしていただきました。

8月23日に総務文教委員会において、教育委員会の案としての配置図と、それから地区長連合会やPTAの連合会の依頼を受けて作成した配置図を、合わせて提示をさせて、今後この図面をたたき台として、地区長連合会やPTAの連合会と協議をしていく旨を、報告をさせていただきました。

このような趣旨で作成をした配置図でありますので、十分に趣旨を説明をしていただいて、提示をさせていただくことが、最も誤解を招くことがない方法であると、そのように考えております。

そのため、文書にて趣旨を掲載をして、市民の方々に広報でお知らせするだけでは、誤解を招くことも予想されますので、必要であれば、説明会などを開催していただいて、その場で提示をして、説明をさせていただくことが望ましい、そういうふう考えておりますので、御理解いただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

今、教育長のほうから説明を受けましたけれども、一応、6月議会に請願として3,600名近くの人々の署名を集めて、わずか10日間の間に出したわけですから。

それで、皆様方のいろいろと意見を聞きますと、その地区長会と保護者だけではなくて、私たちも、やっぱり説明は聞きたいと。そして、この高知新聞には、大体書いてもらってますけれど、これだけでは、ちょっとわからないと。

そして、どうしても、私たちが今、教育委員会が示しているビジョンを、言葉ではなくて、イラストでも示していただきたいというのを、

二、三の方から受けまして、ここでまた質問しているわけですが。

やはり、イラストなんかにすると、何か誤解が生じるというような話も聞きましたけど、この点について、もう一度お答えをお願いしたい。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私がPTAの連合会の方の中で、宿毛小学校、新しい宿毛小学校の配置の場所を、今の宿毛小学校の南側というような話をしたと思いますけれども、それは言い違いでありまして、今の宿毛中学校の南側に、今の校庭にあるところですね、あこのところへ、宿毛小学校を建てたらどうかと、そういうことでしたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

もう一遍言いますと、教育委員会の案は、今の宿毛小学校のグラウンドであります。宿毛小学校のグラウンドは、道から入ったところを、右側にあるところが宿毛小学校のグラウンドでありますけれども、そここのところへ新しい宿毛小学校を建てたらどうかという案であります。

それから、PTAの連合会の方から出された案が、宿毛中学校の南側、すぐ近くの南側に、新しい小学校を建ててはどうかという提案があった。そのことの配置図もお知らせをしたと、こういうことでありますので、私が先ほど、宿毛小学校の南側に、今の新しい宿毛小学校を建てたらどうかという配置について申しましたけれども、大変誤解があったと思えますので、訂正をさせて頂きたい。

それから、先ほどの質問がありました件につきましては、イラストを入れると誤解を生ずるのではないかというふうに質問がありましたけれども、イラストというよりも、ただ、その配置図だけを皆さんにお知らせすると、教育委員会がいっぱい案を持っていて、皆さんから意見を

をいただいている。まっといただきたいのではないかというふうに誤解されては困ると。教育委員会の案としては、先ほど申しましたように、中学校は松田川小学校の、今の松田川小学校の跡地に広いスペースで、高台でという施設でありまして、小学校については、小学校を敷地の中で、一つの敷地の中で教育活動できるように、小学校のグラウンドの中へ建てるとするか、案でありますけれども、いろいろな皆さんから案はいただいておりますので、そのことを、ただ図で示すということになりますと、誤解が生ずるという意味であります。

ありますから、我々とすれば、今後、10月5日に地区長連合会とも、またこの図を落としたので、意見交換をしてみたいと思いますし、それから、それに引き続きまして、PTAの連合会とも話し合いをする予定になっております。

その中でも、どうしても皆さんの中で、濱田議員のおっしゃいましたように、みんなの問題として話し合いが必要であるというのであれば、皆さんが集まっていただいて、その中で教育委員会が説明をする中で、その配置図を示したいと、こういうことでございますので、全然、だれにも見せたくないというものではないですので、御承知をお願いしたいと、こんなふうに思います。

ちょっと、最初のほうの説明がややこしいことになりまして、申しわけありませんでした。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 先ほど、私が発言をしました中に、宿毛小学校、新しい宿毛小学校の建設の場所、配置図を、宿毛中学校の南側に建てる。それは、PTA連合会の意見であるというふうに申しましたけれども、それはPTAのある方から、そこに建てる案も入れていただきたいということでありましたので、配置図をかかせていただきました。

その中で、PTAの中で、集まって、多数決で決った案ということではないと思いますけれども、PTAの連合会の責任ある立場の方から、その案も一つとして、プランの一つとして、あこへ建つのも、配置図も入れてくれないかという考えが、PTAから教育委員会にありましたので、それを提示をさせていただきました。

私が話の中で、PTAの周知した一つの統一したプランであるというような意味合いの発言をしたとすれば、大変申しわけなかったと、こういうふうに思っております。

PTAの責任ある方から、あこに配置図をかくのも入れてくれないかと。プランの一つとしてかいてくれないかというのでありましたので、PTAの会の中で決ったというふうな感じを与えたとすれば、大変申しわけないと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

先ほど、高倉議員からも話が出ましたけれども、学校の通学路ですね、あれなんかは、まちの皆さんが、通学路として向こうに行くの、少し子供のためにもよくないのではないかと。道の問題ですね、そういうようなことも解決せず、新しい、例えば道をつくるとか、そういうようなあれまであるがやったらいいですけど、道を、若い女の子、中学生いうたら一番あれですかね。そういう子供たちが、部活なんかで帰るときに、どうしても危険性があると。

危険性があるいうたらあれですけど、そういうようなことを、物すごい、中には悩んでいる人もおるんですよ。

だれが何と言っても、私たちは元のところへ建ててもらいたいというような、そういう意見が、私も何人かの人に聞いたんですけど。

やはり、道なんかに大きいして、バスでも

あれでも、できるんならいいですけど、ちょっとよけやることをするぐらいの道やったら、だめだというような話も、多々聞いたんですけど。

そういうような、道なんかのあれは、どれぐらいの、例えばあれですわね。父兄なんかも、今までとちごうて大分行くわけですから。100人以上の生徒が通学するんですから、今までの道では、もう到底、パニックを起こすと思うんですが、それはどのように。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

この通学路の件につきましては、市長のほうからも答弁があったと思いますけれども、我々の今の考えでは、松田川小学校跡地に中学校が移転した場合のことを想定をした場合に、今現在、二ノ宮のほうであるとか、中角であるとか、和田のほうであるとか、子供が通ってきているわけですね。

それから、小学生も、中に来ている子もおります。いろいろなことを、事情を考えなくてはいけないと思いますけれども、条件を考えなくてはいけないと思いますけれども、私どもも何回か、松田川小学校に学校訪問をするときがあるわけです。そのときに、3時とか4時とかいう、小学生が下校する時間に遭遇することがあるわけですけども、小学校1年生とか2年生の子供は、歩道をゆらゆら揺れながら帰っている。危険だなと思いつつながら見ているんですけども、立派に上級生が指導しながら、あこを通っている。

そういう状況。それから、松田川小学校に入る道ですよ。あの道と、宿毛小中学校の前を通っている道との幅って、どこに広さが違うかって。そんなに広さは、松田川小学校のあこ通っているのは、1.5車線だと思うんです。

大型と中型ぐらいであったら通れたり、普通車と普通車やったら通れる、ありますので、交通量とかいうことを考えますと、今の宿毛小中学校に子供が自転車通って、車が通る。その交通の中で起こるだろう危険度と、それから松田川小学校へ、中学生だけが通う危険度とは、データを出して、しっかり私も検証しているわけではないですから、確信を持ってお答えすることはできないと思いますけれども、机上で考える状況の中では、それは松田川小学校へ中学生だけが通うほうが、安全ではないかと、こういうふうに考えております。

宿毛の小中学校へ、小学校も中学校の子も通う中で、交通事故に遭うだろう可能性と、中学生だけが、松田川小学校跡地に通う、交通の中で起こるだろう危険度等を勘案しますと、そういうことが想定されるのではないかと。

これは、先ほど申しましたように、くどいようですけれども、確かなデータに基づいている話ではありませんけれども、そういうふうを考えておりますので、対応できる、子供の安全が担保できないということであれば、ライトをつけるであるとか、それから交通の、我々が指定する通学路としては、本道のほうがより、あこを指定するとか、どこも指定せずに、子供らに自由に通らすとかいう、そういう方法はあるかと思えますけれども、今、あこに通っている小中学生の子供が起きるだろう危険度より、むしろ安全ではないだろうか、こんなふうにも考えたりいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 学校のエリアの問題ですけど、今、本町の下の方とか、その父兄なんか、もし仮にそういうようになれば、向こうには行かせないと。片島のほうに学校を変えると。

そういうようながで、それは一応、テリトリーというものもありますから、なかなかそこは難しいんじゃないのかという。

なんちゃあ、片島に住所を移せばええんじゃないとか、そういうような、感情論も大分出てきているんですが、そういうようながで、大分、生徒数も当初思っているよりは減ると思うんですよ。もう新田なんかに至っては、一人たりとも、和田、中学校のほうには行かせないと。そうすれば、何人もの方に私も聞いてますから、それは間違いはないんです。もしあれやったら、教育長にお越しく下さいと。説明しますというような話も聞いてますけれども。

そういうようなあれで、生徒の条件なんかは、どうしているか考えていますか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

中学校に、小学校もですけども、校区制というのをしいておりますので、その中で、どうしても子供が人間関係つくるのがうまくいかないで、学校をかわるだとか、自分の特性を生かすために、校区をまたいでいくだとか、それからもう一つの方法としては、住所を変更していくだとかいう方法がありますので、そのことについては、教育委員会は出された段階で対応してまいらなくてはならないと思えますけれども。

我々はできるだけ、今の校区の中におる子供は、学校再編が進んで、それから中学校が場所がかわったとしても、その学校にいていただくように、学校にも、それから保護者にも説明をしていくつもりであります。

以上です。努力をするということです。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

確かに校区の変更したら、学校もかわれること、それはわかっています。わかっていますけれど

も、余りにも宿毛市が感情的に、住民がなるのは、私はあんまり得策ではないと、そのように考えております。

例えば、先ほど、ミステークのような格好になりましたけれども、何人かの方に聞いたときに、そういうような御答弁をもらいました。そして、確かに距離からしたら、新田から片島、新田から和田。そうすれば、距離的には大分違うてくると思うんです。

そういうようなこともあって、そういう話をしたのではないかと思いますけど。

余り、このまちの中が、完全に割れてしまうようなんでは、余り教育委員会としても、通してもらいたくないと。そして、皆さんがすぐ認めてくれるんなら、それは正統の、やっぱりあれですから、私たちも余りごねるつもりはありませんけれども、しかし、地区長会の方々は、この間もちょっと話したんですけれども、皆さん、絶対に向こうにあれするということは、私ら、街区の地区長としたら、これは反対と。どのようなことをしてでも反対やと押し通しますからというような、そういうこともいただいていますし、はい、そうですかといつて、なかなか引き下がれんような、私も立場におるんです。

その感情論とか、そういうようなことがないように、していきたいんですけれども、もう少し教育委員会としても、何か柔軟な策はありませんか。お願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

教育委員会として、皆さんに納得していただけるような、それから議会の皆さんにも理解していただけるように、努力をしてみたいと思います。

我々は、学校再編に関して、地区が割れて、地域の教育力を活用できないような状況では、

アブハチ取らずみたいになりまして、子供のためになりませんので、皆さんに理解をしていただけるように、熱心をお願いをしてみたい。

それから、議員の皆さんにも理解をしてみたい。その中で、どうしても受け入れられないということであれば、仕方がありませんけれども、我々は先ほど来、ずっと申し上げておりますように、今の段階で変更があるということにはならないと思いますので、皆さんの意見をちょうだいしながら、議員の皆さんにも理解してもらえるような説明をしながら、地区の皆さん、それから地区長連合会の皆さんにも受け入れてもらえるような、そんな納得していただけるような話もしていきたいと、努力をしたいと、こういうふうに思っていますので、できるだけまちの方が割れて、地域の教育力が下がる。地域の活性につながらないということがないように、最大限、努力をしています。

性急にそのことを推し進める、強引に推し進めるという気持ちはありませんので、そのことについて、お約束いたしますので、御理解をいただきたい、そんなふうに思います。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

できる限り、生徒のためですから、子供たちのためですから、安全性というのは、やっぱり私なんかも考えていないわけではないです。一日も早く、学校はつくってやりたいと。

しかし、街区の区長さんたちは、いまだに、絶対にまちからあれすることはだめだと、というような話は私も聞いてますから、何度も。だけど、できる限り、生徒のためだからとか、いろいろとあれして、皆さんが納得していくような解決策を残してもらいたいと。

これで学校関係のあれは、一応、終わります。それから、防災対策について。

これも少し申しますと、今、一時避難場所と

して、学校を拠点にしてもらいたいと。そして、街區で逃げるところがないと、余り。

先ほど、市長から申されました大井田病院とか、忠霊塔のとことか、水道のあれとか、いろいろとあれしてますけど、なかなか頑丈なあれもないし、そして、一応、高知県のあれでも、学校を避難場所というのは、ちょっと不謹慎な言い方かもしれませんが、街區、宿毛のまちは大体、フラットのあれで、台風が来たら、2階ぐらいまでは浸からあ。大きな津波ですよ。それがきたら、浸かりゃあしないだろうかと、私も想定はしてます。

しかし、まちで車いすの人なんか会ったときに、学校を拠点にさせていただきたいと。そして、生徒のことですから、一般住民がそれをとというようなわけにもいかんでしょうけど、街區の人なんかは、逃げ場所として、中学校、小学校、両方を避難場所となるような計画を立ててもらえるでしょうかという意見が大分あるんですよ。

市長にももちろん答えてもらわんとはいけませんけど、教育関係の場で、学校を避難場所と余り言うと、不謹慎という言葉も出てきますので、これぐらいにしておきますけど。

一応、あれですか、宿毛でもし今度、宝永とか、いろいろと地震が今までありましたけど、大島なんかでも、23段になりますかね、階段で。

そういうようなことで、宝永の地震とか、そういうようなのが、宿毛では今度の津波はどのぐらいの規模で、想定外という言葉が今、使われていますけれども、市長はどのようにお考えしてますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 今度くる南海地震の津波はどれくらいというのは、さっぱりわかりません。はっきり言って。

昔の宝永地震のときの津波につきましては、昔のここの御当主でありました伊賀さんの子孫からちょっと聞きまして、この街區まで、やはり水が来たというふうなことで、そのときの山内家から、本家からこちらにいろんな借金をしたのが、明治時代まで続いたというふうなことは、言い伝えであるということを知っておりまして、そのときに、非常な災害を受けたんだろうということは、想定をされました。

ただ、東南海・南海地震、いろんな、三連動、四連動というふうなお話が、皆さんから、新聞論調とかで聞きますが、どれくらいくるのかというの、さっぱり、私に想定がつきません。

はっきり何メートルぐらいきますということはよう言いませんが、やはり大規模なものがくるんだろうというふうなことで対策は、練っておかなきゃいけないだろう。

濱田議員、先ほどから、避難場所として小学校、中学校というお話がございました。そういった中で、街區が水につかる、津波がくるということ想定されますと、今の小中学校では、やはり1階、2階、3階までつかるのかわかりませんが、浸かってくるだろうと。

その場合は、まず皆さんの命が大切ですから、まず高いところへ上がっていただきたい。その上で、潮が引いた場合に、潮というか、津波が引いた場合に、どういった形の避難場所が適正であるかというふうなところ、残ったところが避難場所として使っていかなきゃいけないんじゃないかと、こんなことを思っています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

一応、想定外を今、大体、考えているんですけども、釜石市なんかで、この間、津波の8日前に避難訓練をしたらしいです。そのときに、一時避難場所ではなくて、避難場所ですら

しいです。そこが一応、避難場所と錯覚して、そこに大分、殺到して、命を落とした人がおられるらしいですが。

宿毛では、確かに避難場所というのを、1次避難場所、例えば赤いしるしでやるとか、そして、2次避難場所やったら、グリーンの看板でやるとか、そういうようなことは考えたことありますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 今のところ、その色分けをしてということにつきましては、いろんな民間の建物であるとか、公共の建物はいいんですが、民間の方々の了解を得なきゃいけないとか、そういうものがあるかと思えます。

これはまた、今、いわゆる災害の起こった後、それから災害の起こるときに、逃げ場所というふうなことの、これから海拔表示であるとか、いろんなものを、やっぱりやっていかなきゃいけないところで、考えてもいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

一応、あれですか。水とか、毛布とか、あれとか、宿毛市では大体、どのぐらいの備蓄をしていますか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） ただいま、手元に備蓄の数、用品の数、ちょっと持ってませんので、今すぐ調べさせていただきます。

ただいま備蓄している物を申し上げます。

現在、使用した物もございますが、一応、東部支所、小筑紫支所、東庁舎、それから東部農村環境改善センター等に備蓄をしているものがございます。合計では、毛布が65、毛布の真空パック毛布が1,000、それからブランケットが60、ポータブルトイレが9、簡易ト

イレ、組織用セットというのが4,200、アウトドア用敷きマットが748でございますが、現在、使用をしたものもございますので、これはこれから補充をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をします。

一応、人命にかかわるようなことでございますので、市のほうとしても、一生懸命努力していただき、備蓄できるものは備蓄すると。そして、いろいろと避難訓練なんかも、市があげて、率先してやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

私の一般質問、これで終わります。

○議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時34分 散会

平成23年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第11日（平成23年9月22日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	山下哲郎君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時05分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

ただいま、市長から、昨日の一般質問における発言について、その一部を訂正したい旨の申し出がありますので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

市長、昨日、寺田議員の一般質問がございました介護保険給付金の返還についてでございますが、その中の一部、答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

この議員の質問の中で、サービス提供記録を改ざんという、この改ざんの中身は何であるかということで、お答えをきのうさせていただきました。その答えが、私ども、代筆をしたということを申し上げましたが、これはヘルパー活動記録表のヘルパー欄に、実際にサービスを行ったヘルパーの氏名と異なる氏名が記載されたということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

答弁に間違いがありましたことを、心からおわびを申し上げまして、今後、きちんとした、もっと調査をしまして、答弁をするよう努めたいと思っております。どうか御了解願いたいと思っております。

○議長（中平富宏君） ただいまの申し出のとおり、市長の発言訂正については、議長はこれを許可します。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） おはようございます。

11番、質疑を行います。

私が質疑をいたしますのは、議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）と、議案第23号別冊、平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算（第1号）の2議案であります。

早速、議案第16号について、お聞きをいたします。

ページ18ページ、2款1項17目の15節、離島振興費の中の工事請負費として、鶴来島待合所建設工事費として440万円が出されております。

昨年だったと思うんですが、島民の利便性を確保するためにとということで、250万程度で整備するという予算が出されていたというふうに記憶をしているんですが、今回、改めて440万に増額して出してきた理由をお聞きしたいと思います。

続きまして、21ページ、3款2項2目23節児童手当給付費の中で、子ども手当市町村事務取扱交付金返還金ということで、25万4,000円が計上されております。

これは、つなぎ法案で、この9月まであった子ども手当に対する事務手数料と思うんですが、返還金が25万4,000円も出た経過と、子ども手当が10月からどのようになるのか、またどのようにそれを判断しているのかについて、お聞きをいたします。

続きまして、24ページ、5款1項1目13節労働費の中の委託料、緊急雇用事業委託料として、市長の提案理由の説明で、宿毛湾水産物付加価値向上事業について、302万3,000円の予算をつけておりますが、この事業の内容、またどこに委託をするのかについて、お聞きをいたします。

続きまして、25ページ、6款1項3目19

節負担金補助及び交付金の中で、宿毛市新規就農研修支援事業補助金として120万が計上をされております。

宿毛市の農業を守っていくためには、新規就農者、非常に歓迎したいところでありますので、もっともっと積極的にしてほしいというふうに感じておるんですが、この120万については、どこにどのような補助をするのかについて、お聞きをいたします。

続きまして、28ページ。8款1項1目15節の工事請負費で、親水公園補修工事費として、43万8,000円が計上されております。

親水公園については、高知県が管理をしているというふうに思っているんですが、宿毛市が一般財源を使って、一般財源100%で工事をしようというふうに出しておりますので、工事の内容と、どういう理由なのかをお聞きをいたします。

続きまして、同じく28ページの8款2項3目19節の負担金補助及び交付金で、県営道路事業負担金として938万4,000円が計上をされております。

県道宿毛宗呂下川口線ほか2路線の県営道路事業の負担金とありますが、何に対して、宿毛市が負担をしなければいけないのかについて、お聞きをいたします。

次、29ページ。8款5項1目11節の住宅管理費の中の需用費として、市営住宅修繕費として450万が計上されていますが、この内容、また補修場所が確定しているのであれば、お示しを願いたいと思います。

次に、31ページ、9款1項2目19節非常備消防の負担金補助及び交付金ですが、高知県市町村総合事務組合分担金として1,135万5,000円が計上をされております。

提案理由の説明で、東日本大震災により、消防団員の公務災害補償に伴う財源ということで

ありますが、団員一人当たり1,900円から2万4,700円に増額されるということですので、この一人当たりの保険金が12倍以上になるということは、補償内容について、変わりがあるのか。また、変わったときには、どのような補償内容になるのかについて、お聞きをいたしたいと思います。

次に、議案第23号別冊、宿毛市水道事業会計補正予算（第1号）ですが、ページ11ページの1款1項1目の上水道資本的支出の建設改良費の中の上水道配水管整備事業費の中で、2,506万4,000円の予算が出されております。老朽化している上水道施設のポンプの取りかえとありますが、この時期に予算した理由と、どのような工事内容になるのかについて、お聞きをいたします。

同じページの2款1項1目の簡易水道資本的支出の建設改良費配水管整備事業費の中で、989万3,000円が出されております。

小筑紫簡易水道施設の減圧弁の取りかえ工事、それに附随する配管工事とありますが、どこの場所で、どのような工事を行うのかについて、お聞きをいたします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）。18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、15節工事請負費、鶴来島待合所建設工事費440万円について、御説明いたします。

本事業は、昨年度250万円にて予算を計上させていただいておりました。

しかしながら、2回の入札が不落となり、事業を実施することができませんでした。

御承知のとおり、鶴来島の定期船の発着場所

については、雨風をしのげる場所がないため、定期船を待つ間などは、大変、不自由をしています。この待合所の建設につきましては、地区からの長年の要望でもあり、特に高齢化が著しい鵜来島地区においては、住民の利便性の向上のため、市といたしましても、ぜひ建設をしていきたい施設でありました。

そうしたことから、2回の不落の結果を受け、昨年度の積算を大幅に見直し、今回、改めまして440万円の予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、11番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、21ページ、歳出の第3款民生費、第2項児童福祉費、2目児童手当給付費、23節の償還金利子及び割引料の子ども手当市町村事務取扱交付金返還金25万4,000円の増額補正につきまして、御説明させていただきます。

本補正予算につきましては、平成22年度子ども手当市町村事務取扱交付金につきまして、実績報告により返還金が確定したため、ルールどおり返還金としまして25万4,000円の増額補正を計上しようとするものであります。

なお、新たな制度に係る子ども手当の市町村事務取扱、10月からの事務取扱交付金につきましては、まだ具体的なスケジュールが示されておりませんので、示され次第、対応してまいります。

以上です。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般

会計補正予算（第6号）、24ページ。第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急雇用事業委託料、宿毛湾水産物付加価値向上事業302万3,000円の補正の内容でございますが、この事業は、宿毛湾で操業しております中小型まき網で漁獲した小型のサバを生かしたまま、養殖こわりで試験的に数カ月畜養し、一定のサイズまで大きくして出荷することで、商品価値の向上や、安定出荷の可能性を探り、事業採算性の検証を行う事業でございます。

事業の内訳は、約6カ月の畜養で、作業員2名への賃金、148万5,000円、原料代、サバ1,400キログラムで、単価約350円ですが、これが49万円、事業代78万4,000円、生けす及び船舶使用料等で26万4,000円、合計302万3,000円を委託料として計上しております。

委託先としましては、まき網漁業者と養殖漁業者が加入しておりますすくも湾漁協へ委託する予定でございます。

なお、畜養する場所は、小筑紫町の大海地先で行う予定としております。

また、今回、県からの補助内示があったことから、今回の補正したもので、100%補助の緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金で事業実施するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、25ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市新規就農研修支援事業費補助金120万円の増額補正の内容でございますが、この事業は、本年度からの事業でありまして、当初予算において、ニラを中心とする新規就農研修者1名分の研修助成費及び受入農家の謝金として、

240万円を計上しておりました。

今回、新たに1名の方が、キュウリを中心とした栽培で、就農研修を受けたいとの相談があり、10月1日から半年間の研修を受けていただくための研修助成費と、受入農家の謝金120万円を増額補正したものでございます。

補助率としましては、県補助金3分の2、市補助金3分の1の負担となっています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）でございます。

ページ28ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費の15節工事請負費において、43万8,000円の親水公園補修工事費でございますが、もともとこの親水公園につきましては、平成18年に市の事業といたしまして、5,000万円をかけて整備をしたものでございまして、今回、親水公園の入り口にありますトイレの隣にあります藤だなの方、ちょっと骨組みが腐食した関係で、補修をしようとして、今回、計上させていただいたものでございます。

続きまして、同じく28ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費、第19節負担金補助及び交付金の938万4,000円の県営道路事業負担金についてでございます。

この負担金につきましては、高知県の実施いたします県の単独事業費に係る道路改良工事に対する負担金でございまして、通例8%の負担をしております。

本来、高知県はこれ、当初、市の負担の伴わない交付金事業で国に要望しておりましたが、東日本大震災復旧に向け、交付金が割り振られ

たため、被災事業として実施することになりました。今回、予算計上させていただいたものでございます。

続きまして、ページ29ページ、第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、11節需用費、450万円の市営住宅修繕料でございます。

例年、この修繕料につきましては、半期半期で予算計上させていただいた経過がございます。老朽化した市営住宅の改修が、今回、台風等の影響も受け、新たに発生したものが多くございまして、市営住宅で一応10件、それから改良住宅で6件、それから地域新興住宅において3件のものの補修修繕を行うものでございまして、450万円の計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の31ページであります。

第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費の19節負担金補助及び交付金の、高知縣市町村総合事務組合分担金1,135万5,000円の増額、それからまた、補償、こういったことについての質疑であったと思います。

東日本大震災によります消防団員の死者、行方不明者は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が公布される直前の8月3日現在で、251名の方が死者、行方不明者となっております。

その多くの方が、公務中であったということから、平成23年度、今年度に限った特別な掛金を支払うことによって、被災されました消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保することになってございまして、補償内容は全く

変わりません。

亡くなられた団員の遺族に対して、一時金が2,230万円、それから年金もごさいますが、年金の支給につきましては、勤務年数であるとか、それからまた、扶養家族なんかによって変わりますので、この分については、割愛をさせていただきたいと思います。

なお、特別な掛金による今年度の増額部分につきましては、特別交付税により措置されるというふうになっております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 水道課長。

○水道課長（岩本克記君） おはようございます。水道課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第23号別冊、平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

ページ11ページ、1款上水道資本的支出、1項建設改良費、1目上水道配水管整備事業費2,506万5,000円の金額で、老朽化している上水道施設のポンプの取りかえ理由と、この時期に予算化しなければならない理由、そしてどのような工事を予定しているのかという御質問でございますが、まず、1点目の理由といたしまして、上水道配水管の整備工事といたしましては、現在、宿毛上水道施設は3台の水中ポンプを、昭和62年に設置し、24年経過した今も、稼働しておりますが、老朽化に伴いまして、電気保安絶縁抵抗値の基準値が下がり、過電流になり、断絶寸前な状態です。

また、保守点検においても、漏電していることがわかりましたので、このような事態では、いつ停止するかわかりません。潤いのある市民生活に欠かすことのできない水でございます。安全で安定的な給水を行うため、今回、地下4.2メートルに設置しております2台の水中ポンプの取りかえを行うための補正でございます。

また、2点目の、この時期になぜ予算化しなければならないかということでございますが、この議決をいただきまして、受注後、製造に約5カ月程度かかりますので、どうしてもこの時期に予算計上させていただきました。

次に、2点目の同じページの2款簡易水道資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備事業費989万3,000円の増額の理由といたしまして、まず、減圧弁の取りかえ工事、これは小筑紫町周辺地域に注水しております小筑紫簡易水道施設の減圧本体が、24年経過したことから、老朽化が進みまして、障害が多く、配水管や給水管に負荷がかかり、水道本管や給水管がたびたび破損を起こしている実情でありますので、減圧の調整を行うために、減圧弁の取りかえといたしまして664万6,000円を計上し、早急に取りかえ工事を行うための補正でございます。

また、場所といたしましては、ちょうど伊与津地区のほうに行きますと、かなり広い田園地帯がございます。その中央に市道伊与野中央線という市道が走っておりますが、その中間あたりから東側へ、伊与野城ノ下線という市道がございます。その四差路の近くで、ちょうど小筑紫簡易水道施設の、施設の手前側のところの減圧弁をかえるためのものです。

また、もう1点は、配水管の布設がえということでございますが、国道321号線沿いの本管は、ちょうど40年近く経過し、老朽化が進んでおります。破損箇所がたびたび発生し、また修繕工事が、最近、多くなりまして、市民に迷惑をかけております。

今回、小筑紫簡易水道施設の減圧弁を取りかえることによりまして、水道管にかかる負荷を控え、破損箇所を少なくするために、今回、321号線、ちょうど山中スレート前の歩道の中でございますが、約730メートル間をVT硬

質塩化ビニール管150ミリ管をHPPE、水道配水用ポリエチレン管150ミリに布設がえをいたしまして、宿毛上水道と小筑紫簡易水道を結ぶ唯一の連絡管として整備し、市民の安定的な給水を行うための補正でございます。

なお、事業費が2,160万円程度かかりますので、現在、予算では不足する金額、324万7,000円を計上いたしまして、合わせて989万3,000円の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 丁寧な御説明をいただきました。本当にありがとうございます。

1点だけ、再質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第16号の離島振興費に関する440万円でございますが、2回、不落になったという御説明を受けました。今回、見直して440万円に増額して、もう一度、入札を行うということになると思うんですが、先ほど説明にもありましたように、島民の利便性を担保するためには、早急に欲しいというふうに思うんですが、この金額で、今度は大丈夫というふうなことが言えるのかどうかについて、もう一度質疑をいたします。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（山下哲郎君） 企画課長、再質疑にお答えいたします。

来船の回航費を、昨年度は1回しか見ておりませんでした。入札を受けまして、その積算を確認しましたら、3回、どの業者さんも必要だという積算でございました。

中身を見てみますと、それが必要だということになりましたので、今回、3回分を計上させていただいておりますので、ことしはできると思います。

よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

私の質疑は、これで終わります。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） おはようございます。

2番の山上でございます。質疑をさせていただきます。

私の場合は、議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、32ページでございます。

第10款教育費、この中に、第2項と第3項、小学校、中学校、それぞれの表がございます。その中に、1目13節委託料というのがございます。その中に、13節委託料、それぞれ13節になっておりますけれども、小学校につきましては、841万1,000円が計上されておりました。3項中学校費、1目13節委託料につきましては、385万3,000円というのは、それぞれ計上されております。

診断するのは、平田小学校、山奈小学校、橋上小学校、それに東中学校の4校となっておりますのですけれども、予算的には、小学校では1校当たり、単純に計算しますと、280万円ということになります。

それに比べて、中学校が385万3,000円ということでございますので、100万強の差がございます。この差はどこから来ているのかということについて、御説明をしていただきたいと思います。

それとともに、この4校につきまして、面積規模と、それぞれの診断費について、お示しをいただきたいと思います。

この内容等につきましては、これまで、一般質問の中でも議論をされておりますので、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、済みま

せん、よろしくお願いいたします。

これで1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第16号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）でございます。

32ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の13節委託料、及び同じく第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費の13節委託料についての御質問をいただきました。

今回、小学校については、3校で841万円、中学校については、1校で385万3,000円、その金額について、小学校1校当たりの金額と、中学校の金額の差についてということでございますけれども、二次耐震診断業務の経費につきましては、各学校ごとに、面積等に基づきまして、直接人件費、諸経費、均一経費、直接経費等を積算をしているものでございます。

各学校ごとの面積及び金額につきましては、山奈小学校が1,505平米で、金額261万5,000円、平田小学校が2,071平米、金額344万8,000円、橋上小学校1,081平米、234万8,000円、東中学校1,952平米、385万3,000円となっております。

ただいま説明しましたように、その面積的には、平田小学校のほうが東中学校よりも大きいにもかかわらず、単価が少なくなっている分がございまして、確かに。これにつきましては、東中学校は校舎を2期に分けて建設したという経緯がございまして、そういう部分については、より精度の診断をしなければいけないということから、金額の増額をしているということでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 再質疑をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

ちょっと、関連しましてお伺いしたいですけれども、前回の6月議会でも、片島中学校と小筑紫中学校というのを、二次診断をされるというふうな、二次診断と耐震補強実施計画ということで、するということがございましたけれども、市内全体として、耐震診断及び耐震工事の状況はどのようになっているのかということ、少し御説明をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、2番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

市内の各小中学校の耐震の状況ということでございますけれども、まず、市内の小中学校のうち、耐震化の必要のない、いわゆる新耐震基準の施設といたしましては、小筑紫小学校の校舎及び体育館、それから、咸陽小学校の北校舎及び体育館、それから、大島小学校の新校舎、平田小学校の新校舎及び体育館、山奈小学校体育館。

中学校では、片島中学校の新校舎、宿毛中学校新校舎及び体育館、橋上中学校校舎及び体育館でございます。

次に、既に耐震補強工事を実施している施設といたしましては、咸陽小学校の南校舎、それから大島小学校校舎でございます。

次に、今後、本年度二次診断を予定している学校につきましては、先ほど、山上議員御指摘のとおり、小筑紫中学校の校舎及び片島中

学校の校舎と体育館につきましては、本年の2月の臨時議会で御承認をいただいて、現在、発注をいたしているところでございますけれども、今回、あわせて平田小学校、山奈小学校、橋上小学校及び東中学校を耐震診断をいたしたいということでございます。

それから、今後、耐震診断、もしくは改築を行う必要があるという学校につきましては、大島小学校体育館、橋上小学校体育館、東中学校体育館、沖の島小中学校の校舎及び体育館、それと今回、再編計画に基づきまして、改築予定のございます宿毛小学校、松田川小学校の統合校舎、それから宿毛中学校の校舎でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうもありがとうございます。

こちらにあります小中学校の再編計画でございますけれども、これらとの整合ということにつきまして、どのように図られているのかというところがあるかと思っておりますけれども。

これでいきますと、再編計画でいきますと、平成24年度に橋上中学校に移転するという計画を、橋上小学校が耐震化診断をされるということですが、これは、昨日、教育長のほうから中学校の仕様と小学校の仕様が違うので、その期間、ブランクがあるので、その間の安全性を確保するというようなお話がございましたけれども。

それでありまして、宿毛中学校についても、耐震診断をされて、それなりの安全性を図るべきではないかと思っておりますけれども、今後の、どのような、宿毛中学校等を含めてですけれども、どのような予定になっているのかということ、少しお教えいただけますでしょうか。

このたびの補正予算につきましては、予算的な差等につきまして、理解いたしましたので、

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで」の29議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月26日から9月30日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、9月26日から9月30日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月23日から10月2日までの10日間は休会し、10月3日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分 散会

議案付託表

平成23年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (22件)	議案第1号	平成22年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第2号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第3号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第4号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	平成22年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成22年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第16号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第17号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第18号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第20号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第21号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第22号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第23号	平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	総務文教 常任委員会 (4件)	議案第24号
議案第25号		宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議案第27号		辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第28号		辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業厚生 常任委員会 (3件)	議案第26号	宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	市道路線の変更について
	議案第30号	市道路線の廃止について

平成23年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第22日（平成23年10月3日 月曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで
（議案第16号から議案第30号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 請願第1号及び陳情第1号外1件について
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を求める意見書の提出
について
- 第5 議案第31号及び議案第32号
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
議案第31号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について
議案第32号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで
- 日程第2 請願第1号及び陳情第1号外1件について
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号
- 日程第5 議案第31号及び議案第32号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
企画課長	山下哲郎君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより「議案第16号から議案第30号まで」の15議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（寺田公一君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第16号から議案第23号までの8件について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月26日と9月27日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月30日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告をいたします。

まず、第一分科会主査より、次のような審議概要の報告がありました。

議案第16号「平成23年度宿毛市一般会計補正予算」歳出中の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料。二次診断業務委託料841万1,000円と、同じく10款教育費、2項中学校費、1目学校管理費、13節委託料、二次診断業務委託料385万3,000円についてであります。本予算は平田小学校、山奈小学校、橋上小学校、東中学校の

二次耐震診断委託料を補正計上したものであります。

委員からは、本市小中学校の耐震化率のおくれを危惧する意見が出されましたが、これに対し、執行部からは、本市の学校耐震化率が、県下の市町村において、最低になることが予想されており、現在の再編計画に固執する余り、耐震化がおくれることにならないように、今回、補正予算を計上したこと。また、宿小、松田川小、宿中については、新しい校舎での安全性を確保したいということで、計画を進めているので、今回の補正予算では計上しなかったことなどについて、説明がありました。

また、今後の耐震補強工事のスケジュールに関する質問に対しては、今回、耐震診断を行う4校については、その診断結果により、優先順位をつけ、可能であれば、来年度、実施計画、平成25年度には耐震補強工事に着手したいと考えている、との回答がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審議概要の報告がありました。

議案第16号「平成23年度宿毛市一般会計補正予算」歳出中の第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、8節報償費。有害鳥獣捕獲報償費、264万についてであります。本予算は、当初予算ではシカ320頭の捕獲を計画したところ、7月の段階で、既にシカ183頭を捕獲しており、このままだと予定していた捕獲頭数を超えてしまうので、捕獲計画をシカ320頭から400頭に変更することに伴い、264万円の増額補正をするものであります。

委員からは、猟友会のメンバーも高齢化しているが、今後、どのような対策をとっていくのかとの質問があり、執行部からは、新たな人材を育成するため、捕獲わな猟の免許取得に関して、市としても助成しているとの回答がありま

した。

また、わなの講習会で、若い人は来ているのかとの質問に対して、一人、二人は講習会に来ているとの回答がありました。

以上、本委員会に付託された議案第16号から議案第23号までの議案8件につきまして、予算決算常任委員長の審査結果の報告といたします。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました議案第24号から第25号、及び議案第27号並びに議案第28号の4議案の審査結果について、御報告をいたします。

議案第24号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現下の厳しい経済状況、及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律、並びに地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることや、租税罰則にかかわる過料を3万円から10万円に引き上げること等について、改正するものです。

議案第25号は、宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月24日から、スポーツ振興法が、スポーツ基本法に改正されたことに伴い、宿毛市スポーツ振興審議会を、宿毛市スポーツ推進審議会へ名称変更する等について、改正するものです。

議案第27号及び第28号は、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてであります。

議案第27号は、沖の島辺地について、消防施設として、軽積載車の購入事業について。

議案第28号は、栄喜辺地について、簡易水道施設の整備事業について、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上4議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案4件についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第26号、第29号、第30号の3議案であります。

議案第26号は、宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、貝礎児童遊園の地番について、錯誤がありましたので、地番の改正をするものであります。

議案第29号は、市道路線の変更についてであります。本案の市道田ノ浦団地1号線は、田ノ浦漁港沿いの部分は、臨海道路として高知県が整備を進めており、管理が重複する部分を市道から除外する必要がありますので、本路線の変更をすることについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の決議を求めるものであります。

議案第30号は、市道路線の廃止についてであります。

議案の市道池島樺線は、宿毛湾港の工業団地を土地造成する計画の際、同道路の南北の土地を一体的に利用する目的で、工業団地の一部とすることを決定しており、高知県により、造成

工事が本年度完了することで、道路として利用できなくなるため、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の決議を求めるものであります。

以上、3議案につきまして、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで」の14議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで」の14議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで」の14議案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第24号について、討論に入

ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。

8番議員の浅木です。ただいまから、議案第24号について、討論を行います。

この議案を審査した総務文教常任委員長から、原案を可決することにしたとの報告がありましたが、私は、この委員長報告に反対する立場から討論します。

この議案は、今年の6月22日に国会で成立した現下の厳しい経済状況、及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税の一部を改正する法律が成立したことに追随して、宿毛市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

成立したこの法律は、NPO法人への寄附金控除の対象拡大とか、離島航路事業の船舶に対する固定資産税軽減措置を図る一面もありますが、国民にさらなる苦難を押しつける内容も含まれています。

その問題点の一つが、納税者に対する刑事罰の強化であります。

さらに、国民健康保険税の算定方式を、旧ただし書方式に一元化するなどであります。こうした国民に新たな負担を押しつける内容であるため、日本共産党は、この法律の成立に反対しました。

そもそも税金は、負担能力に応じて賦課されるべきものであり、また、取り立てるのではなく、国民が納得して自主的に納めるべきものであります。

ところが、今日では、徴税という言葉でわかるように、無理な税金をかけて、払えなければお上が権力にものをいわせて取り立てる方法が露骨になりつつあります。

240兆円もの内部留保を持つ大企業にはさ

らなる減税をし、弱いところへ高い税金を押しつけ、強制的に取り立てる税行政自体に、大きな問題があります。特に納税者に対する刑事罰を強化する。罰金を一気に3倍化するなど、許されるものではありません。

また、国民健康保険税の所得割算定方式を、旧ただし書方式に一元化することは、本文方式や住民税方式で住民負担を軽減している自治体に対し、住民に高額保険料の押しつけをさせるものとなり、今でも高過ぎる保険料であえぐ国民に、さらに苦しめることとなります。

こうした国民をさらなる苦難に陥れるこの税制改革に、日本共産党は厳しく反対を貫きました。

こうした法が成立したとはいえ、市民税の租税罰則に係る過料を、3万円から一気に10万円に引き上げる条例がつくられ、もしこれが乱用されるなら、市民はさらなる苦難におそわれます。

なお、この条例の対象となる事業者は、宿毛では約1,000業者ぐらいあるようであります。私は、過料をせいぜい現状程度に据え置き、行政が適切な納税指導に努め、問題事案が発生しないようにするべきだという立場から、この議案には反対します。

皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第24号」を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって「議案第24号」は、原案のとおり可決されました。

議案第1号から議案第14号までの14議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、「請願第1号及び陳情第1号外1件」の3件を一括議題といたします。

これより、「請願第1号及び陳情第3号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました請願第1号及び陳情第3号の審査結果を御報告いたします。

初めに、請願第1号は、6月定例会からの継続審査となっております宿毛小学校の移築、宿毛中学校の移転に反対する請願であります。

本件は、宿毛市中央四丁目 大井田俊朗氏から提出されたものであり、内容といたしまして、

- 1、両計画とも市民への説明が不十分である。
- 2、小学校の改築は、現校舎敷地に建設すべきである。
- 3、中学校の松田川小学校跡地への移転は、中心街に空洞化が生じ、市街地活性化に逆行する。
- 4、小中学校の分散は、歴史的由緒ある宿毛文教地区の消滅につながる。
- 5、公共建築物は、大災害時の避難場所の役割

があり、市街地中心部に建設することが望ましい。

6、中学校の移転先への通学路の整備が不十分であり、登下校時における安全が確保されていない。

以上の理由から、宿毛小学校の移築、宿毛中学校の移転に反対することを請願するものであります。

本件につきましては、現地調査や参考人からの意見聴取を踏まえて、慎重に審査をしてまいりました。

その結果、地域に学校を残し、文教地区の伝統は守りたいという請願者と、署名をされた3,500名を超える方々の思いは十分に理解できるものであり、請願の内容を全面的に否定するものではないが、本請願は、小学校を現校舎敷地内で改築し、中学校の移転は認めないとの趣旨であるため、現時点で採択すると、議会意思として建設場所を指定することになり、現在、執行部において行われている場所選定の議論を制約することになるから、賛成多数をもって不採択とすべきものと決しました。

陳情第3号は、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体制機能の充実を求める意見書の提出についてであります。

本件は、国のアクションプランや、独立行政法人の削減、廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、国と地方の責任と役割を再検討することや、防災対策など、住民の安心、安全を支えるために必要な国の出先機関の体制や、機能の充実を図ることなどを求めるものであります。

本件につきましても、陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査をいたしました。本市議会においては、既に平成22年12月定例会において、本陳情と内容が重複する出先機関の統廃合に反対する意見書を可決し、国に対して、意見書を

提出している。

また、独立行政法人の整理合理化は、必要な見直しであるなどの意見が出され、全会一致をもって不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件及び陳情1件についての審査報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「請願第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「請願第1号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第3号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから、陳情第3号について、討論を行います。

この陳情について、先ほど、総務文教常任委員会の委員長から、審査の結果、不採択にしたとの報告がありましたので、私はこの委員長報

告に反対する立場から討論を行います。

この陳情は、高知県国家公務員労働組合協議会が、政府と国会に対して、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体制と、機能の充実を求める意見書の提出を、宿毛市議会へ要請してきたものであります。

その内容は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大災害の救援等において、国や地方自治体の職員が果たした役割から見て、今後、発生が予想される東南海・南海地震等において、住民を守る防災対策上からも、国の出先機関の維持や充実を求めるものであります。

内容的には、まさにこの陳情のとおりであり、今後の大震災でも、国や地方の公務員が、みずからの危険も顧みず、住民の救援のために尽くしている姿は、マスコミの報道でも御承知のとおりであります。

公務員は、採用の時点で憲法の遵守と、国民全体の奉仕者としての任につくことを宣誓します。私も37年間、林野庁の職員として勤務しましたが、常に我が身を律し、みずからの行動が国民への奉仕となっているかを顧み、確信を持って勤務してきたところでございます。

みずからの経験に照らしても、ほとんどの公務員が、同じ思いで仕事に取り組んでいると思います。

しかし、近年、経団連など、財界の要望に基づき、構造改革路線が進められ、公的機関が縮小されつつあります。特に、地方にある国の出先機関が縮小され、国民の要望にこたえた仕事が果たせなくなりつつあります。

また、出先機関の縮小は、地方の人口減と連動し、地域経済の疲弊をも進めています。宿毛市でも、NTTや森林管理署、気象庁、法務局など、国の出先機関がなくなり、郵便局も民営化で機能が縮小されました。また、県の出先機

関も縮小されております。

こうしたことから、宿毛地域の防災対策、経済活動から見て、これ以上の出先機関の縮小や統廃合を、何としても食い止めなくてはなりません。

昨年の12月議会で国の出先機関の統廃合に反対する意見書を議員提案し、議決していますが、この1年間のうちにも、東日本大震災が発生し、また内閣が変わるなど、時代は大きく変化しております。今、改めて陳情の趣旨を生かした意見書を議決し、新政権に地方の意見を発信することは、大きな意義があります。

また、一昨年の12月議会では、国土交通省建設労働組合から要請された地方整備局の事務所や、出張所の存続を求める意見書の提出を求める陳情を否決しております。

同趣旨の意見書を2年前には否決して、昨年は可決して、今年はまだ否決する。年ごとに議会の意思決定が変わるのもおかしいものであります。

宿毛市議会の国の出先機関等を維持せよという、断固たる意志を貫くためにも、今回の陳情も採択するべきであるということを声高く訴え、皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第3号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

○議長（中平富宏君） 「陳情第1号」については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（中平富宏君） 日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を求める意見書の提出について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

高知県唯一の有人離島を持つ自治体として、離島振興法の果たす役割は、大変重要なものがありますが、平成25年3月末で期限切れとなりますので、さらなる延長を求める意見書を、

4名の同僚議員の賛成をいただき、提出をいたします。

そこで、意見書案を提出に当たり、その内容について読み上げて、提案の理由といたします。

離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を求める意見書（案）

全国の離島は、排他的経済水域等の我が国の領域の確保、海洋資源の利用、自然環境の保全等、我が国にとって大変重要な役割を担っている。

昨今、その離島の役割がますます重要となってきた。

そうした中、離島での生活者にとっては、交通や医療、教育など更なる生活の向上が極めて重要である。

そこで、平成25年3月末で期限切れを迎える現在の離島振興法を、国並びに県の責務をより明確なものとするよう抜本的に改正し更なる延長を図るとともに、総合的な離島振興策を強力に推進し、あわせて、医療、教育、交通、介護及び通信など離島が抱える諸課題の改善やハード・ソフト面にわたる生活基盤の整備に全力を挙げる必要がある。

よって、国においては、離島振興法を抜本的に改正し、延長を図るとともに、総合的な離島振興策を推進するよう、次の措置を講じることを強く要望する。

- 1 離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を実現すること。
- 2 関係各府省庁所管の離島振興関係事業予算所要額を必ず確保すること。
- 3 離島自治体に必要な地方交付税・各種交付金を措置し、離島を持つ自治体への十分な財政措置を講ずること。
- 4 医師等離島医療従事者の確保・派遣制度を確立するとともに、離島の特性に応じた介護支援体制を講ずること。

5 離島航路補助制度の抜本改革を推進するとともに、運営費等補助制度を拡充すること。

6 離島漁業再生支援交付金を拡充し、産業としての離島水産業の振興を図るとともに、離島独自の観光振興対策を促進すること。

7 離島における海洋漂着廃棄物の収集・処理等に係る財政支援を強化すること。

8 本土に比べて割高な離島のガソリンの継続的な引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議員各位の御賛同をいただきますように、よろしくお願いをします。

○議長（中平富宏君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が可決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、「議案第31号及び議案第32号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第31号は、平成23年度一般会計補正予算でございます。

総額で311万3,000円を増額しようとするものでございます。内容につきましては、高知海区漁業調整委員会委員の補欠選挙が10月18日告示、10月27日投票の日程で、これが急遽行われる予定となりましたので、その関係予算を補正しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議会に提案しています議案第25号、宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてに関連をいたしまして、スポーツ振興審議会委員の名称を、スポーツ推進審議会委員に名称変更しようとするものでございます。

なお、報酬金額につきましては、日額5,000円で変更はございません。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

-----・-----・-----

午前10時50分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

まず、質疑に入る前に、一言、議会の流れというものについて、説明をさせていただきたいと思っております。

本来、議案の審査につきましては、提案理由の説明後、質疑、委員会審査を行う中で、十分な審議時間を経た後に採決をすべきものであります。

したがって、議会最終日に追加で議案提出されるということは、例外的な事態だというふうに考えております。

このことについては、しかるべき理由があるうとは思いますが、本日、ここで質疑をいたすことといたしました。

まず、議案第31号について、より詳しい説明をいただきたいと思っております。

本議案は、高知海区漁業調整委員の補欠選挙が急遽行われるためということではありますが、今回、このような措置をとらなければならなかった経過をお示し願いたいと思っております。

次に、議案第32号、宿毛市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど、提案理由の説明にもありましたように、議案第25号の改正に伴って、改正するということではあります。本来は、同時に改正すべき議案ではなかったかというふうに思いますが、本日の提案になった理由と経緯について、お示しを願いたいと思っております。

1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（島内千尋君） 選挙管理委員会事務局長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

追加議案第31号別冊、なぜこの時期に追加補正をするようになったかの御質問でございますが、通常、海区の選挙は来年8月が任期満了でございます。

委員のお一人であります黒潮町の村越久佐夫氏が、先月9月12日にお亡くなりになりました。そのため、1名の欠員が生じたわけでございます。

前回の平成20年の一般選挙、海区の選挙のときには、無投票であったため、繰上充用、補充すべきものがないことから、先ほど、市長からの説明もありましたように、急遽、今月18日告示、27日選挙の運びとなったわけでございます。

そのため、今回、追加補正とさせていただきました。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第32号「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてでございます。

なぜこのような当日の追加議案になったかというところでございます。

先ほど、追加議案の説明にもございましたように、今議会で提案しております議案第25号「宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」に関連して、この条例もあわせて提出する必要がございました。

本来であれば、そのように、当初、議案提出するところではございましたが、議案提出できておりませんでしたので、追加議案として提案させていただきます。

総務文教常任委員会でもお断りいたしましたように、担当部門の管理責任者であります私の不注意によりまして、追加議案ということになり、大変御迷惑をおかけいたしました。

しかしながら、先ほど採決をいただきました議案第25号とあわせて、改正する必要がございますので、御審議、決定のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 内容的にはよくわかりました。

私が、今回、質疑を行いましたのは、単に一課長の責任ということではなく、執行部全体の責任として、議案を提出していただきたいということ、一言つけ加えさせていただきます、私の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

-----・-----・-----

午前11時15分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第31号及び議案第32号」の2議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって、議案第31号及び議案第32号の2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月12日に開催いたしました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議をいただき、提案申し上げました32議案、うち、追加議案をきょう2議案でございましたが、決算そして決算認定議案の14議案を除いて、いず

れも原案のとおり御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康に御留意いただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げます。

これで、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成23年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 岡崎利久

議員 野々下昌文

平成23年9月30日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第16号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第22号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第23号	平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成23年9月26日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第24号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第25号	宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成23年9月27日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第29号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第30号	市道路線の廃止について	原案可決	適 当

平成23年9月28日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 1 号	宿毛小学校の移築・宿毛中学校の移転に反対する請願について	不 採 択	不 適 当

平成23年9月26日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 3号	大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成23年9月30日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 1 号	平成22年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2 号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成22年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成22年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成23年9月27日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第1号	西町五丁目の市道建設について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成23年9月28日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年9月27日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
(2) 商工業の活性化対策状況について
(3) 観光産業の振興対策状況について
(4) 市道の管理状況について
(5) 環境、保健衛生の整備状況について
(6) 下水道事業の運営管理状況について
(7) 保育施設の管理状況について
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年9月30日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成23年10月3日

提出者	宿毛市議会議員	松浦英夫
賛成者	宿毛市議会議員	高倉真弓
〃	〃	山上庄一
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	浦尻和伸

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を求める意見書

全国の離島は、排他的経済水域等の我が国の領域の確保、海洋資源の利用、自然環境の保全等、我が国にとって大変重要な役割を担っている。

昨今、その離島の役割がますます重要となってきている。

そうした中、離島での生活者にとっては、交通や医療、教育など更なる生活の向上が極めて重要である。

そこで、平成25年3月末で期限切れを迎える現在の離島振興法を、国並びに県の責務をより明確なものとするよう抜本的に改正し更なる延長を図るとともに、総合的な離島振興策を強力に推進し、併せて、医療、教育、交通、介護及び通信など離島が抱える諸課題の改善やハード・ソフト面にわたる生活基盤の整備に全力を挙げる必要がある。

よって、国においては、離島振興法を抜本的に改正し延長を図るとともに総合的な離島振興策を推進するよう次の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 離島振興法を抜本的に改正し更なる延長を実現すること。
- 2 関係各府省庁所管の離島振興関係事業予算所要額を必ず確保すること。
- 3 離島自治体に必要な地方交付税・各種交付金を措置し、離島を持つ自治体への十分な財政措置を講ずること。
- 4 医師等離島医療従事者の確保・派遣制度を確立するとともに、離島の特性に応じた介護支援体制を講ずること。
- 5 離島航路補助制度の抜本改革を推進するとともに、運営費等補助制度を拡充すること。
- 6 離島漁業再生支援交付金を拡充し、産業としての離島水産業の振興を図るとともに、離島独自の観光振興対策を促進すること。
- 7 離島における海洋漂着廃棄物の収集・処理等に係る財政支援を強化すること。
- 8 本土に比べて割高な離島のガソリンの継続的な引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月3日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成23年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	6番 野々下昌文君	<p>1 地域ぐるみでの高齢者の見守りシステムについて（市長）</p> <p>(1) 本市の単身世帯の状況及び一人暮らしの高齢者認知症患者の実態について</p> <p>(2) 地域の社会資源の協力を得た高齢者の見守りについて</p> <p>(3) 緊急医療情報キットの導入について</p> <p>(4) 介護支援ボランティア制度の導入について</p> <p>2 地域防災対策について（市長）</p> <p>(1) 集中豪雨による孤立集落対策について</p> <p>(2) 緊急放送屋外施設による放送が聞けない地域の把握及び緊急情報伝達施策について</p> <p>(3) 高齢者や障害者への避難支援全体計画について</p> <p>(4) 被災者支援システムの検証について</p>
2	3番 山戸 寛君	<p>1 大規模災害（特に大震災）発生時の業務継続計画（BCP）、特にICTシステムの保全について（市長）</p> <p>(1) 現有の地域防災計画における業務継続計画（BCP）の位置づけと新たな防災計画への反映について</p> <p>(2) 現在の情報セキュリティ計画におけるICTシステムの物理的安全性の確保と情報復元性の担保について</p> <p>(3) 総務省による「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」の把握について</p> <p>(4) 急速に変革されていく自治体情報システムに対応していくための人材の確保とそのスキルアップについて</p>
3	4番 今城誠司君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 市長2期目の総括について</p> <p>(2) 災害時・緊急事態における業務継続計画について</p> <p>(3) 企業誘致について</p>
4	1番 高倉真弓君	<p>1 行政方針における宿毛市の振興計画について（市長）</p> <p>2 教育環境の整備について（市長）</p>

5	8番 浅木 敏君	<p>1 地元業者の仕事づくりについて（市長） （1）市公共事業の地元優先発注について （2）住宅リフォーム制度について</p> <p>2 原発事故から市民保護について（市長） （1）伊方原発の事故防止策について （2）伊方原発事故発生時の対策について （3）東日本大震災のがれき受け入れについて</p> <p>3 有害鳥獣対策について（市長） （1）農地等の防護対策について （2）駆除対策について （3）駆除鳥獣の食肉化について （4）被害に対する行政の対応について</p> <p>4 介護保険について（市長） （1）介護認定の現状について （2）介護給付金不正受給の返還について （3）第5期介護保険制度改定について</p>
6	7番 松浦英夫君	<p>1 改正「障害者基本法」について（市長、教育長、選挙管理委員会委員長）</p> <p>2 中山間地域振興計画について（市長）</p> <p>3 介護給付金の不正受給問題について（市長）</p>
7	5番 岡崎利久君	<p>1 第4回花へんろマラソンについて（市長）</p> <p>2 自主防災組織について（市長）</p> <p>3 肝炎ウイルス検査について（市長）</p>
8	2番 山上庄一君	<p>1 公共工事の分離発注について（市長）</p> <p>2 宿毛中学校の移転問題について（市長）</p> <p>3 宿毛小学校の設計業務委託について（市長）</p>
9	11番 寺田公一君	<p>1 介護保険給付金返還提訴について（市長）</p> <p>2 地震対策と街づくりについて（市長） （1）老朽化した真丁アーケードの対策について （2）市役所庁舎の耐震対策について</p> <p>3 広報「すくも」の市長雑感について（市長）</p> <p>4 小中学校の再編計画について（市長、教育長）</p>
10	13番 濱田陸紀君	<p>1 宿毛中学校の再編計画について（市長、教育長） （1）現在の学校建設プランについて</p> <p>2 防災対策について（市長） （1）街区における避難施設の指定状況について （2）防災時のライフライン確保対策について</p>

平成23年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成22年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 2 号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 3 号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 4 号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 5 号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 6 号	平成22年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 7 号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 8 号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第 9 号	平成22年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第10号	平成22年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第11号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第12号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第13号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	10月3日	継続審査
第14号	平成22年度宿毛市水道事業会計決算認定について	10月3日	継続審査
第15号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	9月12日	原案可決
第16号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	10月3日	原案可決
第17号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	10月3日	原案可決

第18号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	10月3日	原案可決
第19号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	10月3日	原案可決
第20号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	10月3日	原案可決
第21号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	10月3日	原案可決
第22号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	10月3日	原案可決
第23号	平成23年度宿毛市水道事業会計補正予算について	10月3日	原案可決
第24号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	10月3日	原案可決
第25号	宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	10月3日	原案可決
第26号	宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について	10月3日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	10月3日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	10月3日	原案可決
第29号	市道路線の変更について	10月3日	原案可決
第30号	市道路線の廃止について	10月3日	原案可決
第31号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	10月3日	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	10月3日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	宿毛小学校の移築・宿毛中学校の移転に反対する請願について	10月3日	不採択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 3 号	大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について	10月3日	不採択